

健康で安心して暮らせる
ぬくもりのある福祉のまちづくり

**第5期北斗市障がい者福祉計画
第1期北斗市障がい児福祉計画**

[平成30年度～平成32年度]

北 斗 市

「障害」の「害」の字のひらがな表記について

市では、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者への理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがなの「がい」で表記しています。

ただし、法令、法的効力を伴う制度や事業等の名称、団体名などの固有名詞、医学用語や学術用語等の専門用語、他の文書や法令等を引用する場合などは、従来どおり漢字表記としています。

— 北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」 障がい児福祉計画「第1期計画」の策定にあたって —

北斗市は、平成28年(2016年)3月に北海道新幹線が開業したとはいえ、緩やかに人口減少が進んでいます。

今後、新たなまちづくりを進める中で、「みんなが住みよいまちづくり」の達成に向け、「創る」「つながる」「広げる」の施策展開を図り、「躍動する都市 北斗市の創生」を目指して取り組んでいるところです。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年9月2日閣議決定)において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

このような背景を踏まえ、本計画に基づき、様々な分野の取組を総合的かつ一体的に進め、市民の皆様と力を合わせて、地域共生のまちづくりに取り組みます。

策定にあたっては、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた支援を目指し、「北斗市における障がい者福祉に関する調査」や障がい者団体及び施設関係者へのヒアリングなどを通じて、多様なご意見を広く聴くよう努めました。

本計画の基本理念である「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を念頭に、基本目標である6つの目指す方向により、障がいのある人と家族が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んで参ります。

今後も、関係の方々と連携・協働しながら、住みよい魅力ある街の実現を目指して、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定に当たり、貴重なご意見、ご助言をいただきました北斗市障がい者福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、率直なご意見、ご要望をお寄せいただいた多くの障がい者ご本人やご家族並びに障がい者団体及び施設関係者の方々に心からお礼申し上げます。



平成30年3月

北斗市長 池田達雄

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方	2
1 障がい者福祉計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象とする障がい者の範囲	2
4 計画の期間	3
5 計画期間中の見直しについて	3
6 計画の推進体制	3
7 計画の基本目標	4
第2節 障がい者施策の進捗状況	5
1 市のこれまでの取り組み	5

第2章 障がいのある人の現状

第1節 障がいのある人の現状	12
1 身体障がいのある人の現状	12
2 知的障がいのある人の現状	17
3 精神障がいのある人の現状	19
4 特別支援学級の設置状況	19
第2節 北斗市における障がい者福祉に関する調査(在宅者等編)	23
1 障がいのある人の状況	24
2 世帯の状況	26
3 介護(介助)等の状況	27
4 日常生活の状況	28
5 住まいの状況	35
6 学校教育や療育の状況	36
7 保健・医療の状況	38
8 就労の状況	39
9 社会参加活動等の状況	42
10 地域の防災について	43
11 地域福祉や障がいへの地域の理解	44
12 その他、アンケート調査での意見・要望について	46
第3節 入所施設利用者の現状	47
1 入所施設の利用状況	47
2 施設を利用している人の現状	48

第3章 施策の方向と展開

第1節 施策の方向	52
第2節 施策の展開	52
1 生活支援	52
2 保健・医療	54
3 生活環境	55
4 雇用・就労・経済的自立の支援	56
5 教育・文化芸術活動・スポーツ等	58
6 情報アクセシビリティ	60
7 行政サービスによる配慮	61
8 安全・安心	62
9 差別の解消・権利擁護の推進	64

第4章 実施計画

第1節 実施計画の策定にあたって	66
1 障がい者の自立支援の観点からの基本的な考え方	66
2 障害者総合支援法による支援体制	67
第2節 平成30～32年度の目標値の設定	68
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	68
2 福祉施設から一般就労への移行目標	70
3 障がい児支援の提供体制の整備	71
第3節 障害福祉サービスにおける見込量	72
1 居住系サービスの必要見込量	72
2 日中活動系サービスの必要見込量	74
3 訪問系サービスの必要見込量	83
4 地域生活支援事業の必要見込量	89
第4節 障がい児支援における見込量	98
1 障害児通所支援事業の必要見込量	98

第5章 計画の推進

1 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり	104
2 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり	104

資料編

「北斗市における障がい者福祉に関する調査」の概要	106
北斗市障がい者福祉計画の策定について(答申)	107
北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過	108
北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	109
北斗市障がい者福祉計画策定委員名簿	110
用語の解説	111

第 1 章

総

論

第1節 計画の基本的な考え方

1 障がい者福祉計画策定の趣旨

平成25年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

この法律において、障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活を営むための支援は、その支援をうけることにより、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々との共生が妨げられないこと、さらに、日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となる一切のものが取り除かれるよう総合的かつ計画的に行われなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

また、障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目処として、障害福祉サービスのあり方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成28年3月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

「北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）」及び「北斗市障がい児福祉計画（第1期計画）」は、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進をし、障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するために、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい者福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定されたものです。

(2) 他の計画との関係

この計画は、国の及び道の基本方針を踏まえるとともに、「北斗市総合計画」を上位計画とし、「北斗市地域福祉計画」、「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市子ども支援事業計画」等との整合性を考慮し策定するものです。

3 計画の対象とする障がい者の範囲

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法での知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4 計画の期間

市町村障がい福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、この計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

5 計画期間中の見直しについて

国では、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が障がい者施策の充実強化を図るため施行されています。

このような国の動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中において法制度等の変更があった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとします。

6 計画の推進体制

本計画は、福祉分野の各個別計画と理念を共有しながら、本市における障がい者福祉に関する基本的な計画であるとともに、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組みを目指します。

(1) 函館地域障害者自立支援協議会

障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、北斗市、函館市、七飯町の2市1町で函館地域障害者自立支援協議会を設置しています。

この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

(2) 地域住民、民間事業者、ボランティア団体との協働

障がい者福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは行政の大切なパートナーです。障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心にそれぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

(3) 国・道・函館市・七飯町との連携

国や道の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、函館市、七飯町との連携を図り、施策を推進します。

7 計画の基本目標

本計画においては、以下の施策を重点的に推進していくものとします。

(1) 地域生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、居宅支援サービスやグループホームなどの充実に努めます。また、施設入所者の地域生活への移行を支援し促進するとともに、地域生活に向けた相談、助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されることから、地域生活支援体制の整備に努めます。

(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制づくりのため、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

従来は、高齢者、障がい者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、これらを一体的に提供する「共生型サービス」の構築に努めます。

(5) 就労支援の充実

障がい者の就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることから、職場に定着できるような体制の整備に努めます。また、就労機会の拡大や工賃（給料）水準の向上に向けた取組を推進します。

(6) 子どもの将来の自立に向けた発達支援

発達の遅れや障がいのある子どもに対する児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等の提供体制の強化や、医療的ケアを必要とする児童への支援の充実等、体制の構築に努めます。

第2節 障がい者施策の進捗状況

1 市のこれまでの取り組み

平成9年度以降に、新たに取り組んだ障がいのある人にかかわる主な施策・事業の実績は次のとおりです。

◆新たに取り組んだ障がいのある人にかかわる施策・事業（平成9年度以降）

施策・事業名	実施年度	事業の内容
在日外国人障害者福祉給付金支給事業	平成9年度 }	無年金者の在住外国人に対し、地域で安定した自立生活を支援するため、福祉給付金を支給する。 支給額：月額25千円
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	平成10年度 }	自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある人に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部を助成する。 助成額：105千円
身体障害者用自動車改造費助成事業	平成10年度 }	重度の身体障がいのある人に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成する。 助成額：100千円
給食サービス事業	平成10年度 } 平成15年度	調理が困難な身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人に対して、定期的に居宅に訪問して食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。
進行性筋萎縮症者療養費給付事業	平成11年度 }	進行性筋萎縮症に罹患している身体障がいのある人に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行うための費用を給付する。
障害者生活支援事業	平成11年度 }	在宅の障がいのある人に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うため、函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町及び旧戸井町で、函館市内に障害者生活支援センターを設置する。
ホームヘルパー資格取得者助成事業	平成11年度 } 平成23年度	ホームヘルパーの養成を支援するため、ホームヘルパーの資格を取得した人に対し、その資格取得費用の一部を助成する。 助成額：10千円
ホームヘルパー養成研修事業	平成12年度 } 平成23年度	広く市民に家族介護の技術取得等を目的として、ホームヘルパーを養成する。
外出支援サービス事業	平成12年度 }	身体障がい者短期入所等の福祉サービス利用の際の送迎を行う。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
除雪サービス事業	平成12年度 }	労力その他の理由により除雪が困難な65歳以上の身体障がいのある人に対し、積雪による災害の発生等を未然に防ぐため、生活路等の確保のための居宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行う。
デイホーム運営事業	平成12年度 }	在宅介護支援のために、在宅の心身に障がいのある人、虚弱または認知症の65歳以上の高齢の人を対象に、家族の送り迎えにより一時預かりをして、趣味活動や創作活動等のサービスを行う。
福祉ハイヤー料金助成事業	平成12年度 } 平成19年度	旧大野町区域に居住する重度障がい（下肢・体幹・視覚・内部障害1～3級、知的A判定）のある人及び80歳以上の高齢の人が通院等日常生活の中で、交通手段としてハイヤーを利用する場合に、その料金の一部を助成する。 助成額：12千円（500円×24回分） ※この事業は、両町合併前の協議により、旧大野町のみ平成19年度まで実施。
訪問理美容サービス事業	平成12年度 }	身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人のみ世帯に対して、年6回まで訪問による理美容サービスを行う。
障害者地域活動緊急生活支援事業	平成13年度 }	函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町及び旧戸井町による障害者生活支援ネットワークを活用し、障がいのある人を介護している人が緊急な出来事等により介護することができない場合に、生活支援員を派遣する。
手話通訳・要約筆記奉仕員派遣事業	平成13年度 }	聴覚及び言語機能に障がいのある人と健聴者との意志の疎通を円滑にするため、函館市、旧上磯町、旧大野町、七飯町によるネットワークにより手話通訳者等の派遣を行う。
心身障害者地域共同作業所「夢」運営費補助事業	平成12年度 } 平成20年度	就労することが困難な在宅の障がいのある人に対し、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに就労の場である共同作業所の運営費を助成する。
身体障害者デイサービスの充実	平成13年度 }	介護保険デイサービスセンターとの相互利用により実施している身体障害者デイサービス事業に、新たに函館市内にある身体障害者デイサービスセンターの利用を可能とし、入浴、食事の提供、機能訓練その他のサービスを提供する。
おしま菌床きのこセンター増築整備補助事業	平成13年度	知的障害者通所授産施設の増築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
知的障害者ホームヘルプサービス事業	平成13年度 }	知的障がいのため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、その人の居宅にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事その他のサービスの提供を行う。
知的障害者ガイドヘルパー派遣事業	平成13年度 }	単独で外出が困難な知的障がいのある人の外出時に付き添いを行い、介護等の便宜を図るガイドヘルパーを派遣する。
「旧長生寮」無償貸与	平成13年度 }	知的障がい者グループホームの開設・運営に対し、「旧長生寮」の土地及び建物を無償貸与する。
精神障害者ホームヘルプサービス事業	平成14年度 }	精神障がいのため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、その人の居宅にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事その他のサービスの提供を行う。
精神障害者短期入所事業	平成14年度 }	在宅の精神障がいのある人に対して、当該障がいのある人の介護を行う人の疾病その他の理由により、当該障がいのある人が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、施設に短期間の入所をさせる。
北海道障害者スポーツ大会渡島大会	平成14年度	全道障害者スポーツ大会を渡島支庁管内1市10町により各種競技を開催。旧上磯町では水泳競技大会、旧大野町ではアーチェリーを開催する。
食の自立支援事業	平成15年度 }	調理が困難な身体障がいのある人及び65歳以上の高齢の人に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。
住宅改造費支給事業	平成15年度 }	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい等を有する身体障がいのある人又は子どもに対し、手すりの取り付け、段差の解消等のための住宅改修に要した経費を給付する。 上限額：20万円
食事支援ロボットの給付	平成15年度 }	四肢機能の全廃又は両上肢機能の全廃で坐位保持困難な体幹機能障がい1級の人に対し、操作装置を身体の一部を動かして自分で食事ができる食事支援ロボットの購入費を給付する。
車椅子トイレ整備事業	平成15年度	トラピスト修道院公衆便所に車椅子トイレを設置する。
知的障害児通園施設「つくしんぼ学級」改築整備	平成15年度	知的障害児通園施設移転改築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
障害者地域生活支援ステップアップ事業	平成15年度	地域生活支援の取組みのレベルを段階的に引き上げて（ステップアップ）、質的向上を図るための国のモデル事業を実施し、サテライト型の障がい者生活支援センター「アシスト・かみいそ（現名称「アシスト・ほくと）」を設置し、各種研修事業等を行う。
重度心身障害者医療費助成制度の充実	平成15年度 }	自己負担であった初診時一部負担金を助成する。
知的障害者通所授産施設「クッキーハウス」分場整備事業	平成16年度	知的障害者通所授産施設分場新設整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成16年度	市役所本庁舎、七重浜住民センター及び総合文化センターの車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。
子ども発達支援事業	平成17年度 }	障がい等により特別な支援を必要とする児童及び家族に対し、日常的に適切な療育や相談支援等を行うため、児童デイサービスセンター（おしま地域療育センター）を指定し、発達支援センターを設置する。
地域活動支援センターの指定	平成18年度 } 平成20年度	地域活動支援センターとして、従前の地域共同作業所「夢」を指定し、障がいのある人等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供を行う。
訪問入浴サービス事業	平成18年度 }	自宅の入浴設備では入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対し、訪問により浴槽を提供し入浴介護を行う。
日中一時支援事業（放課後ケア）	平成18年度 }	障がいのある児童等を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労を支援するため、旧教職員住宅を改修して、放課後児童等の日中における活動の場を確保し、障がい児の親等で作る「ほくとゆにばーさるネットワーク」に委託して放課後ケアを行う。
地域自立支援協議会の設置	平成19年度 }	中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、函館市、北斗市及び七飯町との共同により「函館地域障害者自立支援協議会」を設置する。
NPO法人はあと地域共同作業所運営費補助事業	平成19年度 }	就労することが困難な在宅の障がいのある人に対し、通所による生活訓練・作業訓練を行うとともに就労の場である共同作業所の運営費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成20年度	市役所総合分庁舎前さわやかトイレ及び公民館の車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。

施策・事業名	実施年度	事業の内容
地域活動支援センターの指定	平成20年度 }	地域活動支援センターとして、新たに「はあと地域共同作業所」を指定し、障がいのある人等に対し、創作活動や生産活動の機会の提供を行う。
第57回全道身体障害者福祉大会北斗大会	平成20年度	全道身体障害者福祉大会北斗大会を総合文化センター「かなで〜る」で開催。全道各地から身体に障がいのある人など約660人が参加する。
渡島地区手をつなぐ育成会北斗市大会	平成20年度	渡島地区手をつなぐ育成会北斗市大会を総合文化センター「かなで〜る」で開催。渡島管内の障がいのある人及びその家族約160人が参加する。
ワークセンターほくと増築整備補助事業	平成20年度	就労継続支援B型事業所の増築整備事業に対し、施設整備費及び設備整備費を助成する。
オストメイト対応トイレ改修事業	平成21年度	保健センター及び健康センターせせらぎ温泉、農業振興センターの車椅子用トイレをオストメイト対応トイレに改修する。
火災警報器購入助成事業	平成21年度 } 平成22年度	重度障がいのある人のいる世帯等の在宅生活を支援するため、住宅用火災警報器の購入に対し助成する。
成年後見制度利用支援事業	平成23年度 }	判断能力が十分でない障がいのある人等に対し、市長による審判申立や審判申立費用及び成年後見人等への報酬を支援する。
住宅改修費助成事業	平成23年度 }	重度身体障がいのある人等のいる世帯に対し、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するため、住宅改修に伴う費用の一部を助成する。
北海道障害者スポーツ大会渡島大会	平成26年度	全道障害者スポーツ大会を渡島支庁管内2市4町により各種競技を開催。北斗市では車椅子バスケットボール競技大会を開催する。
軽度中等度難聴児補聴器購入等助成	平成27年度 }	身体障がい者の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入又は修理に係る費用の一部を助成する。
専任手話通訳者の配置	平成29年度 }	日常的に手話を使用している聴覚障がいのある方が、市役所へ来庁した際に、各課窓口で行う申請・届出・相談などの支援のために手話通訳者を配置している。

※注：上記の「事業の内容」は、事業開始時の事業内容であって、障害者総合支援法等の施行により、現在の事業内容と一部異なるものがあります。

第 2 章

障がいのある人の現状

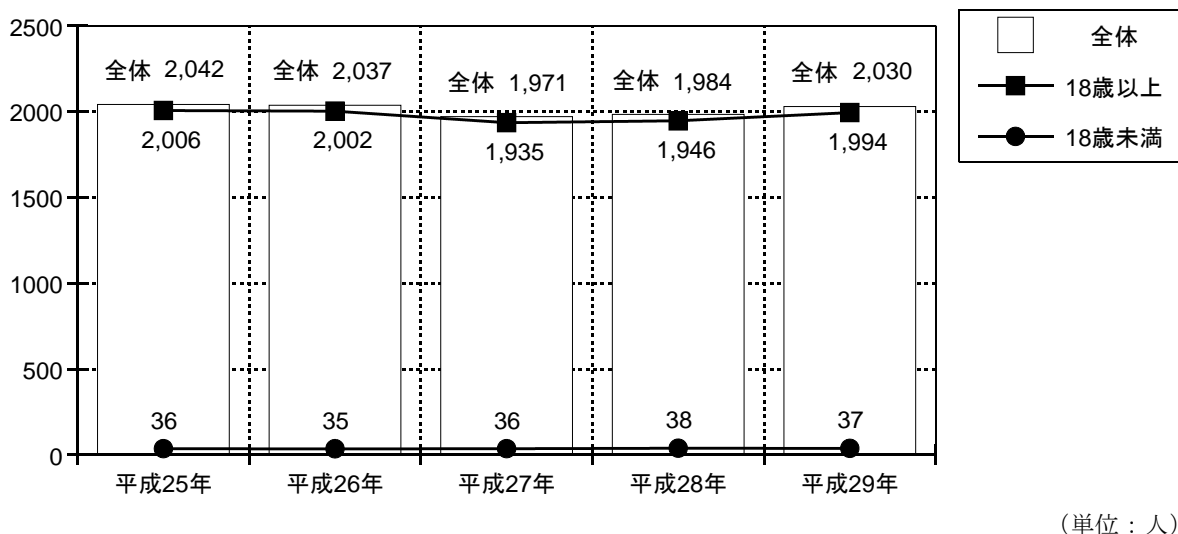
第1節 障がいのある人の現状

1 身体障がいのある人の現状

身体障害者手帳交付者数は、平成29年9月30日で、2,030人となっており、総人口46,887人に対する割合は4.3%で、平成26年3月末と比較すると約5年間で人口割合において0.1%増加しています。

年齢階層別に見ると、平成29年9月30日では、65歳以上が1,464人と、全体の72.1%を占めています。

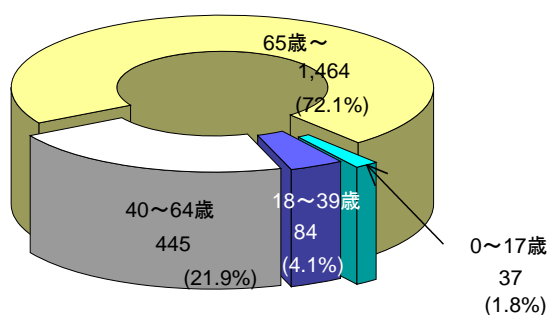
■身体障害者手帳交付者数の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	36	35	36	38	37
18歳以上	2,006	2,002	1,935	1,946	1,993
合計	2,042	2,037	1,971	1,984	2,030

(注) 平成29年のみ9月30日現在、それ以外の各年度は3月末現在

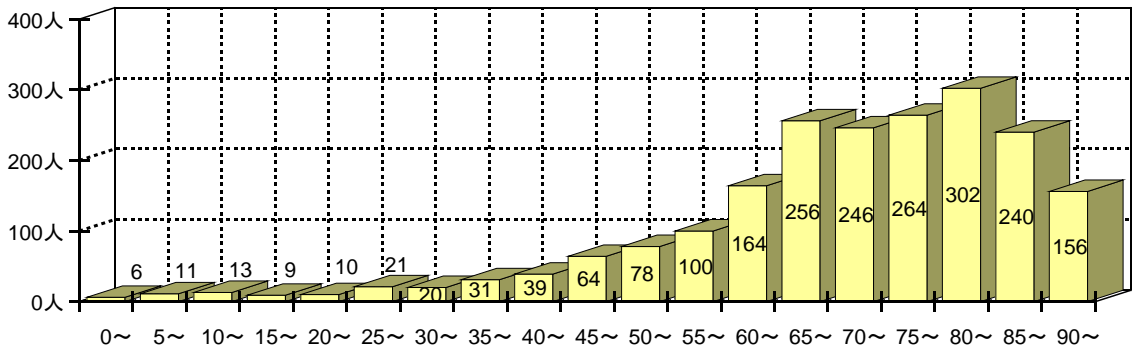
■身体障害者手帳交付者の年齢階層別の割合



0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳～	合計
37	84	445	1,464	2,030

(注) 平成29年9月30日現在

■身体障害者手帳交付者の年齢階層別の現状



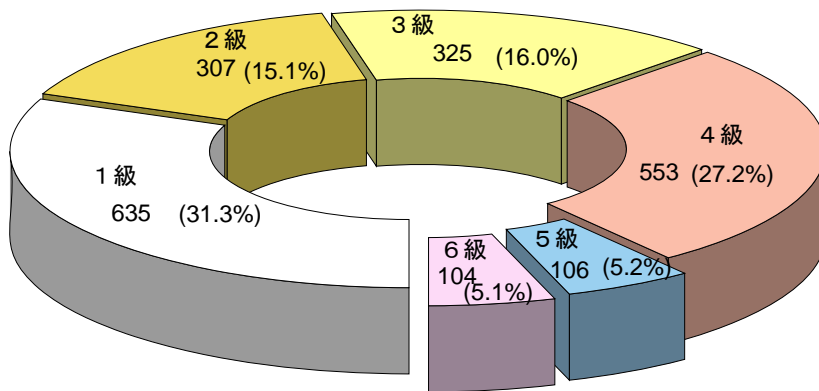
(単位：人)

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
0～4歳	6	20～24歳	10	40～44歳	39	60～64歳	164	80～84歳	302
5～9歳	11	25～29歳	21	45～49歳	64	65～69歳	256	85～89歳	240
10～14歳	13	30～34歳	20	50～54歳	78	70～74歳	246	90歳～	156
15～19歳	9	35～39歳	31	55～59歳	100	75～79歳	264	合計	2,030

(注) 平成29年9月30日現在

障がい等級別では、平成27年3月末には、1級が600人（29.5%）、2級が333人（16.3%）、3級が355人（17.4%）、4級が558人（27.4%）だったのに対し、平成29年9月30日には、1級が635人（31.3%）と35人増加し、2級が307人（15.1%）と26人減少、3級が325人（16.0%）と30人減少し、4級が553人（27.2%）と5人減少しています。

平成29年9月30日の1・2級の重度者数は、平成27年3月末と比較すると約3年間で9人増の942人となっており、身体障害者手帳交付者全体の46.4%となっています。

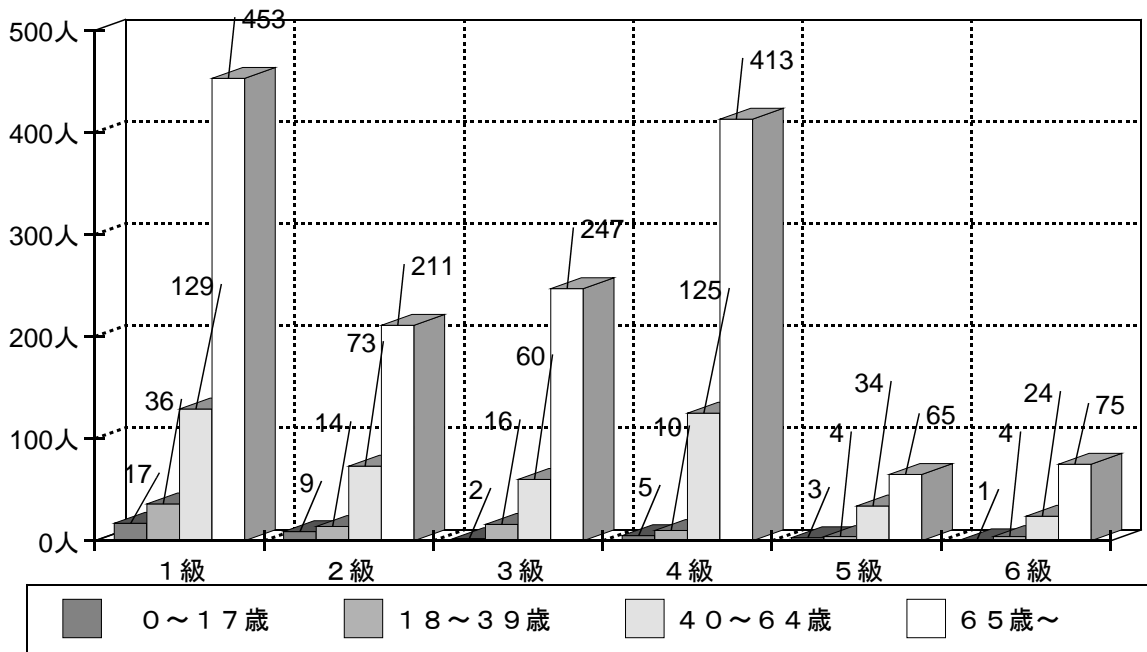
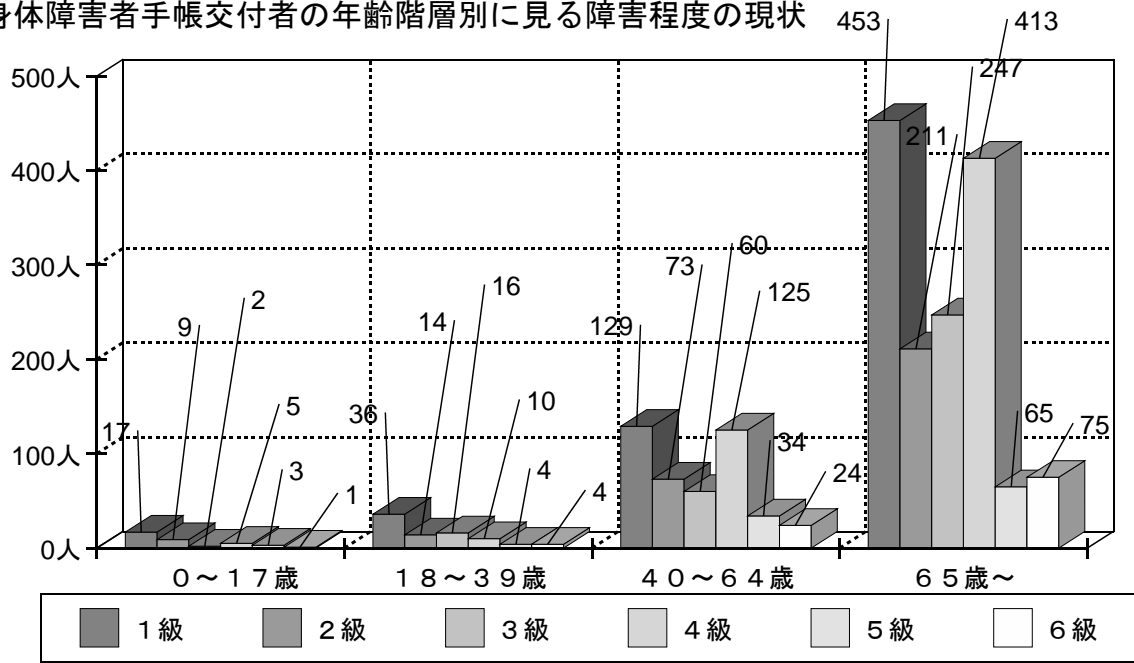


(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成26年度	600	333	355	558	96	95	2,037
平成29年度	635	307	325	553	106	104	2,030

(注) 平成29年9月30日現在

■身体障害者手帳交付者の年齢階層別に見る障害程度の現状



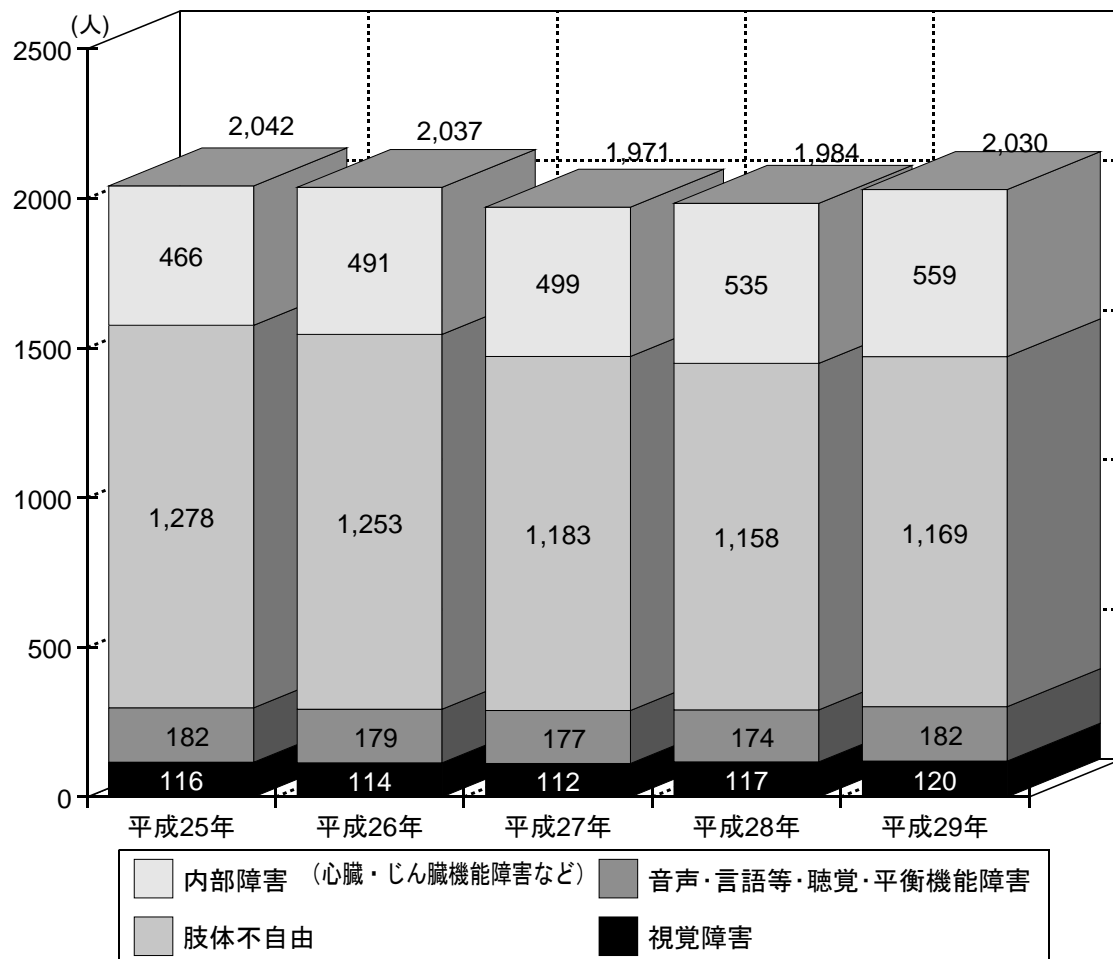
(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0~17歳	17	9	2	5	3	1	37
18~39歳	36	14	16	10	4	4	84
40~64歳	129	73	60	125	34	24	445
65歳~	453	211	247	413	65	75	1,464
合計	635	307	325	553	106	104	2,030

(注) 平成29年9月30日現在

障がい種類別に見ると、平成29年10月1日では、肢体不自由が1,169人と全体の57.6%を占めており、次いで内部障害が559人（27.5%）、音声・言語等・聴覚・平衡機能障害が183人（9.0%）、視覚障害が120人（5.9%）となっています。

■身体障害者手帳交付者の障がい種類別の内訳

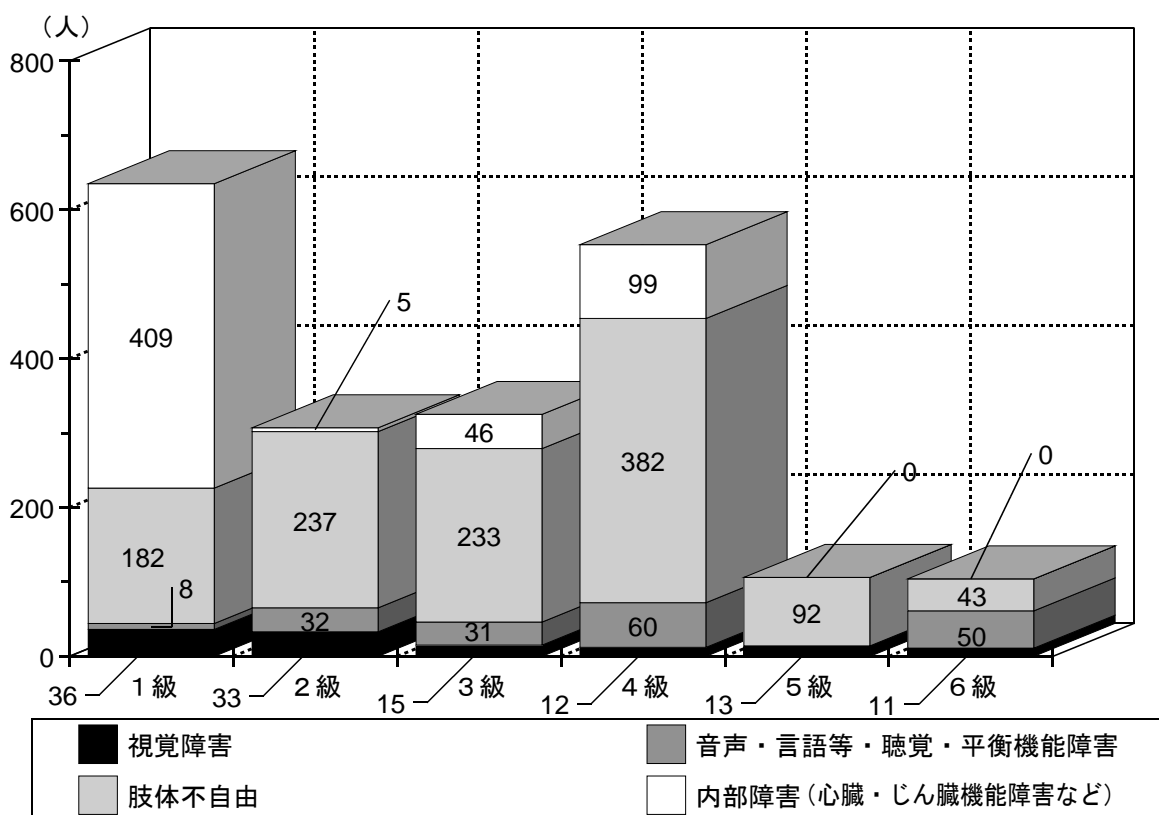


(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	116	114	112	117	120
音声・言語等・聴覚・平衡機能障害	182	179	177	174	182
肢体不自由	1,278	1,253	1,183	1,158	1,169
内部障害(心臓・じん臓機能障害など)	466	491	499	535	559
合計	2,042	2,037	1,971	1,984	2,030

(注) 平成29年のみ10月1日現在、それ以外の各年度は3月末現在

■身体障害者手帳交付者の障がい種類別の現状



(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
合	視覚障害	36	33	15	12	13	11	120
	音声・言語等・聴覚・平衡機能障害	8	32	31	60	1	50	182
計	肢体不自由	182	237	233	382	92	43	1,169
	内部障害(心臓・じん臓機能障害など)	409	5	46	99	-	-	559
	合計	635	307	325	553	106	104	2,030

【内訳】

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	視覚障害	-	-	-	-	-	-	0
	音声・言語等・聴覚・平衡機能障害	-	-	-	-	-	1	1
	肢体不自由	13	9	2	5	3	-	32
	内部障害(心臓・じん臓機能障害など)	4	-	-	-	-	-	4
	合計	17	9	2	5	3	1	37
18歳以上	視覚障害	36	33	15	12	13	11	120
	音声・言語等・聴覚・平衡機能障害	8	32	31	60	1	49	181
	肢体不自由	169	228	231	377	89	43	1,137
	内部障害(心臓・じん臓機能障害など)	405	5	46	99	-	-	555
	合計	618	298	323	548	103	103	1,993

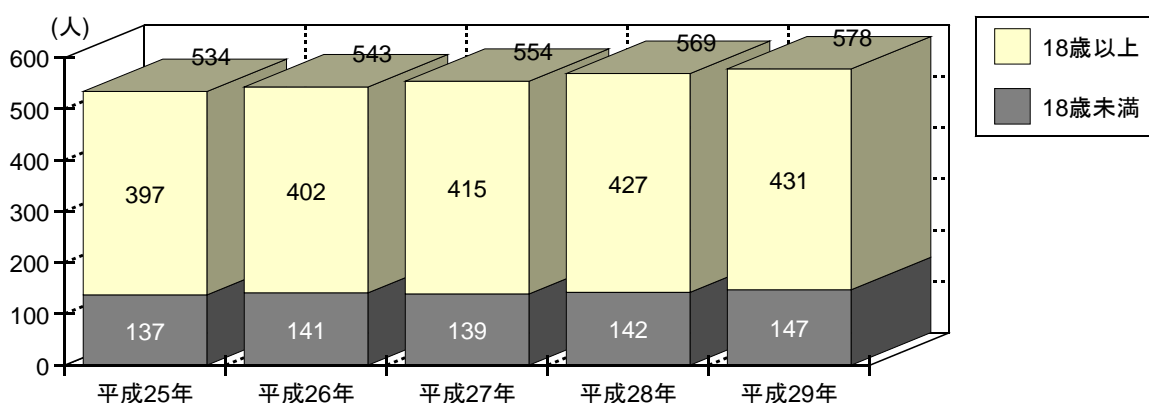
(注) 平成29年9月30日現在

2 知的障がいのある人の現状

療育手帳の交付者数は、平成29年9月30日で578人となっており、総人口46,887人に対する割合は1.2%で、平成26年3月末と比較すると約3年間で44人増加しています。

年齢階層別に見ると、平成29年9月30日で18歳以上が431人で全体の74.6%を占めており、18歳未満が147人（25.4%）となっています。

■療育手帳交付者数の推移



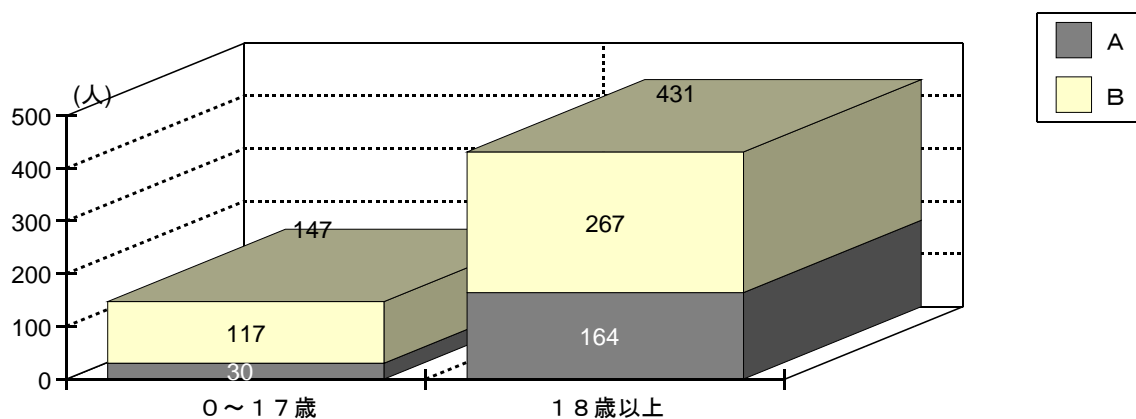
(単位：人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	A	42	42	40	36	30
	B	95	99	99	106	117
	計	137	141	139	142	147
18歳以上	A	168	169	179	174	164
	B	229	233	236	253	267
	計	397	402	415	427	431
合計		534	543	554	569	578

(注1) 平成29年のみ9月30日現在、それ以外の各年度は3月末現在

(注2) 療育手帳A：最重度、重度 療育手帳B：中度、軽度

■療育手帳交付者の年齢階層別の現状



療育手帳の初回取得年齢について、昭和・平成生まれをライフステージごとにより統計を行いました。

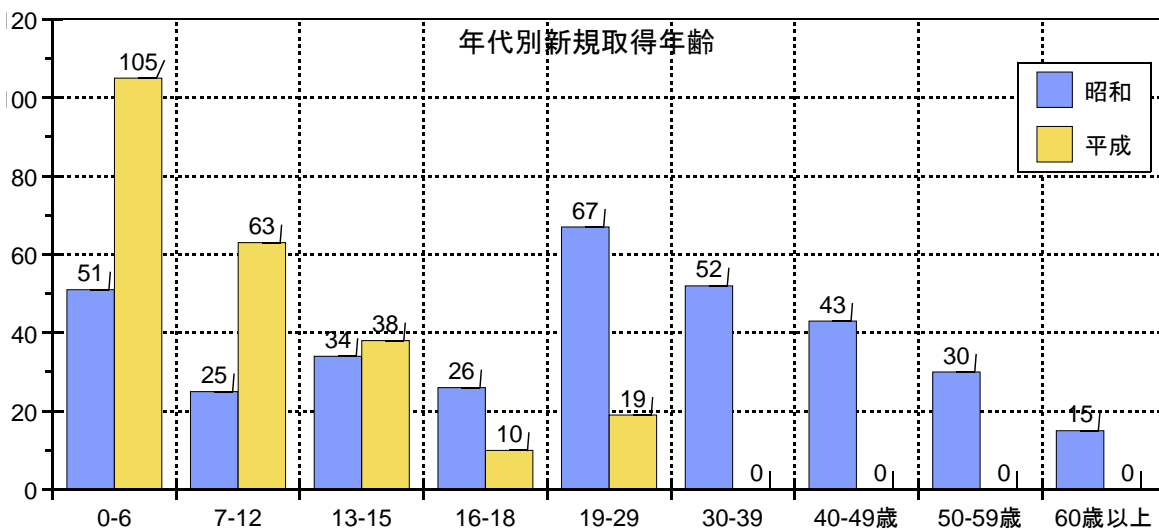
昭和生まれにおいては、義務教育時（15歳以下）における取得者は343人中に対し110人と全体の32.1%となっており、19歳以上での取得者が207人と60.3%を占めているなど、高校卒業後の年齢層、とりわけ成人になってからの取得割合が高くなっています。

平成生まれにおいては、小学校卒業前までの取得者が全体235名中に対し168名となっており、全体の71.5%を占め、特に小学校入学前の年齢層で105名（44.7%）であるなど、早期に取得する傾向が見られるようになっています。

■初回交付年齢

年齢	昭和	平成
0～6歳	51	105
7～12歳	25	63
13～15歳	34	38
16～18歳	26	10
19～29歳	67	19
30～39歳	52	-
40～49歳	43	-
50～59歳	30	-
60歳以上	15	-
計	343	235

■療育手帳の新規取得の年齢分布状況



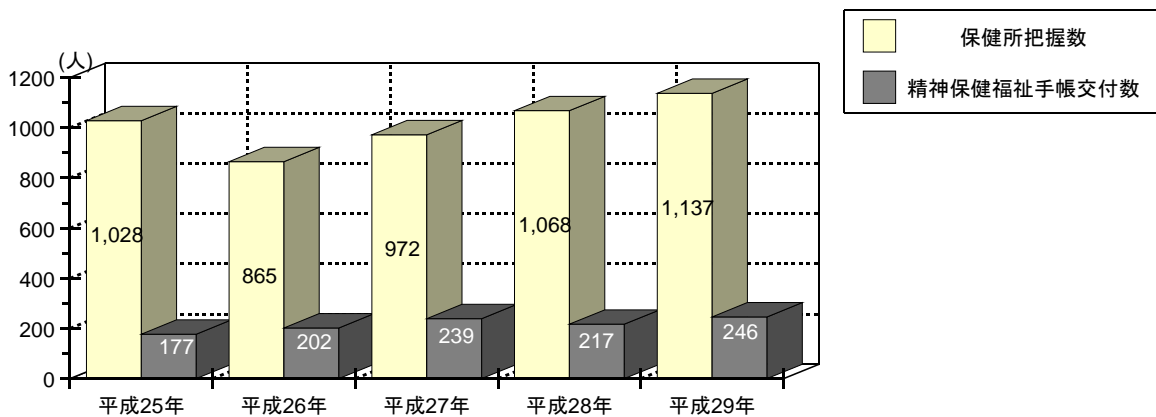
(注) 平成29年9月30日現在

3 精神障がいのある人の現状

保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成29年9月30日で1,137人となっており、同月末の総人口46,887人に対する割合は2.4%で、平成25年12月末と比較すると約4年間で109人（10.6%）増加しています。

精神保健福祉手帳の交付者数は、平成29年9月30日で246人となっており、障害の程度別では重度の1級が29人（11.8%）、中度の2級が147人（59.8%）、軽度の3級が70人（28.5%）です。

■精神障がいのある人と精神保健福祉手帳交付者の推移



(単位：人)

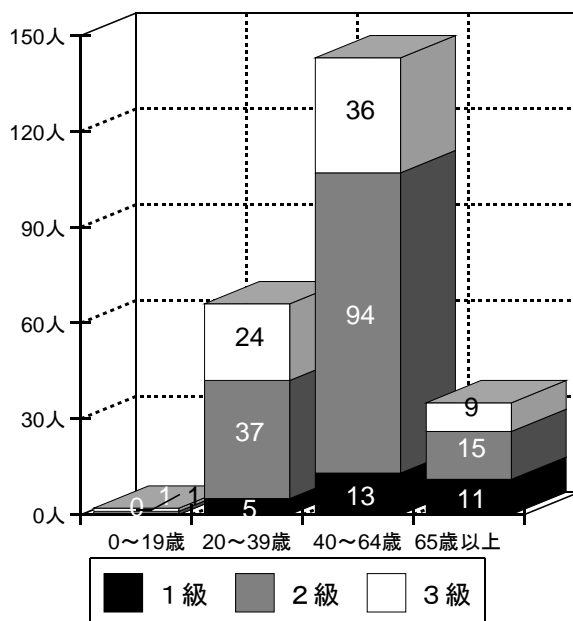
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保健所把握数	1,028	865	972	1,068	1,137
精神保健福祉手帳交付数	177	202	239	217	246

(注1) 保健所把握数は、平成29年のみ9月末、それ以外の各年度は12月末現在

(注2) 精神保健福祉手帳交付数は、平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年度は3月末現在

資料：渡島保健所

■精神保健福祉手帳交付者の現状



(単位：人)

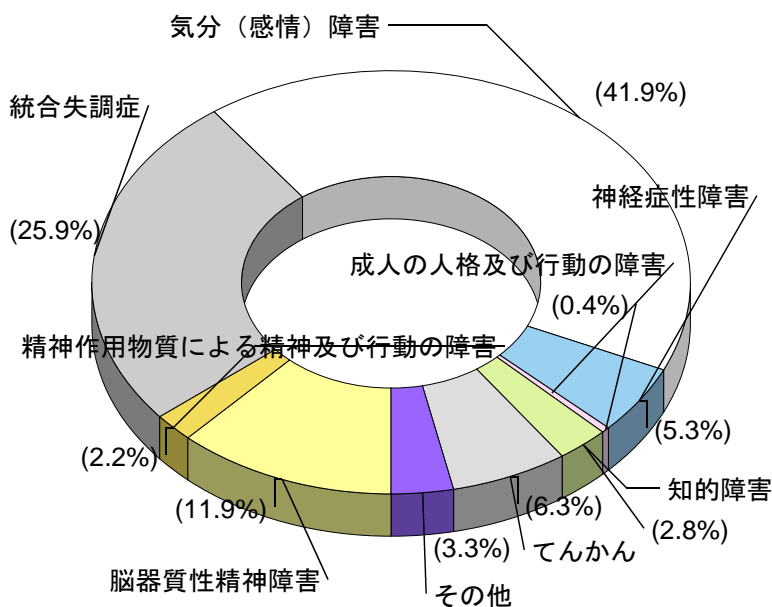
	1級	2級	3級	合計
0～19歳	-	1	1	2
20～39歳	5	37	24	66
40～64歳	13	94	36	143
65歳以上	11	15	9	35
合計	29	147	70	246

(注) 平成29年9月末現在 資料：渡島保健所

精神障害の病類別に見ると、気分（感情）障害がもっとも多く、平成29年9月末で、全体の41.9%を占めており、次いで統合失調症、脳器質性精神障害の順になっています。

■精神障がい の病類別の現状

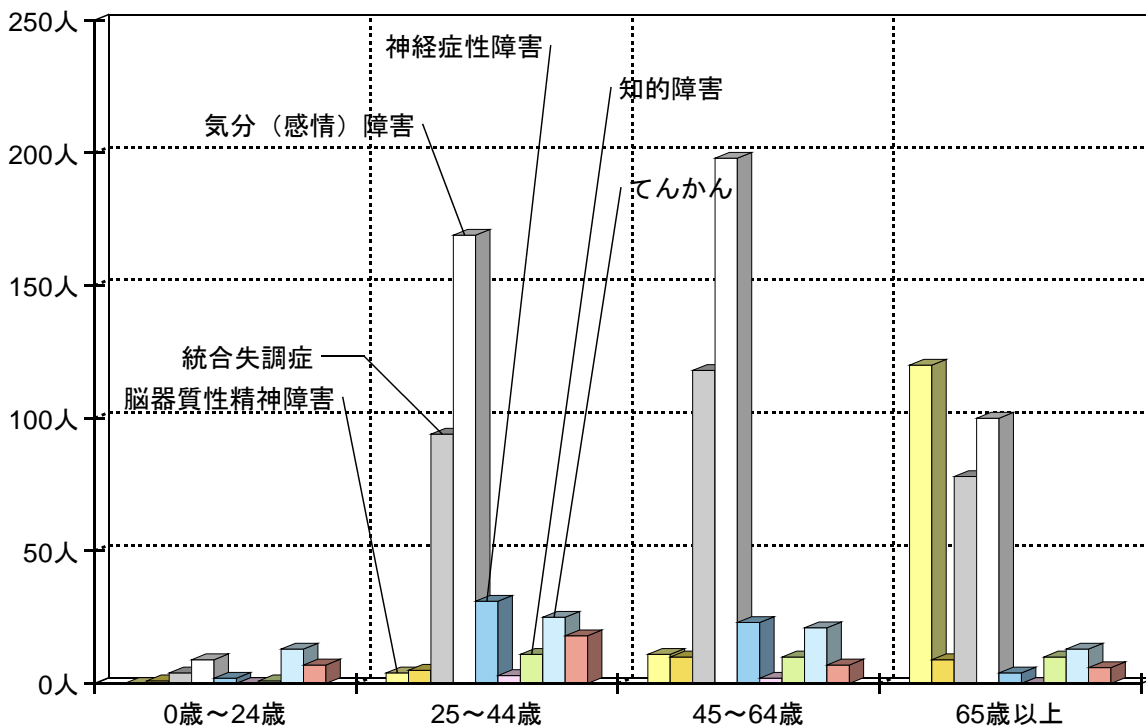
(単位：人)



病 類 名	人数
脳器質性精神障害	135
精神作用物質による精神及び行動の障害	25
統 合 失 調 症	294
気 分（感情）障害	476
神 経 症 性 障 害	60
成人の人格及び行動の障害	5
知 的 障 害	32
て ん かん	72
そ の 他	38
合 計	1,137

(注) 平成29年9月末現在

資料：渡島保健所



脳器質性精神障害	成人の人格及び行動の障害
精神作用物質による精神及び行動の障害	知的障害
統合失調症	てんかん
気分（感情）障害	その他
神経症性障害	

■精神障がい年齢階層別に見る病類別の現状

(単位：人)

	0～24歳	25～44歳	45～64歳	65歳以上	合計
脳器質性精神障害	-	4	11	120	135
精神作用物質による精神及び行動障害	1	5	10	9	25
統合失調症	4	94	118	78	294
気分（感情）障害	9	169	198	100	476
神経症性障害	2	31	23	4	60
成人の人格及び行動の障害	-	3	2	-	5
知的障害	1	11	10	10	32
てんかん	13	25	21	13	72
その他	7	18	7	6	38
合計	37	360	400	340	1,137

(注) 平成29年9月末現在

資料：渡島保健所

■精神障がいの病類別の入院・通院の現状

(単位：人)

	入院				通院			その他	合計
	措置入院	医療保護入院	その他の入院	小計	58条による通院※	その他の通院	小計		
脳器質性精神障害	-	34	32	66	28	19	47	22	135
精神作用物質による精神及び行動障害	-	6	5	11	5	2	7	7	25
統合失調症	-	26	30	56	164	19	183	55	294
気分（感情）障害	-	10	14	24	238	16	254	198	476
神経症性障害	-	2	2	4	34	3	37	19	60
成人の人格及び行動の障害	-	-	-	-	4	-	4	1	5
知的障害	-	6	5	11	8	9	17	4	32
てんかん	-	-	2	2	44	4	48	22	72
その他	-	1	1	2	8	6	14	22	38
合計	-	85	91	176	533	78	611	350	1,137

(注) 平成29年9月末現在

資料：渡島保健所

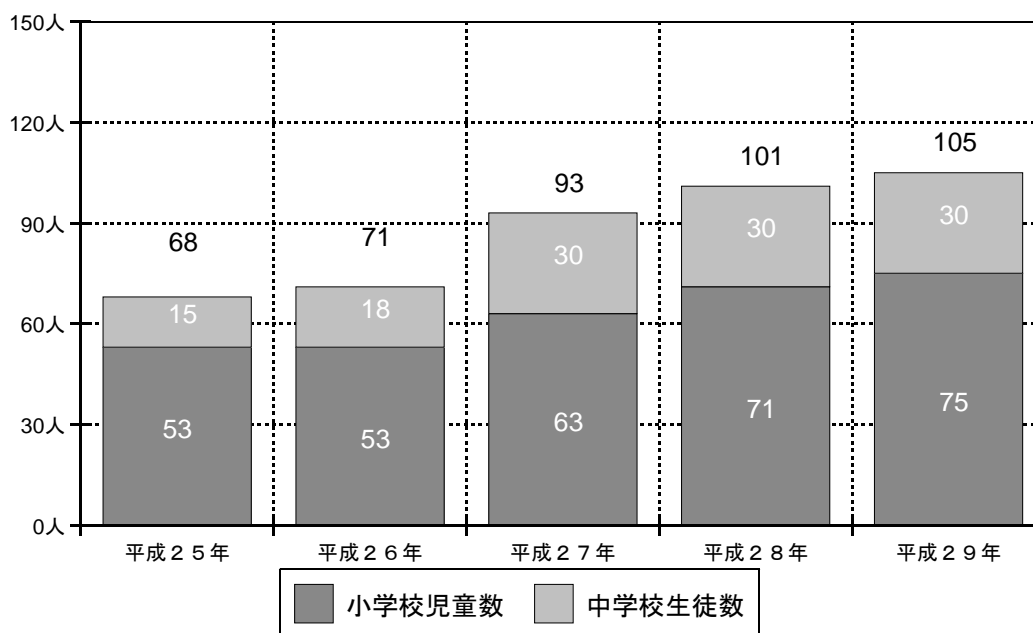
※ 障害者総合支援法第58条の規定による通院。この制度により、病院又は診療所で通院による医療を受ける場合に、医療費の自己負担が軽減されます。

4 特別支援学級の設置状況

平成29年9月30日で小学校の特別支援学級数は27学級、中学校は8学級、合計で35学級となっています。在籍児童・生徒数は、小学校が75人、中学校30人、合計105人となっています。

特別支援学級数の合計は、ほぼ変わりませんが、在籍児童・生徒数の合計は平成25年度の68人から平成29年度は105人となっており、1.5倍に増加しています。

■特別支援学級児童・生徒数の推移



(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校児童数	53	53	63	71	75
中学校生徒数	15	18	30	30	30
合計	68	71	93	101	105
小学校学級数	24	23	23	25	27
中学校学級数	9	10	12	8	8
合計	33	33	35	33	35

資料：北斗市教育委員会、各年9月30日現在

第2節 北斗市における障がい者福祉に関する調査

在宅者等編(施設入所者以外の方のアンケート調査)

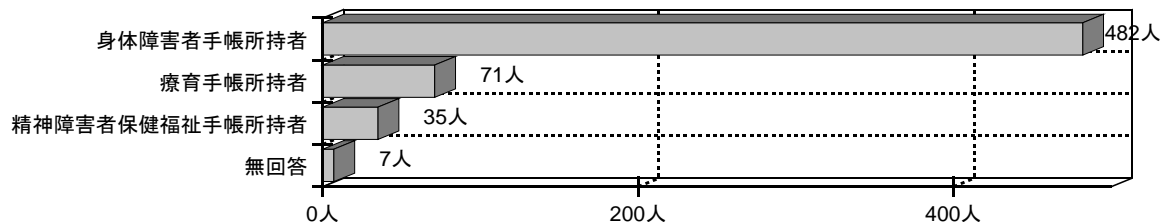
この調査は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の中から障がい者施設などに入所している人を除き1,200人を無作為に抽出し、アンケート調査書を郵送配付して行い595人の回答がありました。

回答のあった人は、身体障害者手帳を所持している人が482人(53.6%)、療育手帳を所持している人が71人(35.5%)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が35人(35.0%)、手帳の種類の無回答の人が7人(0.5%)となっています。

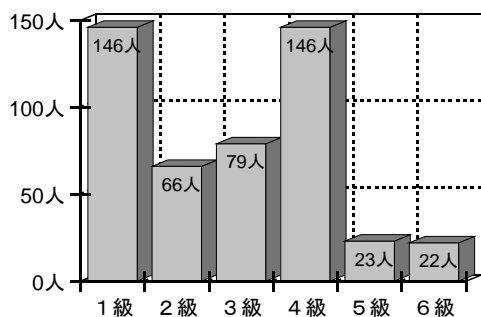
障がいの程度や年齢階層の割合については、北斗市の「障がいのある人の現状」とこの調査に回答のあった人の「手帳の所持状況」と「年齢構成」を比べてもほぼ同様の状況となっています。

【回答者の状況】

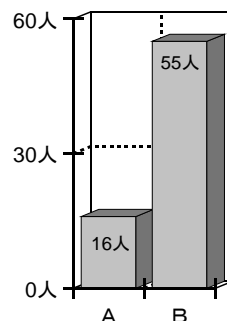
■各種手帳の所持状況



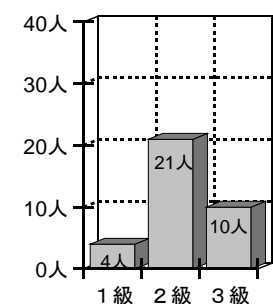
●身体障害者手帳の所持者



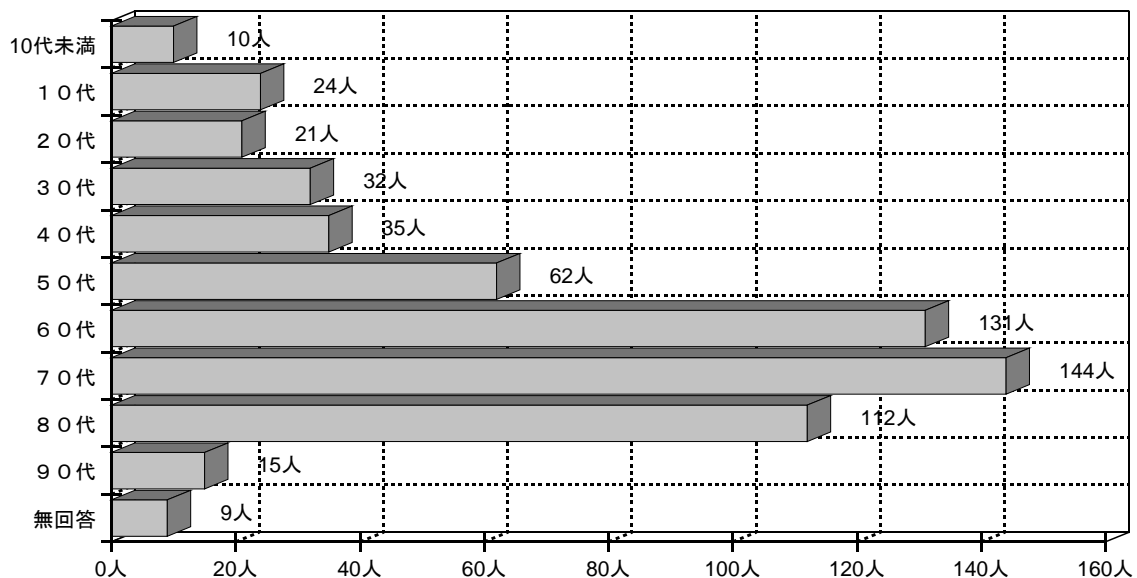
●療育手帳の所持者



●精神障害者保健福祉手帳の所持者



●年齢階層

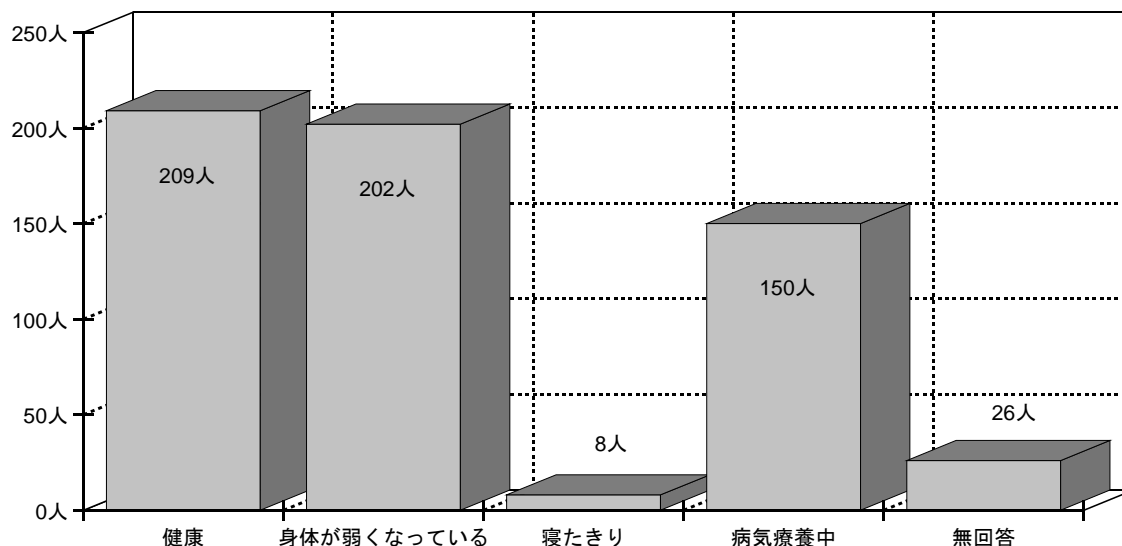


1 障がいのある人の状況

1 健康状態について

現在の健康状態については、「健康」が35.1%と最も多く、次いで「身体が弱くなっている」が33.9%、が「病気療養中」25.2%、「寝たきり」が1.3%となっています。

【現在の健康状態[全体]】



2 障がいの種別について

アンケート回答者中、障がいの種別で最も多かったのは、「肢体不自由」で41.1%、次いで「内部障害」が21.6%となっています。

(複数回答)

障がい区分	実数 (人)	割合 (%)
視覚障害	19	2.5
聴覚または平衡機能の障害	49	6.5
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	16	2.1
肢体不自由	310	41.1
内部障害	163	21.6
知的障害	48	6.4
てんかん	19	2.5
精神障害	31	4.1
発達障害	40	5.3
特定疾患 (難病)	28	3.7
高次脳機能障害	4	0.5
その他	26	3.4
無回答	1	0.1
合計	754	100.0

3 介護保険の認定状況について

介護保険の認定状況については、40歳以上の92人（20.9%）が要介護認定を受けています。

【介護保険の認定状況[40歳以上]】

要介護認定区分	実数（人）	割合（%）
要支援1	23	5.2
要支援2	34	7.7
要介護1	18	4.1
要介護2	7	1.6
要介護3	3	0.7
要介護4	5	1.1
要介護5	2	0.5
非該当の判定だった	1	0.2
申請中	1	0.2
認定を受けていない	347	78.7
合 計	441	100.0

4 障害支援（程度）区分の認定状況について

障害支援区分の認定状況については、56人で9.4%の人が障害支援区分の認定を受けて、障害福祉サービスを利用していると想定することができます。

【障害支援区分の認定状況】

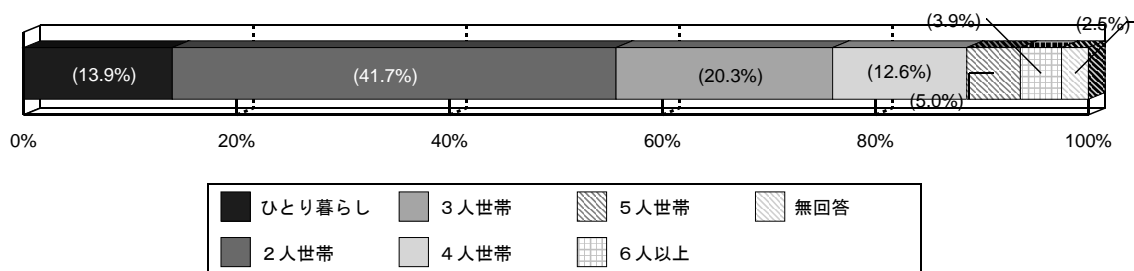
障害支援区分	実数（人）	割合（%）
区分1	10	1.7
区分2	15	2.5
区分3	16	2.7
区分4	9	1.5
区分5	1	0.2
区分6	5	0.8
認定を受けていない	388	65.2
無回答	151	25.4
合 計	595	100.0

2 世帯の状況

1 世帯の状況について

障がいのある人の世帯の状況については、「2人世帯」が41.7%と最も多く、次いで「3人世帯」が20.3%、「ひとり暮らし」が13.9%と続いています。

【世帯人員の構成比率】



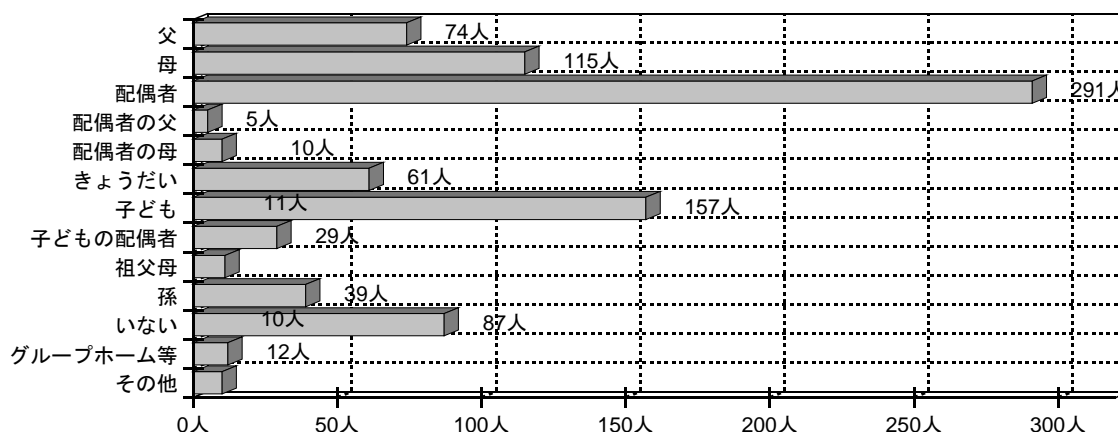
【世帯の人数】

世帯の人数	人数
ひとり暮らし	83
2人世帯	248
3人世帯	121
4人世帯	75
5人世帯	30
6人以上	23
無回答	15
合計	595

2 同居者の状況について

同居者の状況については、「配偶者」が32.3%と最も多く、次いで「子ども」が17.4%、「母親」が12.8%となっています。

【同居者の状況】－複数回答

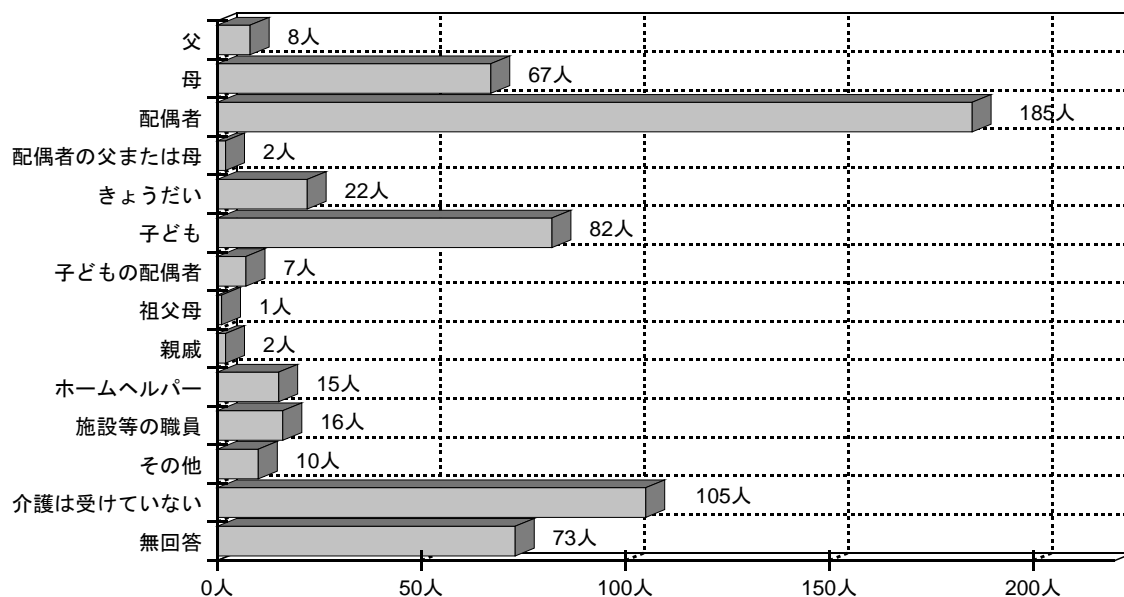


3 介護（介助）等の状況

1 介護（介助）者等について

主に介護や介助、援助をしている人（以下「支援者」という。）については、「配偶者」が31.1%と最も多く、次いで「介護は受けていない」が17.6%となっています。

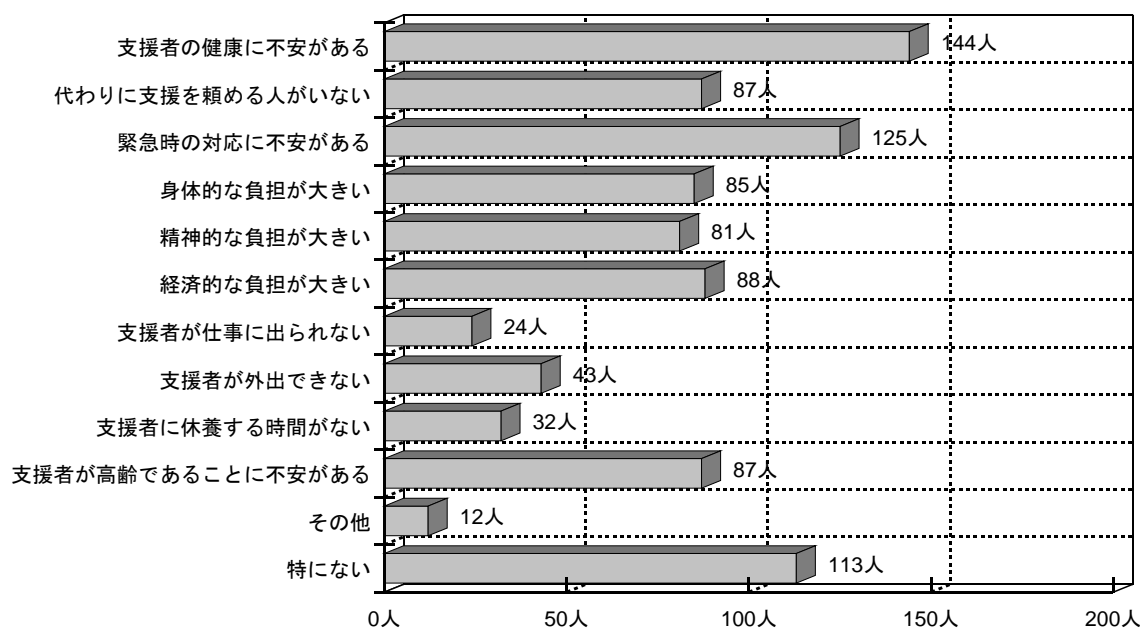
【主な介護（介助・援助）者の状況】



2 介護（援助）等での不安について

介護（援助）等で感じていることについては、「支援者の健康に不安がある」が15.6%と最も多く、次いで「緊急時の対応」（13.6%）と続いています。

【介護（介助・援助）での不安[全体]】－複数回答

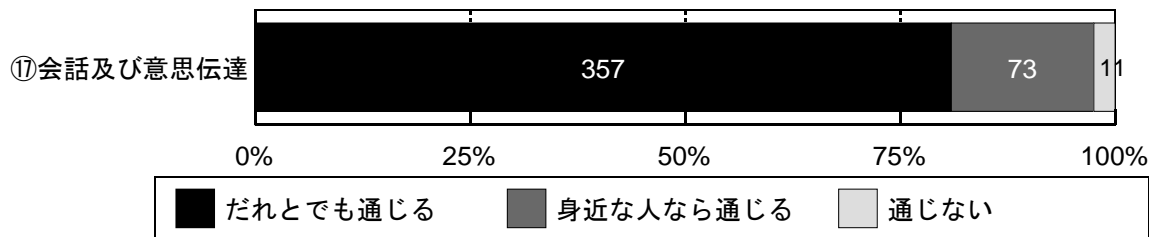
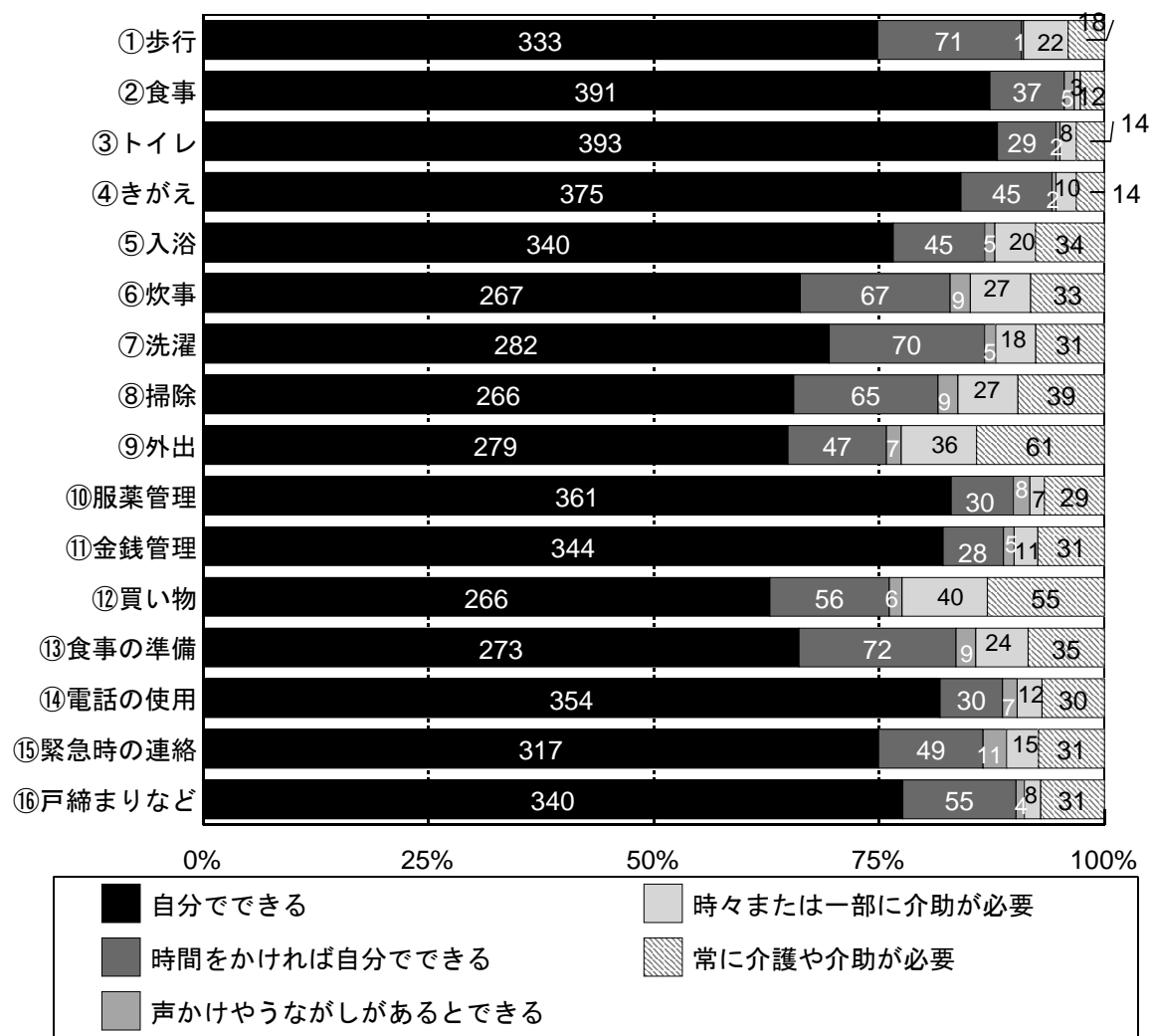


4 日常生活の状況

1 日常生活での動作について（身体障がいのある人）

身体障がいのある人の日常生活での動作については、全ての項目において75%以上の人が「自分でできる」、「時間をかければ自分でできる」と回答していますが、「外出」、「買い物」においては、他の項目と比べて若干低い割合となっております。

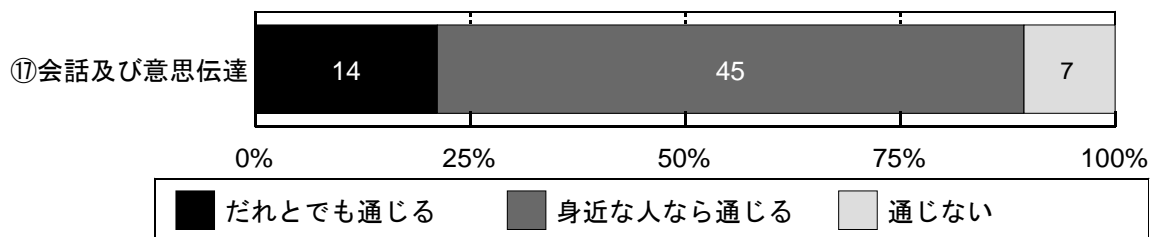
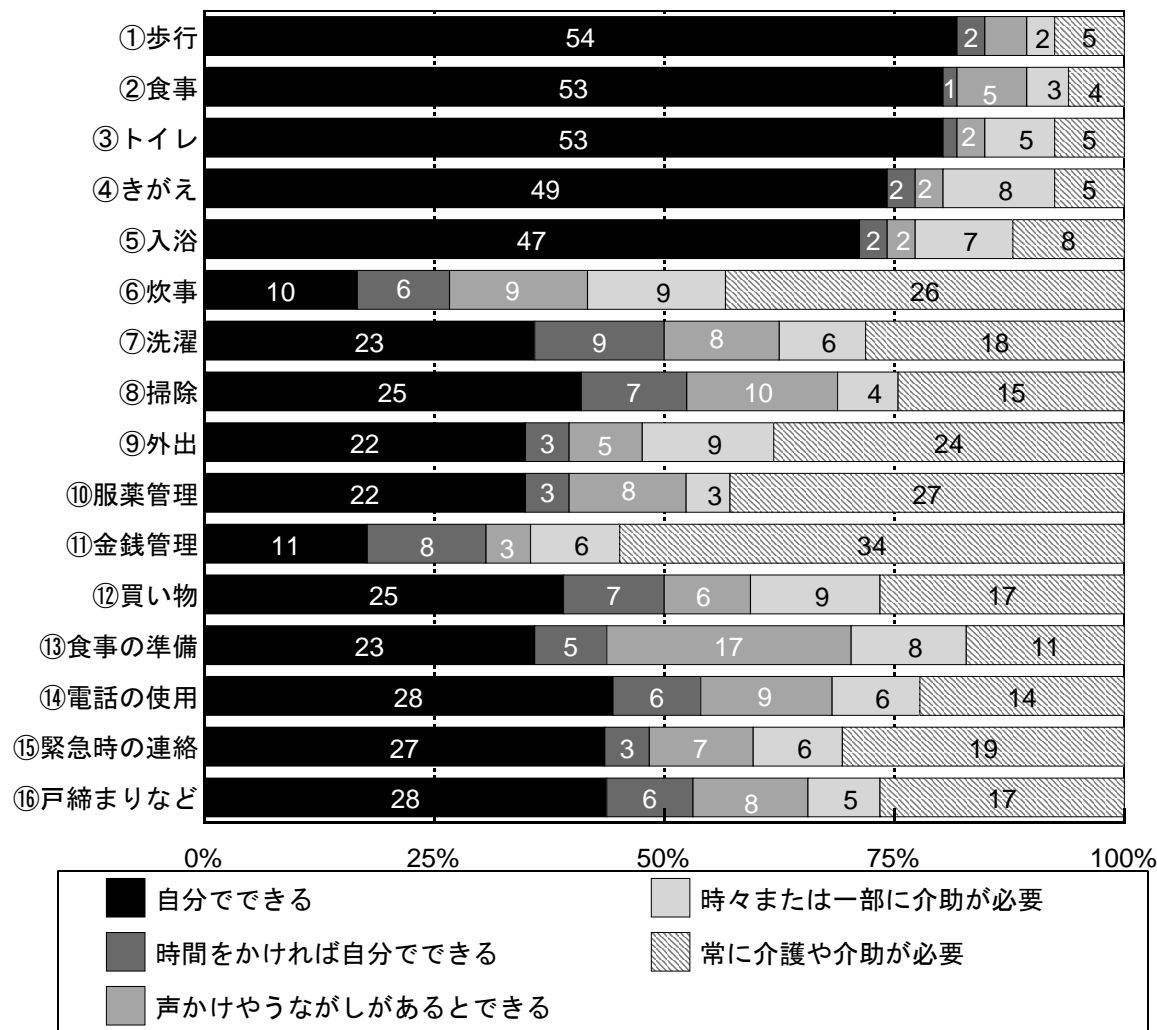
【身体障がいのある人の日常生活動作】



2 日常生活での動作について（知的障がいのある人）

知的障がいのある人の日常生活での動作については、「歩行」、「食事」、「トイレ」、「きがえ」、「入浴」などの動作については、「自分でできる」、「時間をかければ自分でできる」と6割以上の方が回答していますが、「炊事」、「外出」、「服薬管理」、「金銭管理」において「自分でできる」、「時間をかければ自分でできる」と回答する人が少なくなっています。

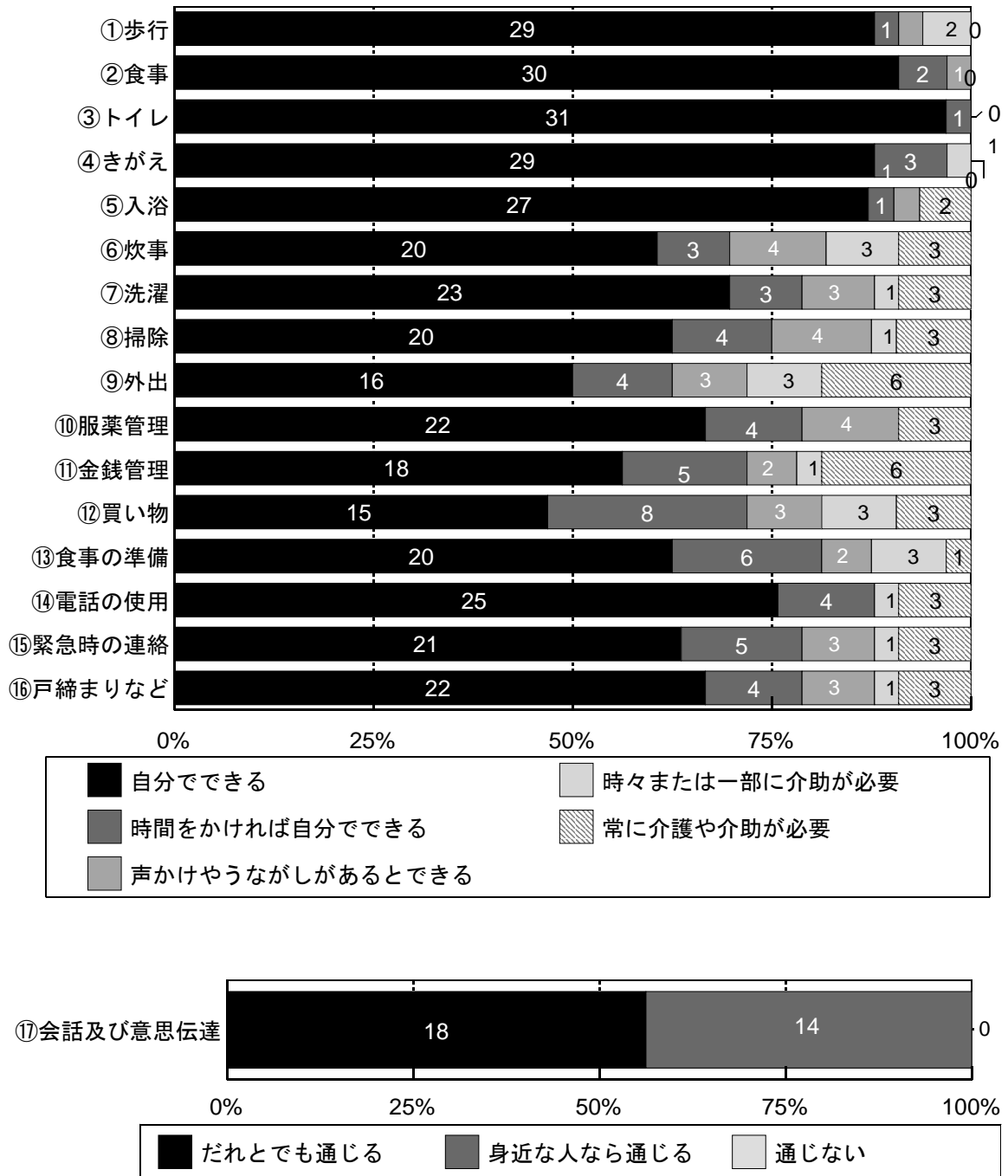
【知的障がいのある人の日常生活動作】



3 日常生活での動作について（精神障がいのある人）

精神障がいのある人の日常生活での動作については、ほとんど「自分でできる」、「時間をかければ自分でできる」と回答していますが、「炊事」及び「外出」については、割合が低くなっています。

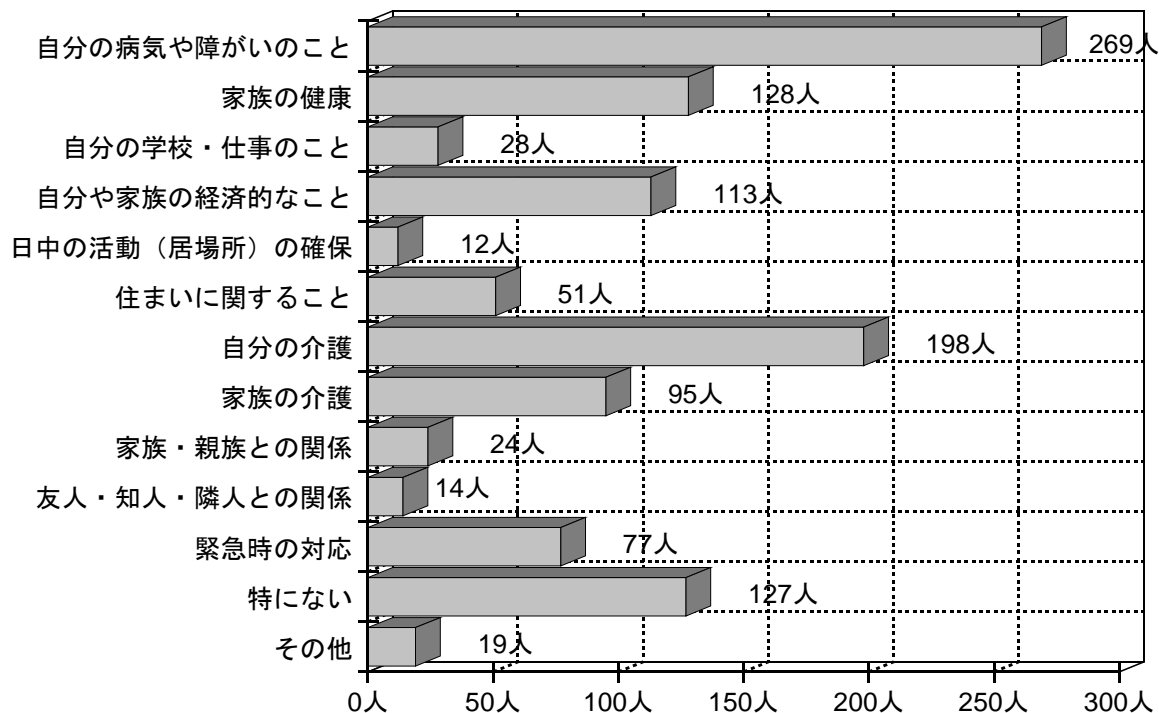
【精神障がいのある人の日常生活動作】



4 悩みや相談事について

悩みや相談したいことについては、「自分の病気や障がいのこと」が23.3%と最も多く、次いで「自分の介護」が17.1%、「家族の健康」が11.1%となっています。

【悩みや不安（全体）】－複数回答



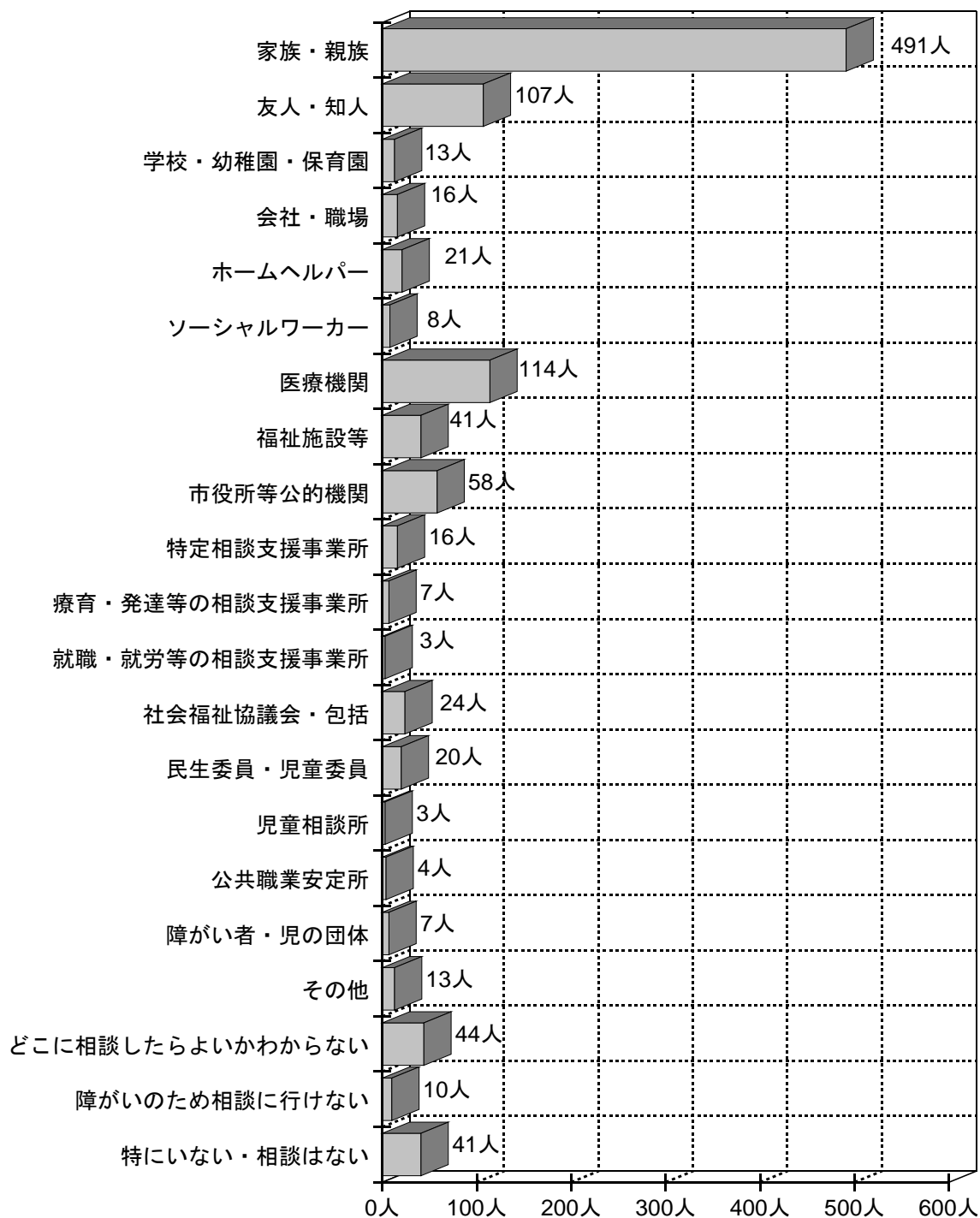
【悩みや不安（全体）】－複数回答

項目	実数（人）	割合（%）
自分の病気や障がいのこと	269	23.3
家族の健康のこと	128	11.1
自分の学校や仕事のこと	28	2.4
自分や家族の経済的なこと	113	9.8
日中の活動（居場所）の確保	12	1.0
住まいのこと	51	4.4
自分の介護	198	17.1
家族の介護	95	8.2
家族・親族との関係	24	2.1
友人・知人・隣人との関係	14	1.2
緊急時の対応	77	6.7
特にない	127	11.0
その他	19	1.6
合計	1,155	100.0

5 相談する相手について

相談する相手については、「家族・親族」が46.3%と最も多く、次いで「医療機関」が10.7%、「友人・知人」が10.1%となっています。

【相談先（全体）】－複数回答

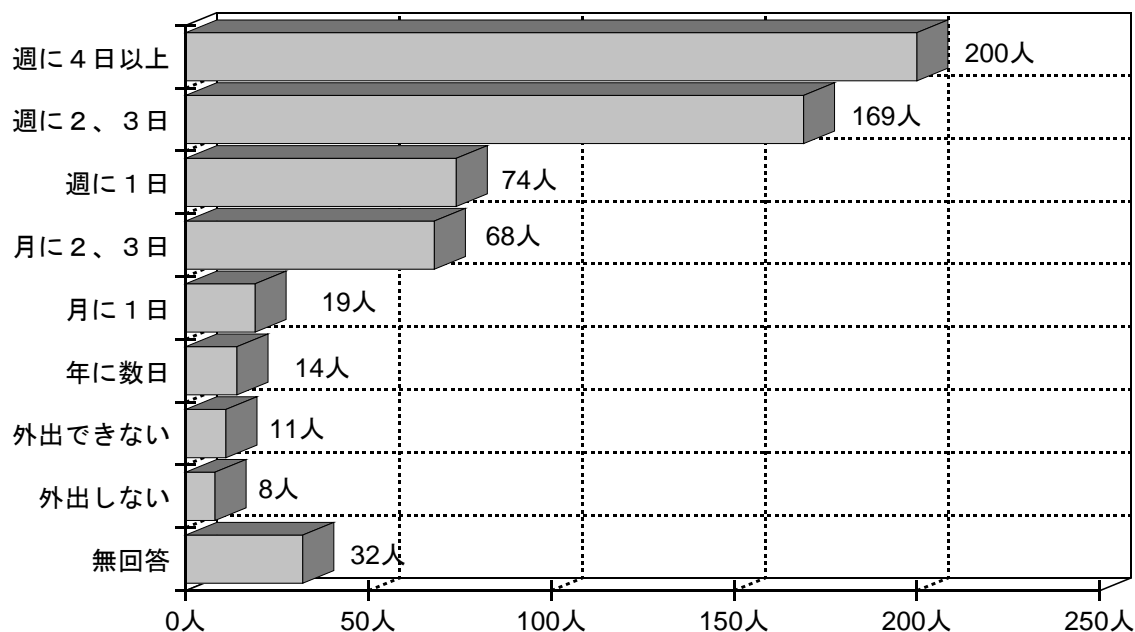


6 外出する頻度と交通手段について

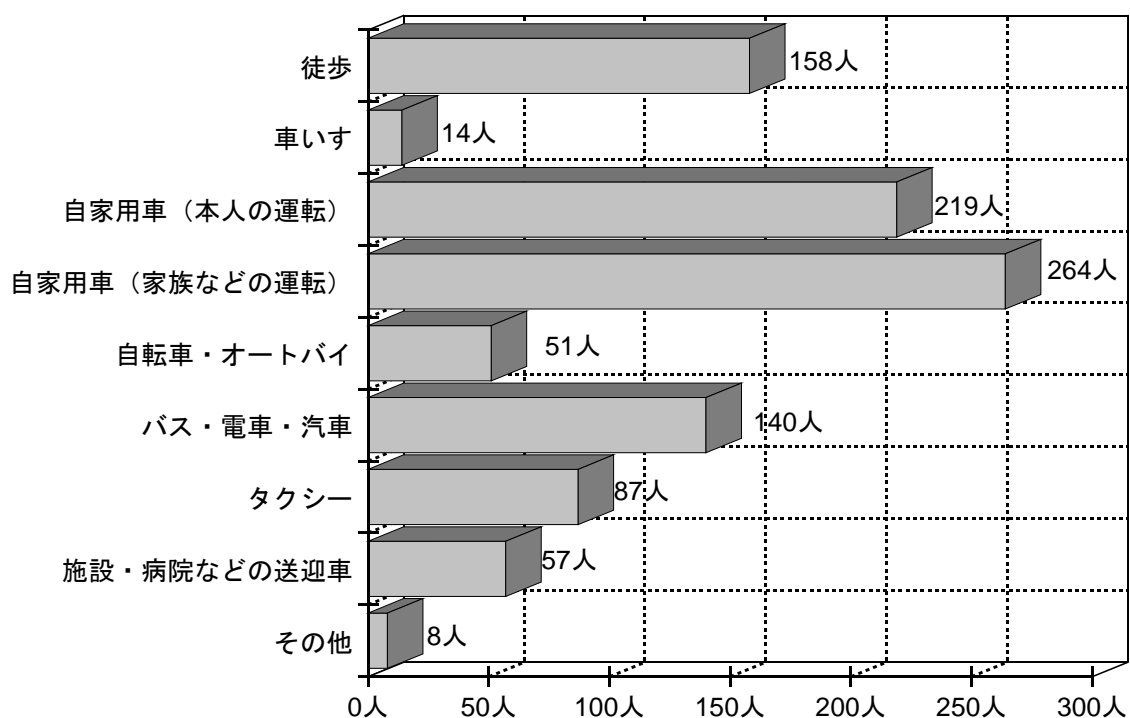
外出する頻度については、「週に4日以上」が33.6%と最も多く、次いで「週に2、3日」が28.4%、「週に1日」が12.4%となっています。

外出するときの交通手段については、「自家用車（家族などの運転）」が26.4%と最も多くなっています。

【外出頻度（全体）】



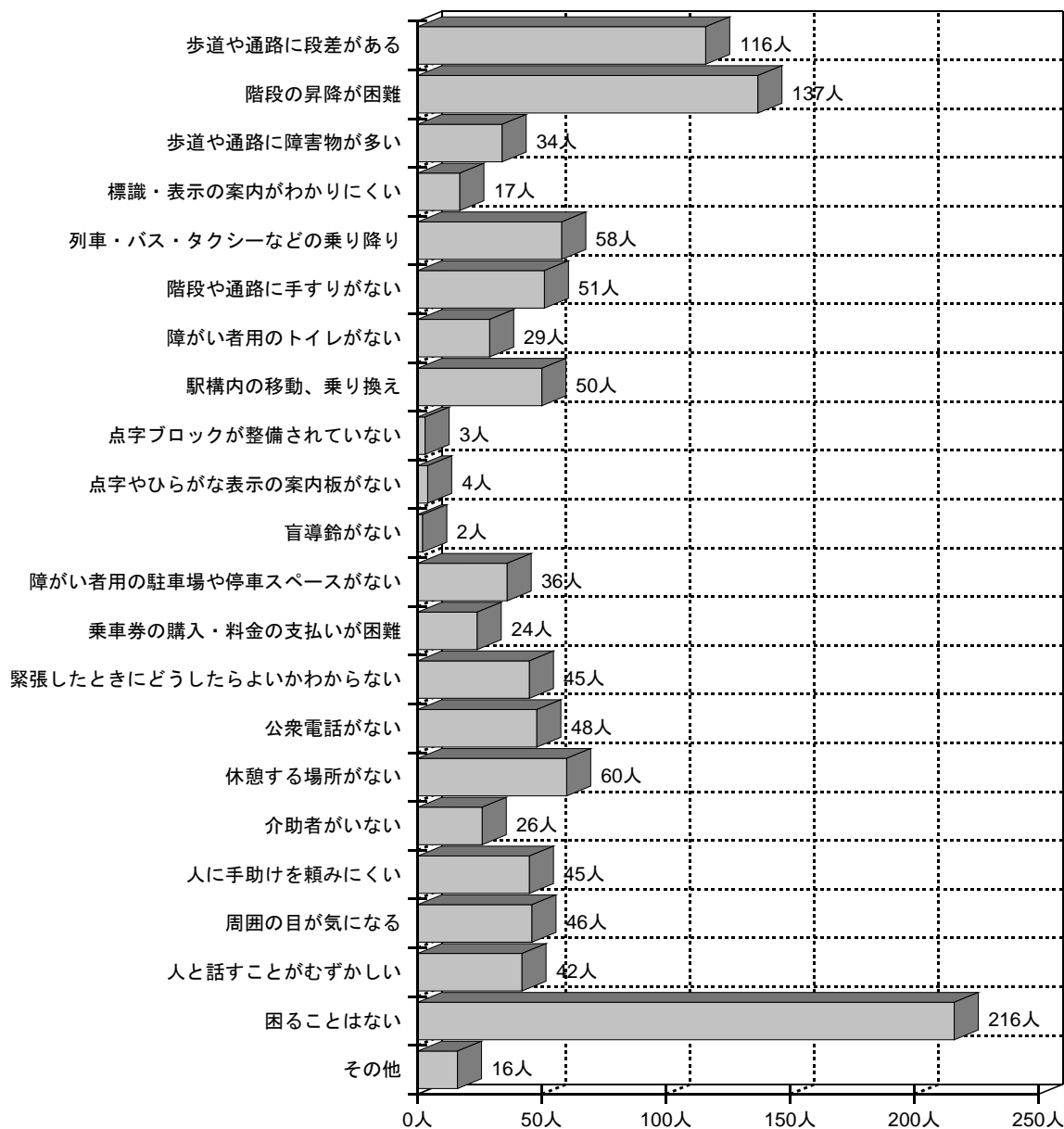
【交通手段（全体）】－複数回答



7 外出したときに困ること

外出したときに困ることについては、「困ることはない」が19.5%と最も多い一方で、8割以上の人が出発時に何らかの不便を感じています。

【外出したときに困ること（全体）】－複数回答



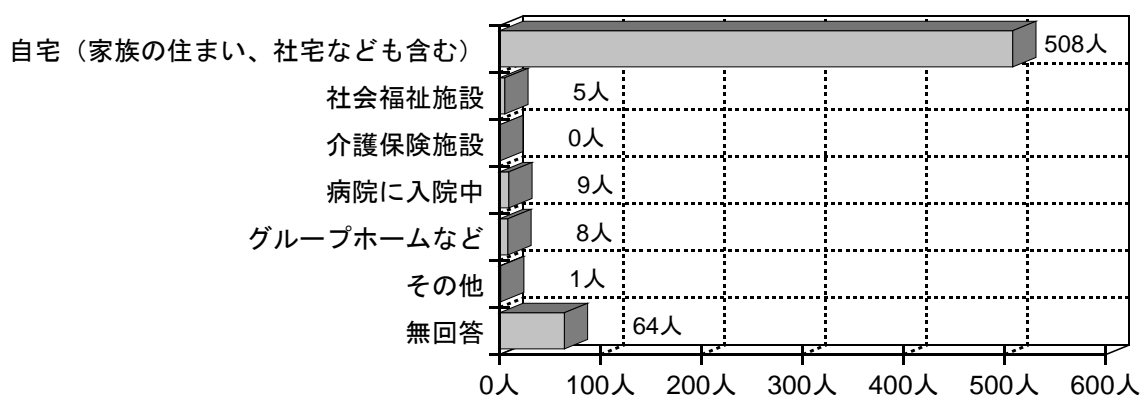
5 住まいの状況

1 暮らしているところ

暮らしているところについては、「自宅（家族の住まい、社宅なども含む）で暮らしている」が85.4%と最も多く、次いで「病院に入院中」が1.5%、「グループホームなど」が1.3%となっています。

自宅で暮らしていると回答した人の住まいについては、「持ち家（家族所有を含む）」と回答した人は79.9%で、次いで「民間の賃貸住宅」が10.0%、「公営住宅」が8.1%となっています。

【暮らしているところ（全体）】



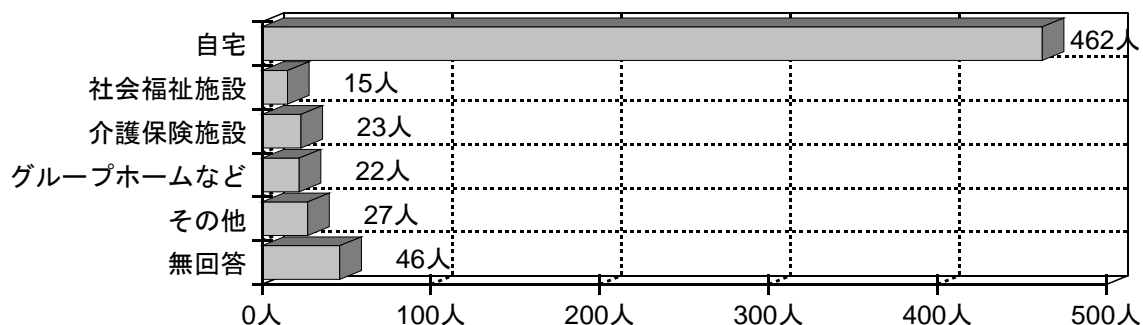
【自宅の内訳（全体）】



2 将来の生活の場について

将来的に希望している生活の場は、「自宅」が77.6%と最も多くなっています。

【将来の生活の場】

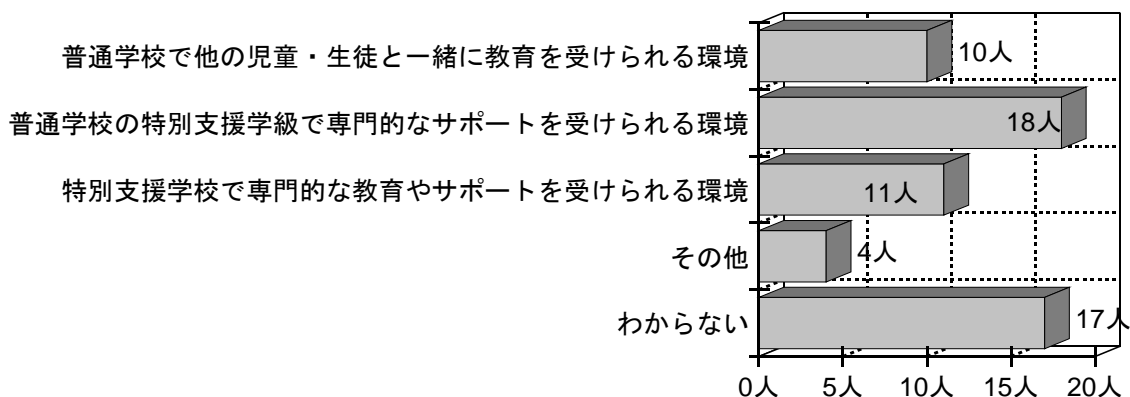


6 学校教育や療育の状況

1 教育環境に望むもの

教育環境に望むものについては、「普通学校の特別支援学級で専門的なサポートを受けられる環境」が30.0%と最も多く、次いで「特別支援学校で専門的な教育やサポートを受けられる環境」が18.3%、となっています。

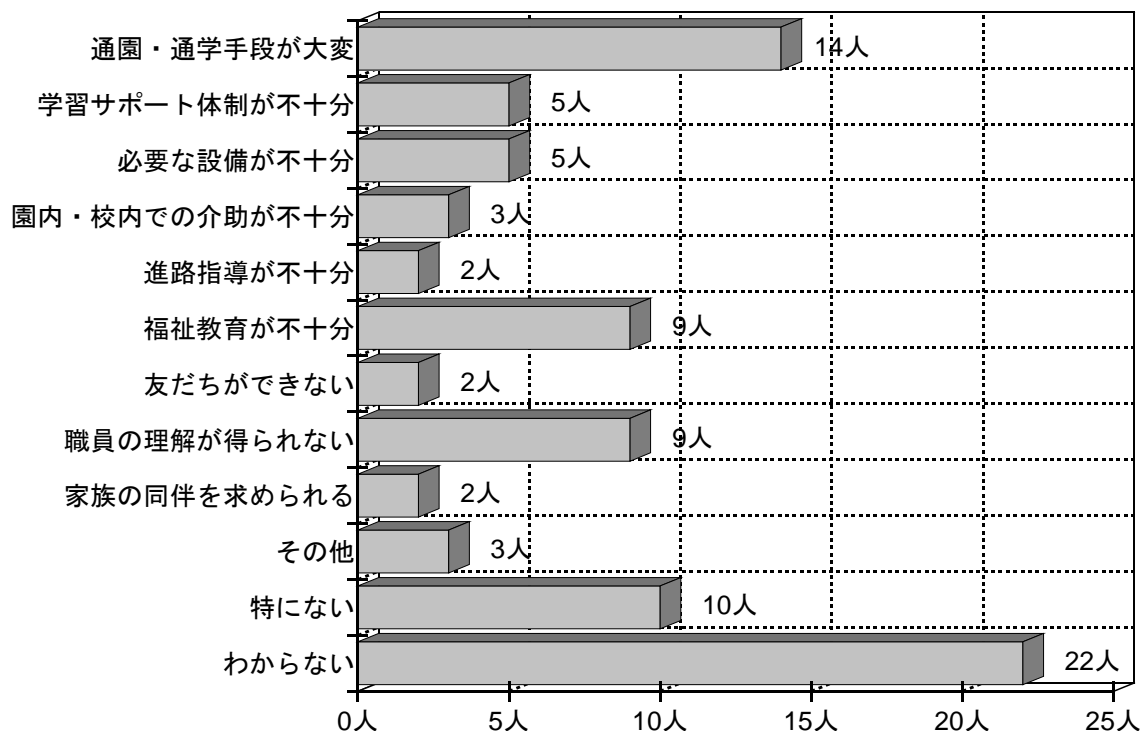
【希望する教育環境（通園・通学者）】－複数回答



2 学校、保育園、幼稚園で生活する上での問題

学校、保育園、幼稚園で生活する上での問題については、「通園・通学手段が大変」が16.3%と最も多くなっています。

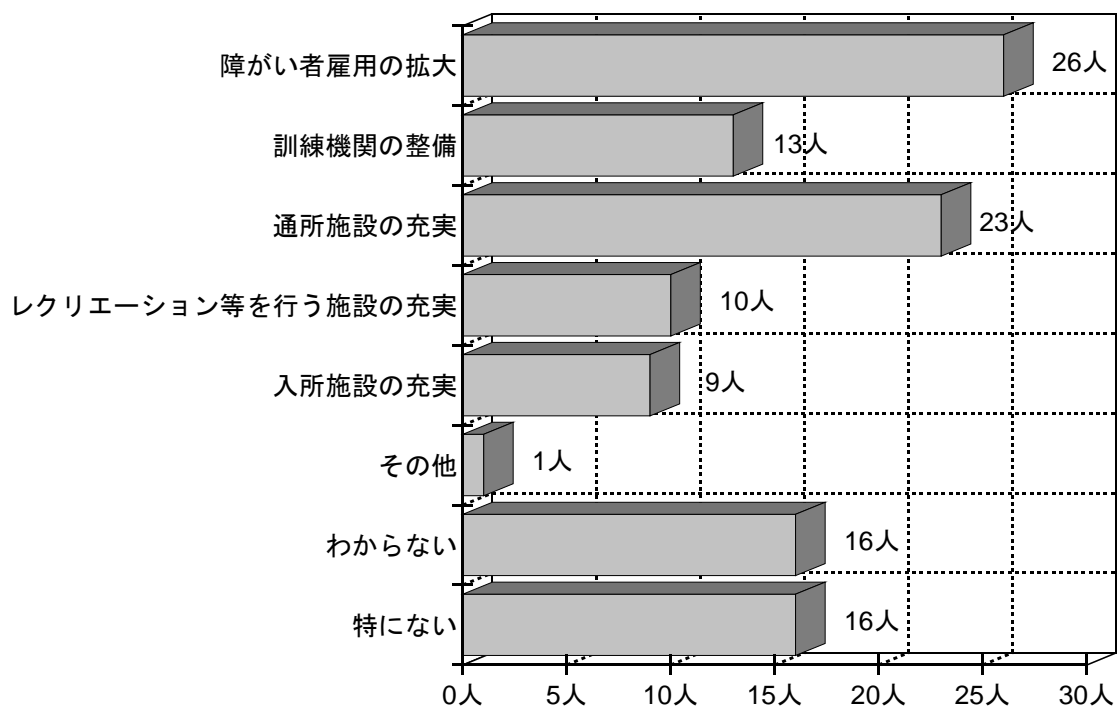
【学校、保育園、幼稚園での問題（通園・通学者）】－複数回答



3 卒業後の対策に望むこと

卒業後の対策に望むことについては、「障がい者雇用の拡大」が22.8%と最も多く、次いで「通所施設の充実」が20.2%となっています。

【卒業後の対策（通園・通学者）】－複数回答

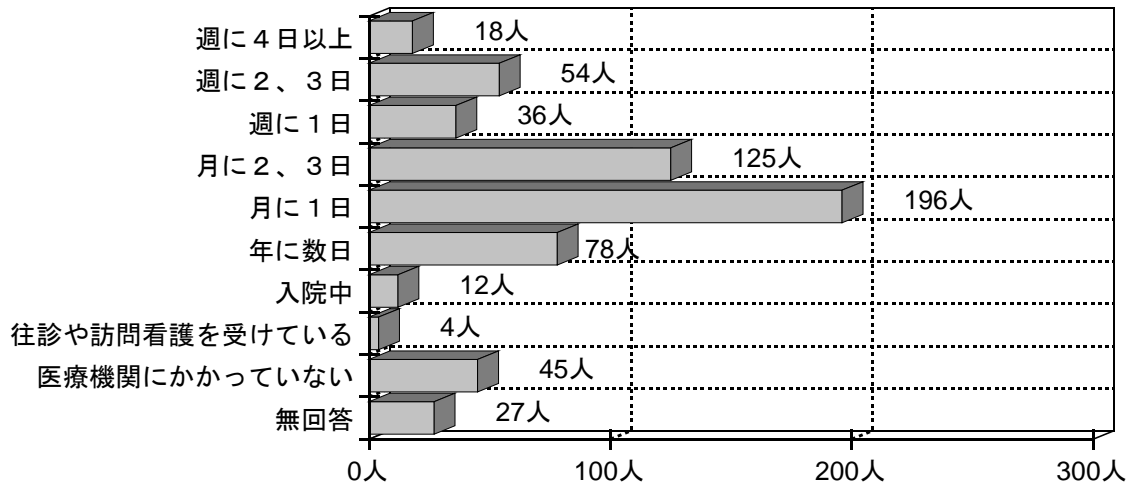


7 保健・医療の状況

1 通院（リハビリ）の状況について

通院（リハビリ）については、「月に1日」が32.9%で、「月に2、3日」が21.0%となっています。

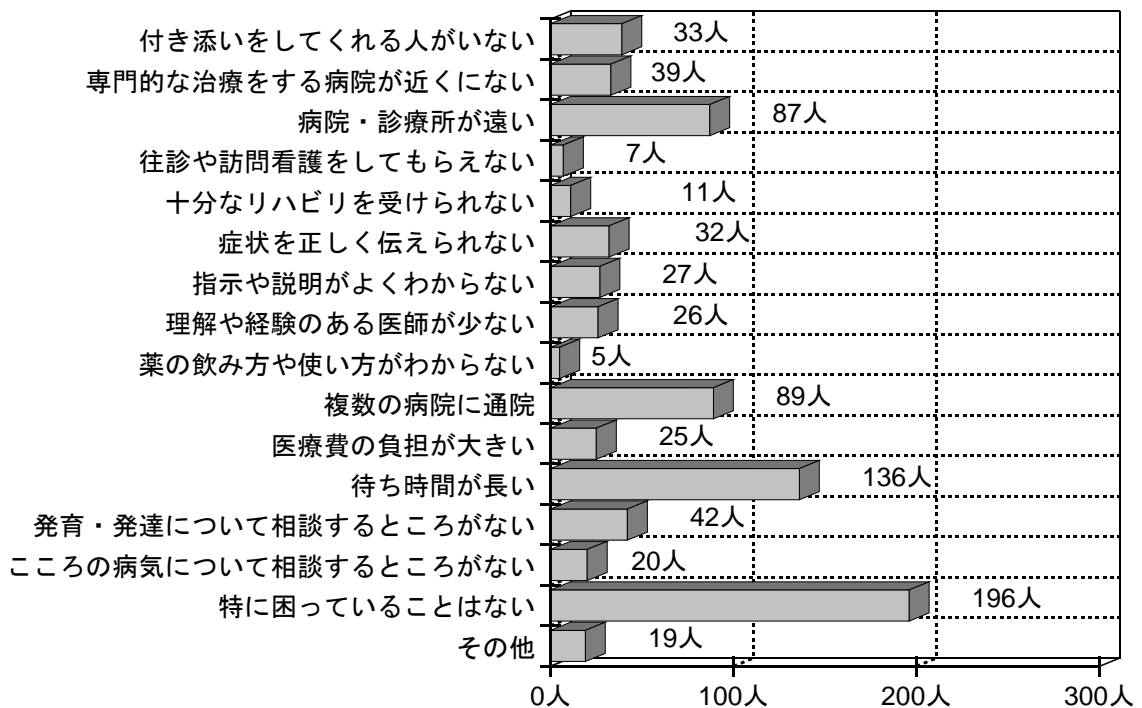
【通院・リハビリの頻度（全体）】



2 受診で困っていること

受診で困っていることについては、「待ち時間が長い」が24.2%と最も多く、次いで「複数の病院に通院」が15.9%となっています。

【受診で困っていること（全体）】－複数回答

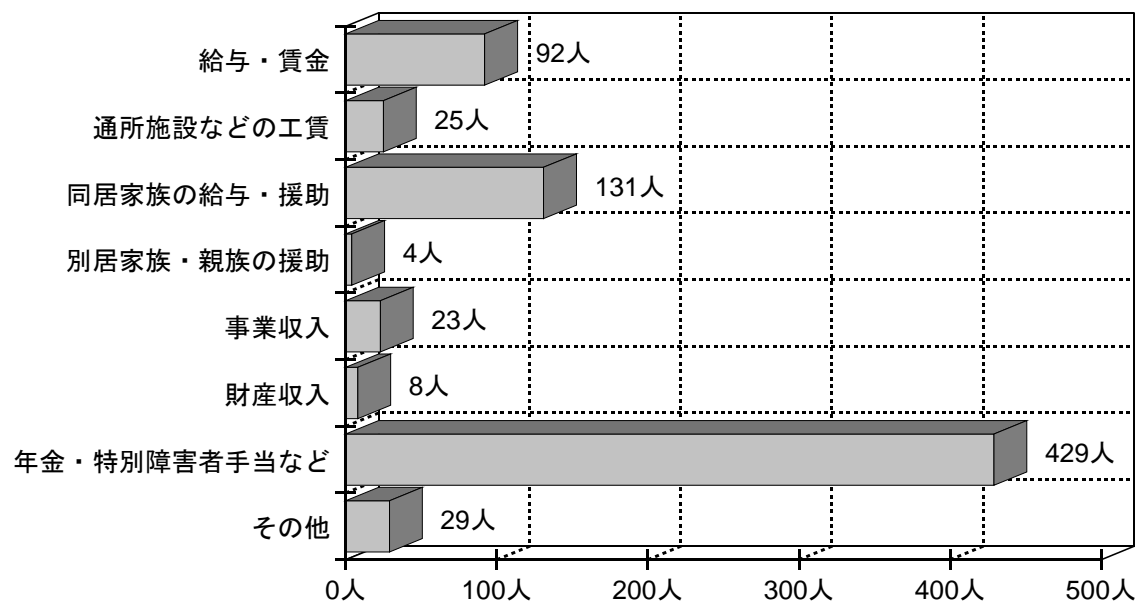


8 就労の状況

1 生活する上での収入について

生活する上での収入については、「年金・特別障害者手当など」が57.9%と最も多く、次いで「同居家族の給与・援助」が17.7%となっています。

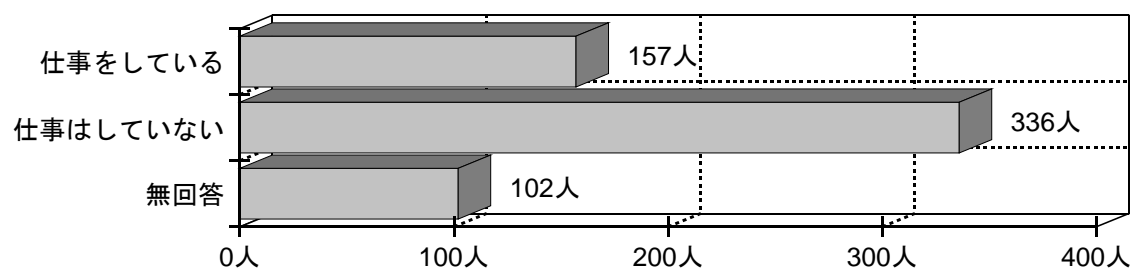
【収入の状況（全体）】－複数回答



2 就労の状況について

就労の状況については、「仕事をしている」が26.4%、「仕事をしていない」が56.5%となっています。

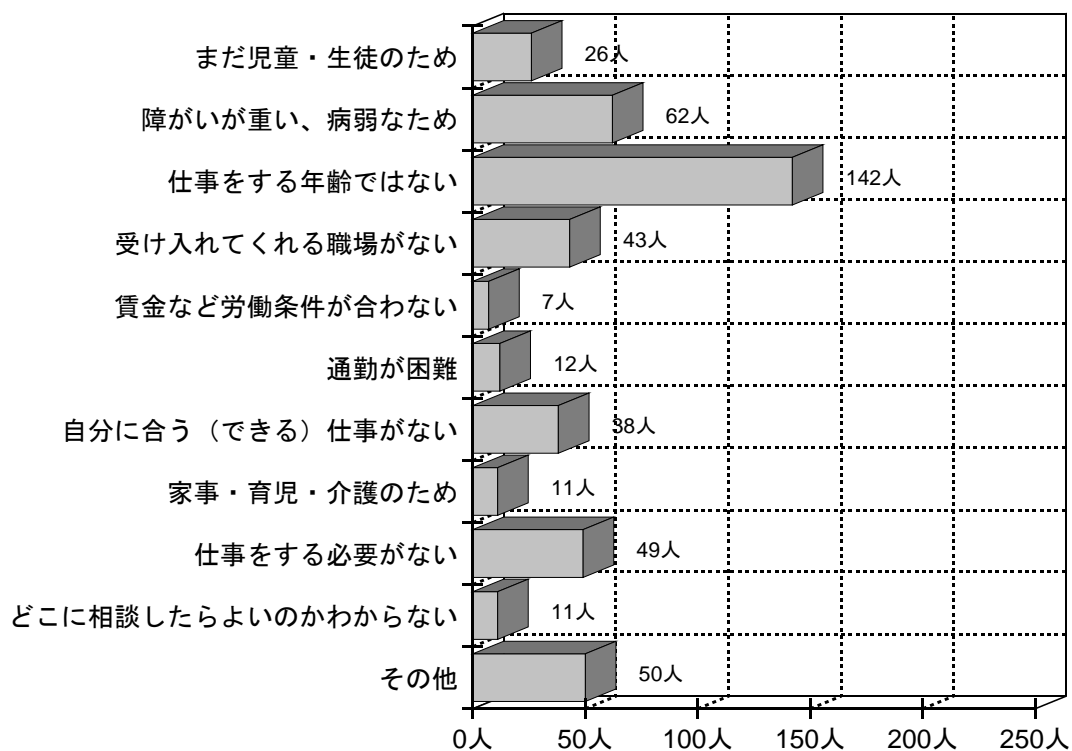
【就労の状況（全体）】



3 仕事をしていない理由

仕事をしていない理由については、「仕事をする年齢ではない」が31.5%と最も多く、次いで「障がい重い、病弱なため」が13.7%となっています。

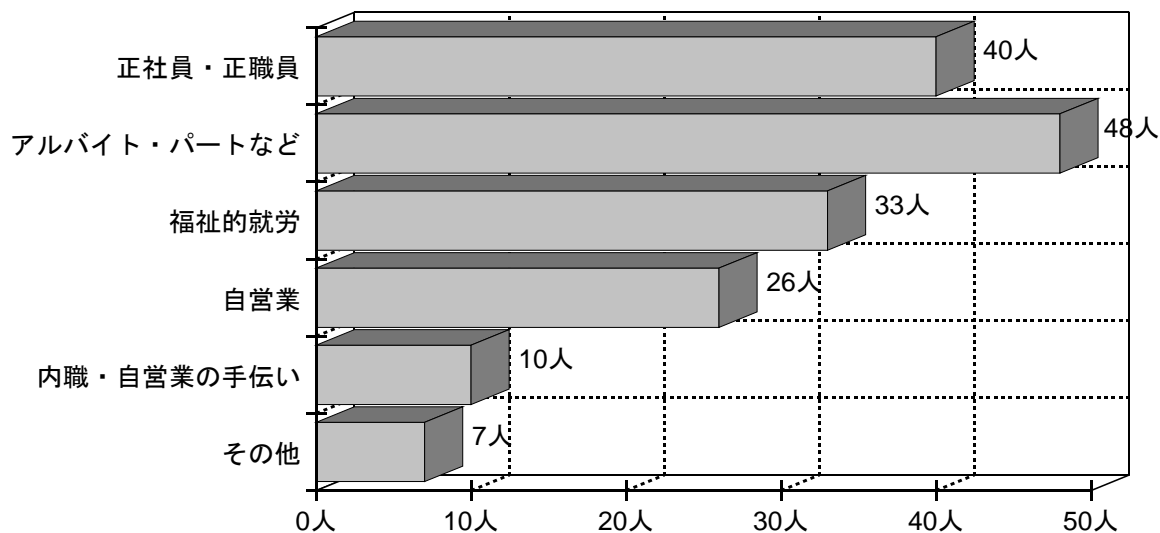
【仕事をしていない理由（仕事をしていない人）】－複数回答



4 就業形態について

就業形態については、「アルバイト・パートなど」が29.3%と最も多く、次いで「正社員・正職員」が24.4%、「福祉的就労」が20.1%となっています。

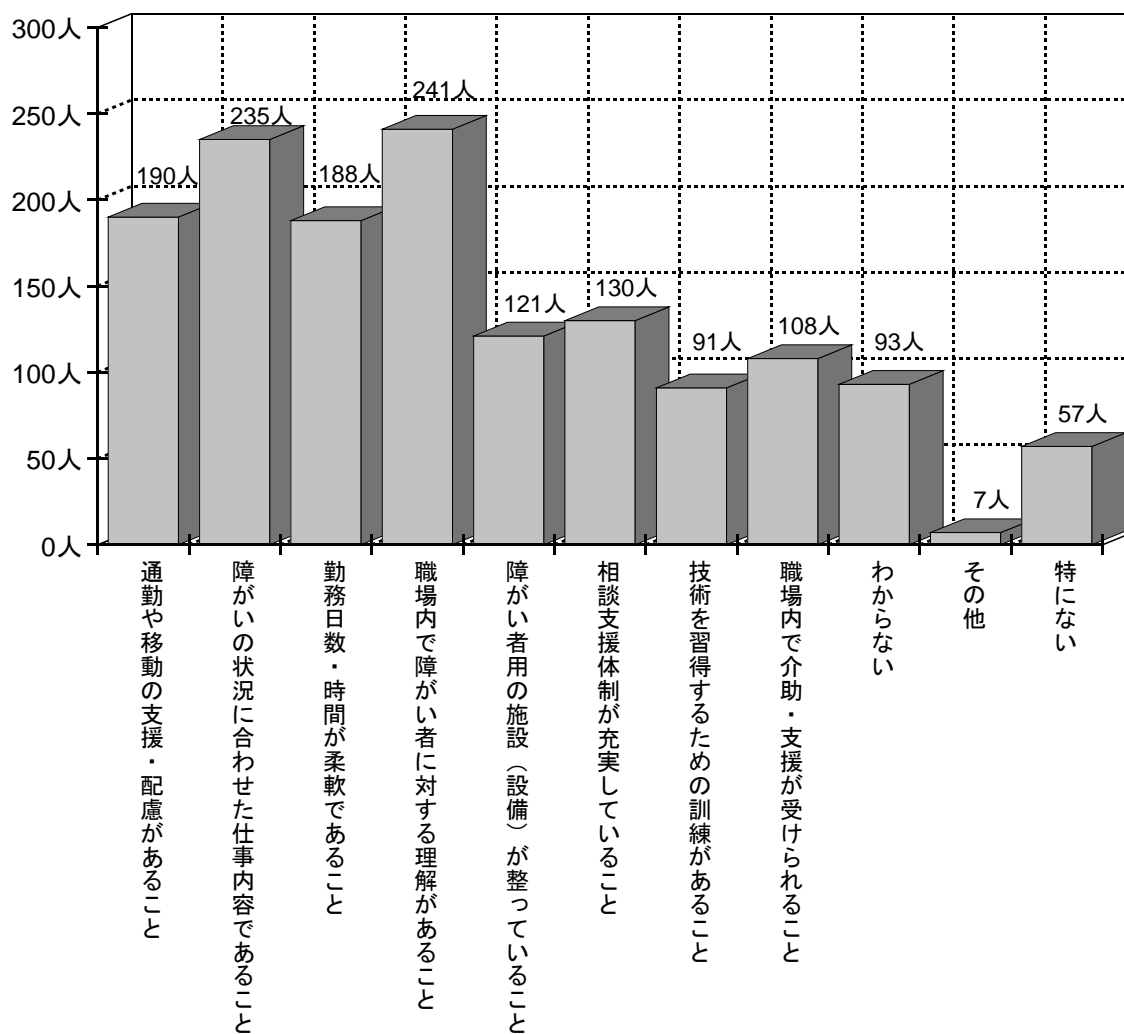
【就業形態（仕事をしている人）】



5 障がいのある人が働くための条件について

仕事をしていない人が働くための条件については、「職場内で障がい者に対する理解があること」が16.5%と最も多く、次いで「障がいの状況に合わせた仕事内容であること」が16.1%となっています。

【働くための条件（全体）】－複数回答

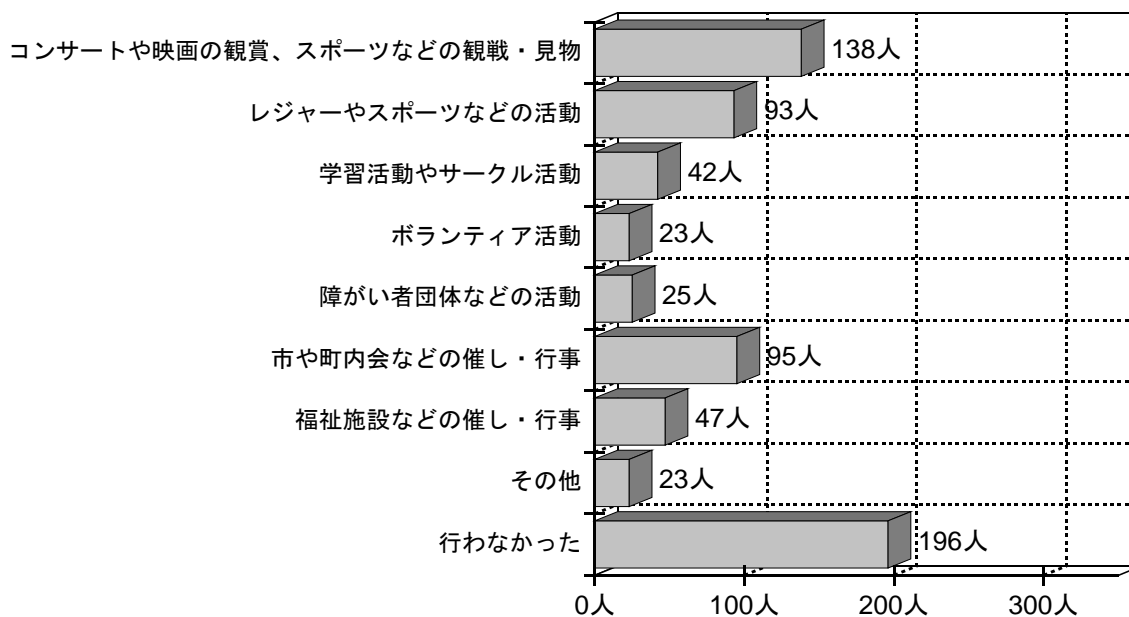


9 社会参加活動等の状況

1 趣味や学習、社会参加などの活動

この1年間に、趣味や学習、社会参加などの活動の状況については、「コンサートや映画の観賞、スポーツなどの観戦・見物」が20.2%と最も多く、次いで「市や町内会などの催し・行事」が13.9%、「レジャーやスポーツなどの活動」が13.6%となっています。

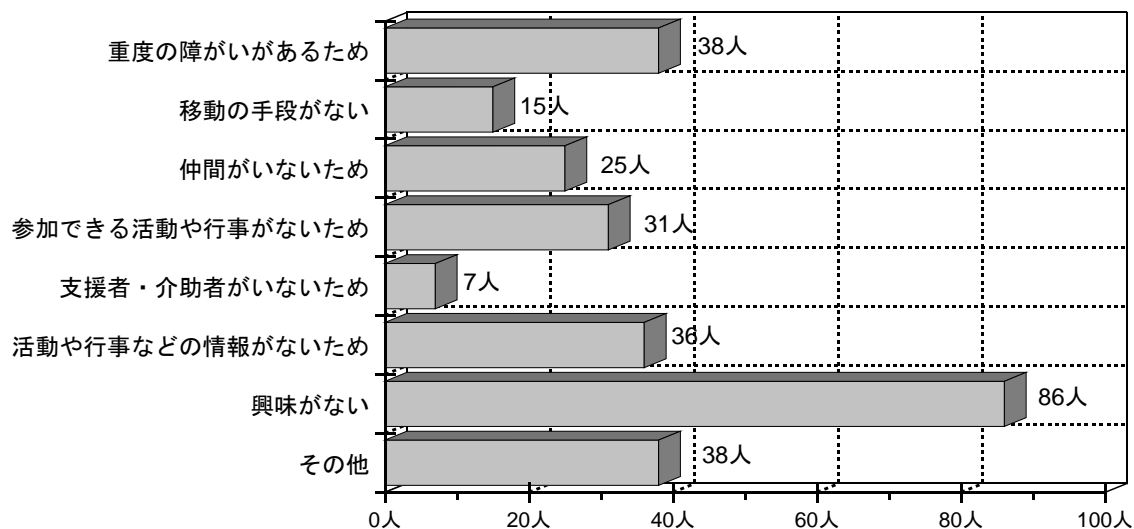
【社会参加活動の状況（全体）】－複数回答



2 行わなかった理由について

趣味や学習、社会参加などの活動で「行わなかった」理由については、「興味がない」が31.2%と最も多く、次いで「重度の障がいのため」が13.8%となっています。

【社会参加活動の不参加の理由（全体）】－複数回答

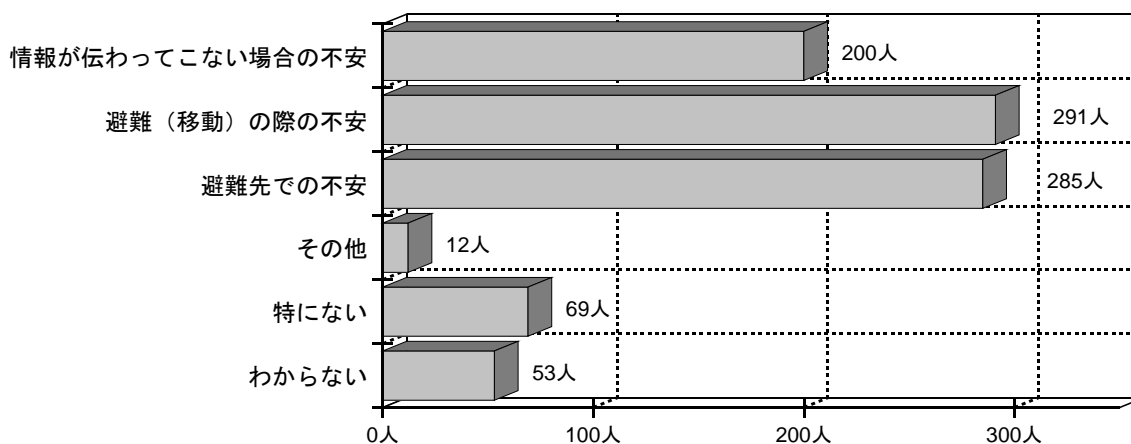


10 地域の防災について

1 災害時の不安について

災害時の不安については、「避難（移動）の際の不安」が32.0%と最も多く、「避難先での不安」が31.3%、「情報が伝わってこない場合の不安」22.0%となっており、災害に対する不安の高さが伺えます。

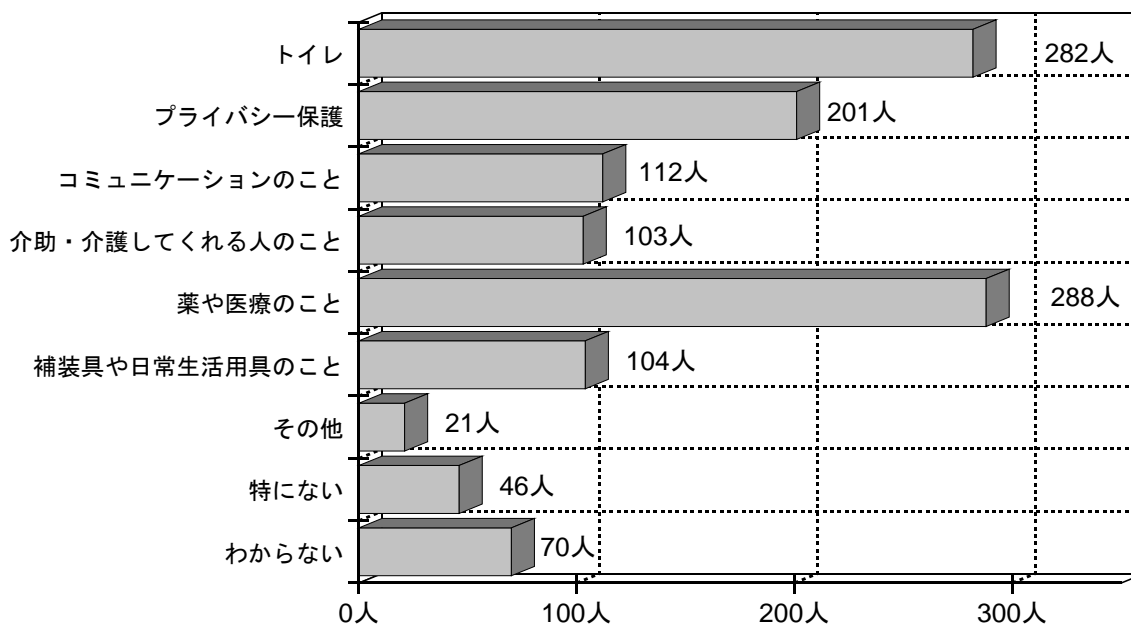
【災害時の不安（全体）】－複数回答



2 避難所で困ることについて

避難所で困ることについては、「薬や医療のこと」が23.5%と最も多く、次いで「トイレ」が23.0%、「プライバシー保護」が16.4%となっています。

【災害時の不安（全体）】－複数回答

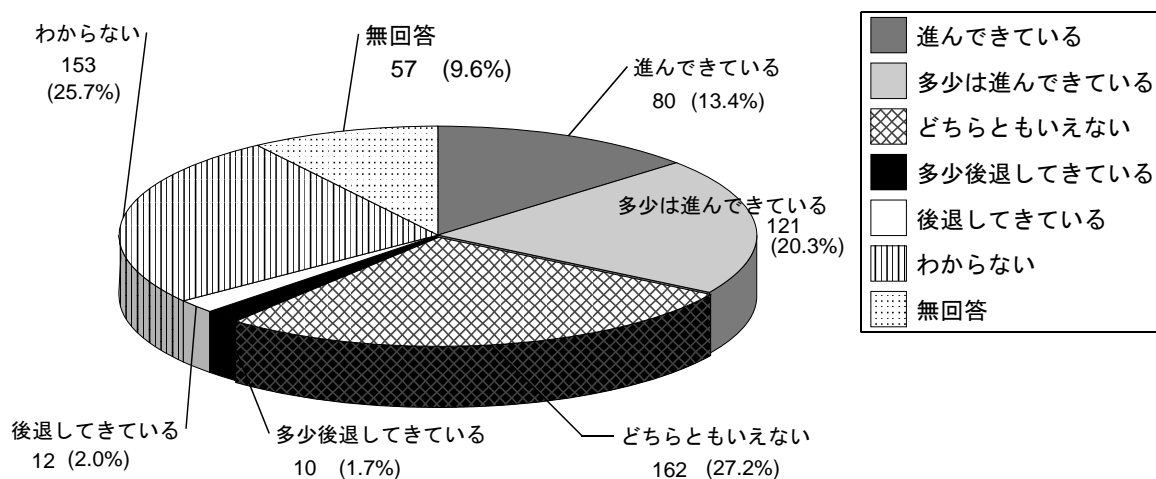


11 地域福祉や障がいへの地域での理解

1 地域の理解と社会的な支援について

地域の理解や地域・行政の社会的な支援については、「進んでいる」、「多少は進んでいる」が合わせて33.7%となっており、「多少後退してきている」、「後退してきている」の合計3.7%を大きく上回る回答となっています。

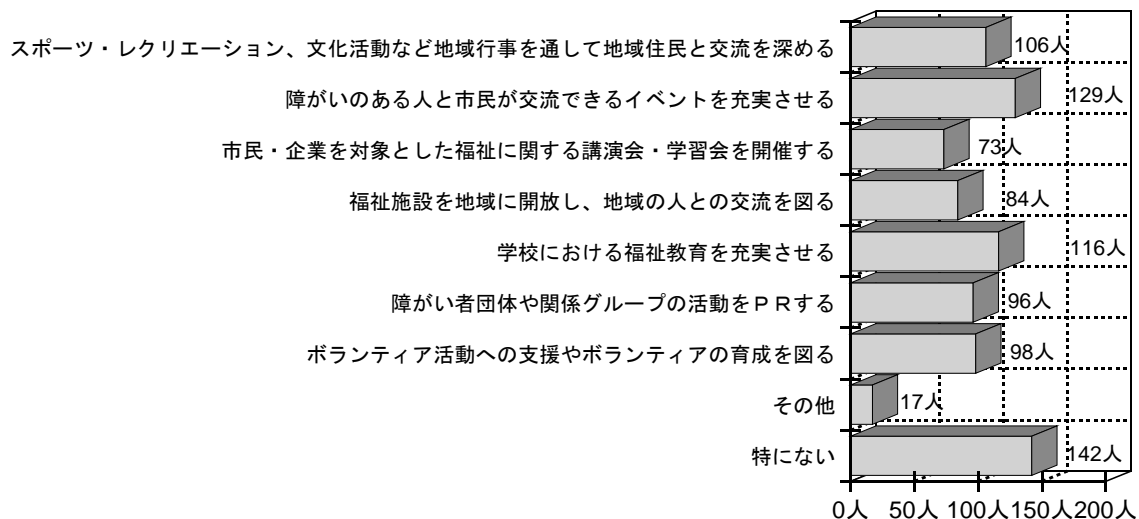
【支援の状況】



2 障がいに対する市民の理解を深めるための方法について

市民の理解を深めるための方法として、「障がいのある人と市民が交流できるイベントを充実させる」が15.0%と最も多く、次いで「学校における福祉教育を充実させる」が13.5%、「スポーツ・レクリエーション、文化活動など地域行事を通して地域住民と交流を深める」が12.3%となっています。

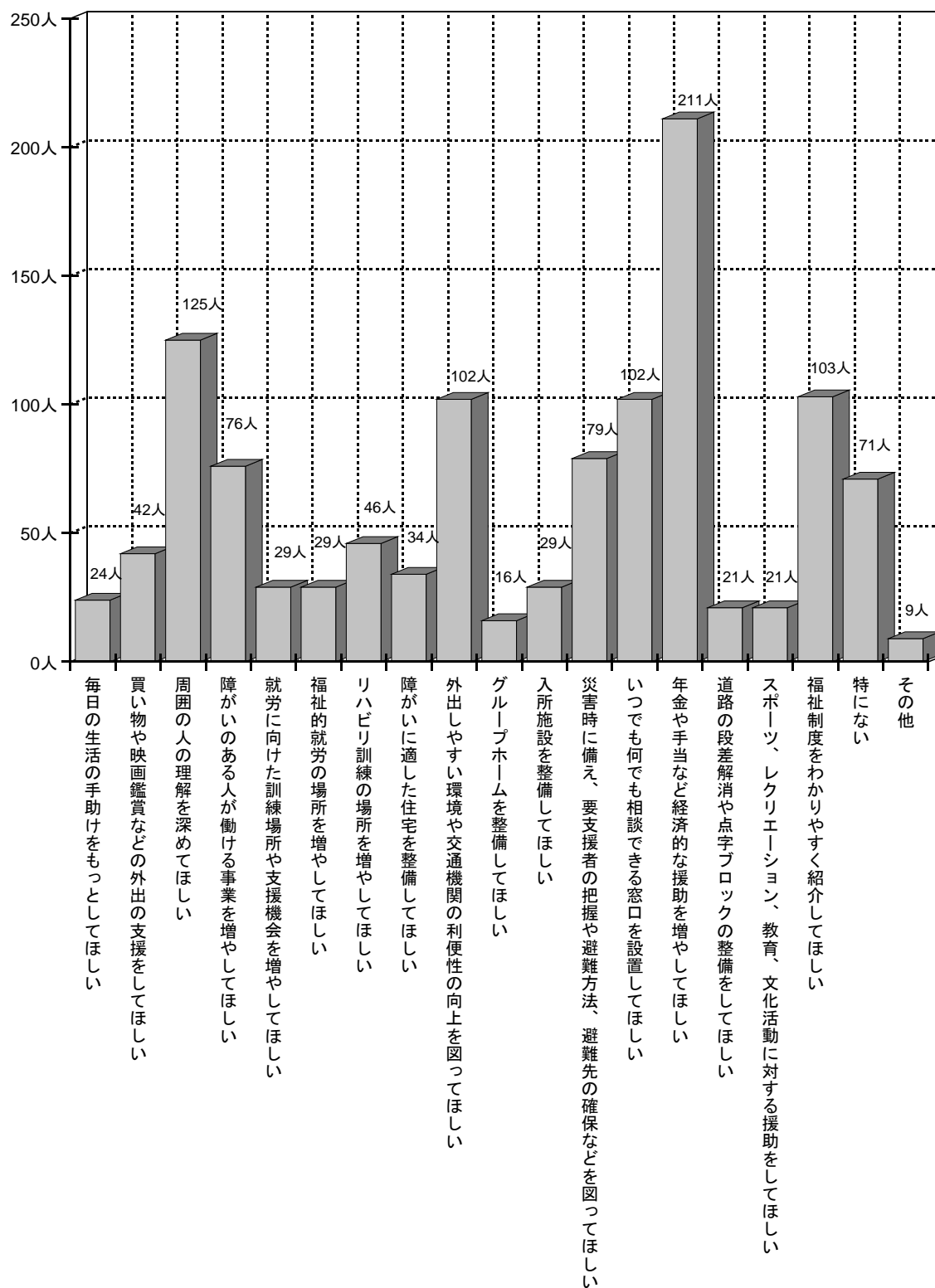
【支援の状況（全体）】－複数回答



3 地域生活で必要と思われる施策について

地域で生活するために必要と思われる施策については、「年金や手当など経済的な援助を増やしてほしい」が18.0%と最も多く、次いで「周囲の人の理解を深めてほしい」が10.7%となっています。

【支援の状況（全体）】－複数回答



12 その他、アンケート調査での意見・要望について

平成29年11月に行った、発達に関する不安や障がいを持つお子様の保護者の方からの自由記載欄に寄せられた意見や要望等について以下に記載します。

- 学齢期の子のサービスは数多くできているが、成人した方のサービス、例えば児童デイの大人版みたいな者も増えると良い。
- 現状では、成人の入所施設には空きがなく、グループホームの入居では支援者の手が足りず難しい人もいます。成人向けの施設、もしくは24時間支援者が常駐するグループホームがもっと増えれば良い。
- 学校の先生は、全員が、障がい特性、配慮、支援の知識を勉強していただきたい。学校によって受けられる合理的配慮に差がある現状はおかしい。
- 現在、施設入所しているが、高校を卒業した後に行かせたいところに入れたい。「他の施設も考えてください」と周囲の人に言われるが、自分の子どもが終生生活するところを妥協できない。なぜ皆がその施設に殺到するのかを考えてほしいです。そういう支援ができる施設を増やすことを積極的に取り組んでほしい。
- 不登校になり、家にこもった状態になったため、18歳前であっても（市の）医療助成制度が受けられなかった。

第3節 入所施設利用者の現状

1 入所施設の利用状況

(1) 入所施設の利用状況

入所施設の利用状況については、平成29年10月1日現在の施設入所者数は119人で、市内の施設に入所している人が63人（52.9%）、市外の施設に入所している人が56人（47.1%）となっています。

《入所施設の利用状況》

区 分	施 設 数		入 所 者 数			
	市 内	市 外	市 内	市 外		
施設入所支援	24	7	17	112	63	49
療養介護	3	-	3	7	-	7
合 計	27	7	20	119	63	56

(2) 主たる障がい別の利用状況

主たる障がい別の利用状況については、平成29年10月1日現在で身体障がいのある人が29人（24.4%）、知的障がいのある人が90人（75.6%）となっています。

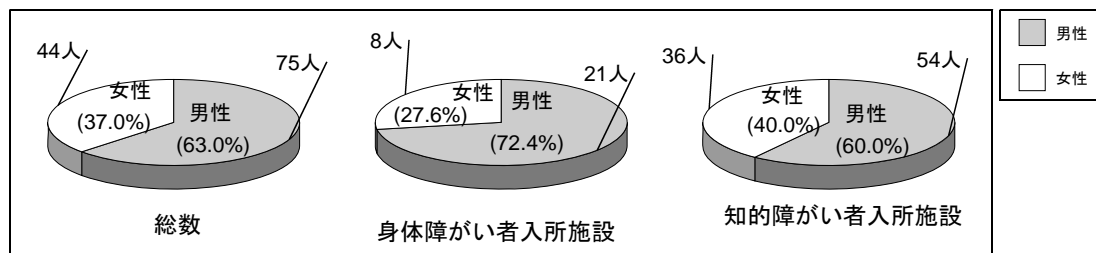
《障がい別の利用状況》

区 分	施設数	入 所 者 数		
		身体障がい者	知的障がい者	
施設入所支援	24	112	22	90
療養介護	3	7	7	0
合 計	27	119	29	90

2 施設を利用している人の現状

(1) 利用者の性別

ご本人の性別を見ますと、身体障がい者入所施設では「男性」が72.4%、「女性」が27.6%となっており、知的障がい者入所施設では、「男性」が60.0%、「女性」が40.0%となっています。



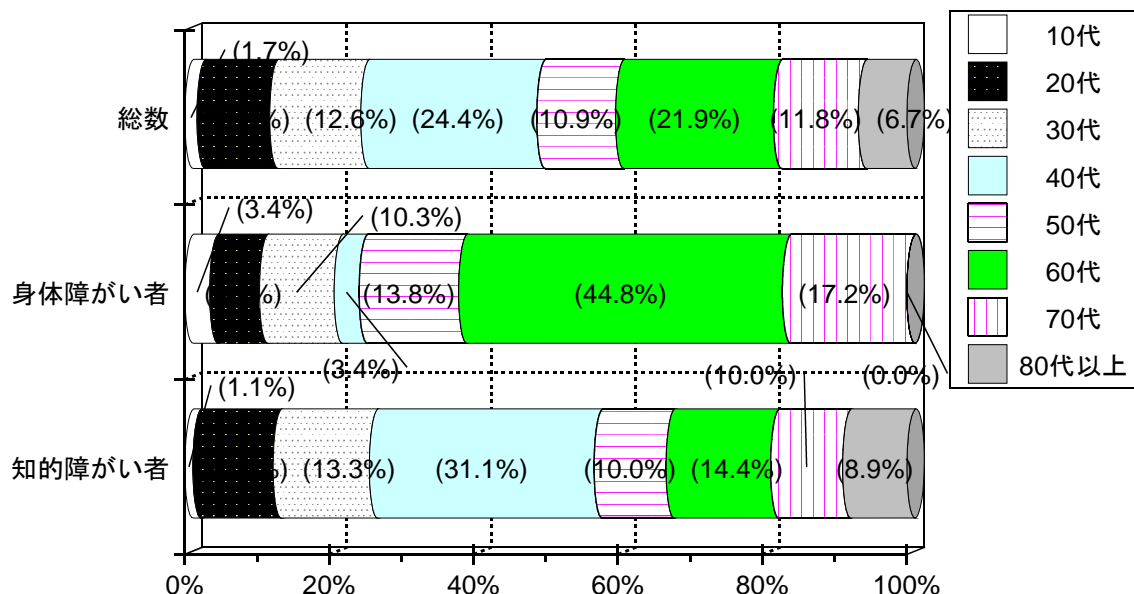
《利用者の性別》

(単位：人)

施設区分 \ 性別	身体障がい者		知的障がい者
	施設入所支援	療養介護	施設入所支援
男性	21	15	54
女性	8	7	36
合計	29	22	90

(2) 利用者の年齢

利用者の年齢を見ますと、総数では「40代」が24.4%と最も多く、次いで「60代」が21.9%となっています。



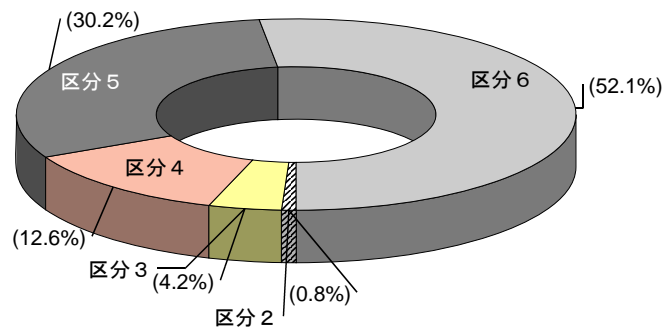
《利用者の年齢構成》

(単位：人)

施設区分 年齢区分	身体障がい者		知的障がい者	計
	施設入所支援	療養介護	施設入所支援	
10代	1	0	1	2
20代	2	0	2	12
30代	3	1	2	15
40代	1	0	1	29
50代	4	4	0	13
60代	13	13	0	26
70代	5	4	1	14
80代以上	0	0	0	8
合計	29	22	7	119

(3) 利用者の障害支援（程度）区分認定状況

障害支援（程度）区分の認定状況については、「区分6」が52.1%、「区分5」が30.2%、「区分4」が12.6%となっています。



《障害支援（程度）区分の認定状況》

(単位：人)

施設区分 障害支援区分	身体障がい者		知的障がい者	計
	施設入所支援	療養介護	施設入所支援	
区分1	-	-	-	0
区分2	1	1	-	1
区分3	4	4	-	5
区分4	3	3	-	15
区分5	4	4	-	36
区分6	17	10	7	62
合計	29	22	7	119

第 3 章

施策の方向と展開

第1節 施策の方向

第1章に示した計画の基本目標として、

- ①地域生活支援の充実
- ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活の継続に向けた支援
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤就労支援の充実
- ⑥子どもの将来の自立に向けた発達支援

の6点の施策を重点的に推進していくもの位置づけました。
これらを基に第2節の各分野において施策の展開をします。

第2節 施策の展開

1 生活支援

【現状と課題】

○アンケート調査の結果から、障がい者が将来的に生活の場として希望しているのは、圧倒的に自宅であることを踏まえ、障がいがあっても住み慣れた自宅で生活を継続していくための支援をしていくことが重要です。

○障がいの重度化・重複化、高齢化に対応し住み慣れた住居での支援やサービス提供体制のあり方が課題となっています。また、介護が必要な障がい者グループホームの入居者は、介護と障がいのサービスを同時に利用できるような共生型サービスが必要となってきた現状にあります。

○障がい者が入所施設や病院等から地域での生活へ移行するため、相談支援事業者は地域移行・地域定着支援の取組みを行っています。しかし、施設入所者は地域移行が困難な障がい者が多く、また、精神科病院等に入院している方は安心して生活できる居住場所が少ないため、地域移行実績が無い状況です。地域移行を促進するためには、居住場所だけではなく相談支援の体制や日中活動の場づくりを進めるとともに、地域全体が障がい者を理解し、受け入れていくことが必要な状況にあります。

○障がい者が自己選択・自己決定により地域で暮らすためには、一人ひとりの状況に合わせて、居住支援（住まいの確保）と地域支援（日常生活の支援）を、コーディネートしていく必要があります。

○特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することが必要です。

○障がい者が安全で質の高い保健福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に向けた取組みを推進していく必要があります。

○難病及び発達障がい者については、手帳交付等が無く、行政と接する機会等が無い場合もあり、福祉との接点が少ない方も多いです。自分が受けられる保健福祉サービスについてあまり知らない状況があります。

【施策の展開】

（１）在宅サービスの充実・地域における生活の維持

- 障がいの重度化、高齢化に対応できるよう、介護が必要なグループホーム入居者を支援します。
- 介護と障がいのサービスを同時に提供できる共生型サービスを推進します。
- 平成30年度から新たに創設されるサービスで、地域で生活を継続していくための、相談、助言等を行う自立生活援助を推進します。
- 医療的ケアが必要な方の在宅生活を支援するため、訪問看護ステーションの活用など必要なサービスの充実に努めます。

（２）地域移行の促進

- 地域移行のニーズ把握に努めるとともに、地域における支援体制の整備、住宅入居等支援事業等の施策の検討、生活の場の確保に取り組み、施設等から地域での生活へ移行できるようにします。

（３）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- 社会的入院の精神障がい者が、退院後地域で継続して地域の一員として生活して行けるように、支えるための地域包括ケアシステムの構築を推進します。そのために、医療・介護・福祉の関係機関が協議する場を設置し連携を図ります。

（４）地域生活の継続に向けた支援

- 在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域で生活を継続できる体制作りのため、地域生活支援拠点の整備を推進していきます。市単独での整備が難しい場合は、道南圏域、近隣市町と協議して整備を推進します。

（５）日中活動の充実

- 障がい者の希望や特性に合わせた日中活動の場を確保するため、計画的に施設や事業所の整備・改修を実施していきます。

（６）サービスの質の向上

- 保健福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援、市民への情報提供等を進めます。

（７）施設の充実について

- 障がい者の地域生活への移行・継続支援を機能させるため、地域生活支援型の施設入所支援、生活介護、自立訓練、短期入所、障がい児通所支援である児童発達支援、放課後等デイサービスや、基幹相談支援センター等の充実や整備が必要です。施設整備にあたっては、環境負荷の低減や災害時対応、障がいの程度を問わず利用することができるように配慮した施設整備に努め、世代や障がいの有無等を超えた多様な交流ができるように努めます。

2 保健・医療

【現状と課題】

○障がい者に関する医療・介護・福祉については、より一層の連携の必要があります。障がい者の医療的ケアへの対応、施設から在宅生活への移行、在宅での療養支援、難病患者等に対する制度の拡大等を踏まえ、保健・医療・福祉サービスの提供を効率的・効果的に進めていく必要があります。

○障がいの状況や段階に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことが重要です。

○発達の遅れや障がいのある子どもの支援として、乳幼児健診等を契機とした相談や療育を通じて、子どもの発達支援と保護者に対して気づきや受容を促し、乳幼児健診後のフォロー体制を強化していく必要があります。

○発達障がいを専門とする医療機関も少なく、支援体制が構築されていない現状があります。また、理解も進んでいないため、本人の苦しみから精神疾患などの二次障がい等が現れていることが見受けられます。

【施策の展開】

(1) 予防の充実

○障がいによる活動性の低下等が原因で発生する疾病などを予防するため、健診・検診の受診率向上や生活習慣病予防を推進します。

(2) 健康づくりの推進

○障がいの有無に関わらず、市民の誰もが身近な場所で健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを進めます。

(3) リハビリテーションの充実

○障がい者が心身の機能の維持回復・獲得を図り、より質の高い地域生活を送ることができるよう、日常生活の中で取り組むリハビリテーションを促進します。

(4) 医療・介護・福祉の連携

○障がい者が安心して医療・介護・福祉サービスを受け、また、障がいの重度化を防止し健康増進を図るため、医療・介護・福祉の関係機関の連携を推進します。

(5) 母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充

○母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて、支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

(6) 医療的ケアを必要とする児童への支援

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置や、医療的ケアを必要とする児童のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携や協議の場の設置を推進します。

(7) 発達障がいに関わる周知・職員の資質向上

○発達障がいの方に対しての周囲の理解不足や偏見を減らすために、発達障がいの事に関する普及、啓発を推進します。

○窓口となる職員には研修の受講などを実施し資質向上に努め、本人や家族が相談しやすい支援体制を強化します。

3 生活環境

【現状と課題】

○障がい者が安心できる地域で自立した生活を送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、充分とはいえない状況にあります。

○障がい者の住まい探しの総合的な相談については、主に相談支援センターが担っています。今後も、多様な住み方を選ぶことができるよう、相談窓口を充実させていく必要があります。

○移動支援（通院等介助）については、外出時の支援が必要な人に対し、円滑に外出できるようにし、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加促進の観点からも推進の必要があります。移動支援サービス従業者の育成を支援するとともに、国における検討の結果を踏まえ、制度の拡充を検討する必要があります。

○障がい者がグループホームの空き情報等を確認出来る環境整備の必要があります。

○障がい者の地域生活の拡充のため、住まいの場を確保していく必要があります。

○障がい者が暮らしやすい生活環境づくりにむけて、歩道や施設のバリアフリー化、バリアフリー住宅の普及・啓発を進めます。また、身体障がい者の日常生活用具等の給付では、住宅改造費の助成等を行っています。今後も障がい者が社会の様々な活動に参加し自己実現を図れるよう、ユニバーサルデザイン（注：1）の視点に基づく生活環境の整備を推進し、その環境を多くの人々が利用できるようにしていく必要があります。

【施策の展開】

（1）居住支援の充実

○障がい特性に配慮した重度障がい者等のグループホームの整備を推進します。

○高齢者や障がい者等の状況に応じた居住支援や住まい探しのサポートを行うことで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが続けられるよう支援体制の整備を進めます。

○障がい者だけでなく、一般の高齢者、要介護認定者等と一緒に生活していける共生型の住居の整備を推進します。

（2）ユニバーサルデザインの推進

○誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進していくために、ユニバーサルデザイン（注：1）の普及・啓発を進めていきます。

（3）移動のための支援の充実

○移動困難な方の社会参加の促進や生活圏の拡大を図るため、福祉有償運送事業者等による移動のための支援が円滑に行われるよう努めます。

（注：1）文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

4 雇用・就労・経済的自立の支援

【現状と課題】

○他市の事例ではありますが、就労継続支援事業所の突然の閉鎖等があり、障がい者の就労に関しては、厳しい状況が依然見受けられます。

○北斗市雇用促進協議会では、産業、教育、行政等が連携して、企業の障がいの特性の理解と雇用促進に取り組んでいます。精神障がい者の雇用義務化や雇用分野における差別の禁止等への対応が課題となっています。

○市では、授産製品の販売等の実施や、障害者優先調達推進方針の策定等により、工賃向上や販売促進等働く障がい者の自立に向けた取組みを進めています。障がい者就労施設等でのより一層の経営力や生産力、販売力向上のための仕組みづくりが必要です。

○障がい者が地域で自立した生活を営むため、雇用・就業の促進とあわせて、公的年金等を中心とした制度による経済的自立を進めていけるよう、対象者の受給漏れを防ぐ取組みや、制度の充実等について国や道への働きかけ等が必要です。

○発達障がいにより就労が困難・離職してしまった者が社会的に孤立又は経済的に困窮に至る現状があります。また、就労後や成人期に初めて診断を受ける者も多く生育歴に多様性があるのが現状です。

○一般就労ができる障がい者が、就労支援施設等から、一般就労への移行していくための誘導が必要です。

○関係機関との連携を強化して、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充が必要です。

○企業に対する障がいの特性の理解と雇用促進の啓発を強化が必要です。

【施策の展開】

(1) 就労支援の充実

○就労定着に向けた支援として、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが平成30年4月から創設されます。

○障がい者就労支援施設職員の支援力の向上、施設利用者の意欲向上に向けた取り組みの強化を図ります。

○安心して働き続けることができるように、就労障がい者が気軽に立ち寄り相談できる場所の拡充と定着支援の強化を図ります。

○多様な障がい特性に対応するため、障がい者就労支援センターの支援力を強化するとともに、専門機関とのネットワークの充実を図ります。

○障がい者支援のみならず、若者支援や生活困窮者支援など、多様な分野と連携した就労支援に取り組めます。

○発達障がい者の就労支援は、様々な生育歴があることから、直ちに就労支援に結びつけてよいか、生活面の問題解決や障がい認識・受容など優先すべき事柄が無いかを確認し、就労に向けてのミスマッチが発生しないように、他機関との連携強化を図ります。

○学校と就労支援事業所等が連携して、障がい者の生徒本人や家族向けに就職説明会を実施します。

○なるべく多くの障がい者が、一般就労できるように、企業等に向けての障がいをもつ人に対する合理的配慮について、周知、啓発を推進します。

(2) 多様な雇用の促進

○企業に働きかけ、身近な地域での多様な働き方の拡大に取り組みます。特に推進して行く職種としては、

- ①農業と福祉の連携を図り、農業が障がい者の就労の場となるよう推進して行きます。
- ②ビルメンテナンス業と福祉の連携を図り、障がい者の就労の場となるよう推進して行きます。

(3) 工賃の向上

○作業所等経営ネットワークを強化し、共同受注の仕組みを構築し、市内就労支援施設の工賃向上に取り組みます。

○障害者優先調達推進方針を市役所内部に広く周知し、障害者就労支援施設等への物品、役務の調達を拡大します。

○市のイベント等で、施設製品の販売拡大に取り組みます。

(4) 経済的自立の支援

○障がい者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組むほか、必要に応じて制度の充実等について国や道へ働きかけていきます。

5 教育・文化芸術活動・スポーツ等

【現状と課題】

○配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、定期検診時に相談しやすい環境に配慮するなど、保護者の気づきを促す必要があります。

○支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、支援情報の引継ぎや関係機関のネットワーク作りを推進します。福祉と教育が連携し、就学後も支援情報が引き継がれることが求められています。

○発達障害支援センター「あおいそら」では、増え続ける相談・療育の利用希望者への対応が課題となっています。障がい本人だけの問題ではなく、周囲との間に生じる相互的な問題と捉え、本人に対する支援とあわせ、周囲の人をはじめ地域に対する理解促進や、普段子どもと関わる支援者のスキルアップなど、地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。

○放課後等デイサービスや学童クラブなど、放課後の居場所を拡充することが求められています。

○障がい等により配慮を要する幼児・児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教育現場に携わる人が障がいについての知識や理解を持った上で、学習指導、生活支援の体制を充実させることが求められています。

○障がい者芸術・文化祭や障がい者スポーツ大会の開催等を通じて、文化芸術活動、スポーツの普及が図られています。参加・活動の機会の拡充や、サポートスタッフなどの人材育成、施設の充実が課題となっています。

【施策の展開】

(1) 早期支援の充実

○専門機関による相談会を実施するなど、相談しやすく専門性の高い相談の機会を確保します。

○発達に不安を抱える保護者が利用しやすい取組みを進めます。

○母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて、支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気づきや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

○障がいリスクの高い妊産婦や未熟児、障がい児と暮らす家庭に対して、医療機関や訪問看護ステーション等と連携し、保護者及び母子への支援を充実します。

(2) 地域支援の充実

○保育園や幼稚園、学校等、日頃地域で子どもに関わる支援機関に対し、講師派遣や研修、巡回訪問を行うなど、関係機関の人材育成に取り組みます。

○シンポジウムや講演会を開催するなど、子どもに関わる支援者や地域社会に対し、障がい理解を促進します。

(3) 教育福祉の連携強化

○ライフステージを通して途切れのない支援が行えるよう、支援情報の引継ぎ支援に取り組みます。

○就学支援シートや就学支援ファイル（療育カルテ）を活用し、就学前から小学校への円滑な引継ぎを図ります。

(4) 教育・保育の充実

○障がいの有無に関わらず、子ども自身が「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行います。

○インクルーシブ教育システムの構築（注：2）など国や道の新たな施策動向に対応しながら、特別支援教育の取組みを進めます。

(5) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

○教育・保育等に加えて、子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援の拡充など、配慮が必要な子どもの療育や日中活動の場の充実を図ります。

(6) 生涯学習の推進

○障がいの有無に関わらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動を推進します。

○障がいのある成人を対象とした障がい者学級のあり方と運営について検討します。

(7) スポーツの推進

○子どもから高齢者、また障がいがあっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごせる社会をつくっていきます。

(8) 文化芸術活動の振興

○障がいの有無に関わらず、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

（注：2） インクルーシブ教育とは、一般教育制度の中で、障がいを持つ子も含めた一人一人の個性を尊重し多様に合わせた支援をしていくこと。

6 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

- 意思疎通支援事業の実施、情報の取得や意思表示を支援する機器の提供などを通じ、意思疎通の支援と情報アクセシビリティの向上に努めてきました。
- 行政情報の発信にあたっては、文書の点訳・音声コード化、声の広報・点字広報の発行、視覚障がい者・聴覚障がい者に配慮したホームページの運営等に取り組んでいます。引き続き情報提供の充実を図っていく必要があります。

【施策の展開】

(1) 意思疎通支援の充実

- 意思疎通支援事業による支援を行うとともに、手話等の意思疎通手段の啓発、意思疎通を支援する人の育成を行います。

(2) 行政情報へのアクセシビリティの向上

- 行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティ（注：3）のさらなる向上に努めます。

(3) 情報提供方法の多様化

- インターネットやスマートフォンの普及により発展しているSNSサービス（LINE、Twitter、Facebook等）による情報伝達方法を推進します。

（注：3）アクセシビリティは、さまざまな製品や建物やサービスへの、アクセスしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉である。一般的に、障がいや不自由のある閲覧者に対しての閲覧保障性（ウェブアクセシビリティ）＝アクセシビリティだと思われがちであるが、障がいや不自由のある閲覧者だけでなく、さまざまな閲覧環境（ハード・ソフト・操作機器・モバイル等）への対応性を指すのが本来の意味。

7 行政サービスによる配慮

【現状と課題】

- 必要な人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等に対し、新規採用時をはじめ、適宜研修等を行っています。今後も障がいに対する理解を促進するための取組みを進めて行くことが必要です。
- 平成29年度より聴覚障がい者の意思疎通支援のため、市保健福祉課に専任の手話通訳者を配置しました。
- 障害者差別解消法により、市の事業執行全般において合理的な配慮を進めていくことが必要です。
- 障がいの有無に関わらず、共に生きる地域社会を目指すため、障がい者の要望や意見を反映していく機会が設けられています。今後は、より参加しやすい環境を整えていくことが必要です。

【施策の展開】

(1) 市職員に対する研修の促進

- 研修制度を充実させ、障がいに対する理解を促進します。

(2) 合理的配慮の提供

- 市の事務事業の実施にあたり、必要かつ合理的な配慮を行います。

(3) 市の政策・施策形成への参画の支援

- 障がい者が市政に参加する機会を確保し、運営において適切な配慮を行います。

8 安全・安心

【現状と課題】

○市では、高齢者だけではなく、障がい者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より身近な日常生活の場で、その人にあった様々な支援が途切れなく、包括的・継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みを進めています。

○障がい者（児）の相談支援については、相談支援事業所の数が少ない現状にあり、さらなる相談支援体制の充実を図るため事業所の増加させる必要があります。

○市では、保健福祉ニーズの急速な拡大に伴い専門職の需要が高まる中、人材の確保・育成を図る必要があります。

○地域住民による支えあい活動として、サロンや住民参加型サービス等を推進しています。行政サービスだけでは対応できない地域での見守り等のニーズに対応するため、さらなる活動の活性化や活動を担う人材の発掘が課題となっています。

○消費者としての障がい者の保護に関して、障がい者が消費者トラブルに会うことを防止する等の取組みを関係所管と連携して進めていく必要があります。

○災害時において、障がい者や高齢者等の自力で避難することが困難な要援護者に対する支援体制を整備していきます。

○災害発生時の情報伝達手段を充実させる必要があります。また、発災時に障がい者を支えるボランティアや専門職の確保を図る必要があります。

【施策の展開】

（１）相談支援体制の充実

○地域包括ケアシステムの推進に向けて、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実するため、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。また、相談支援事業所の増加を推進します。

（２）保健福祉人材の育成・確保

○福祉・人材育成センターで実施する各種専門研修や基幹相談支援センターで実施するケアマネジメント研修等の充実を図ります。

○地域福祉を推進する上で欠かせない人材である民生委員・児童委員や、身近な地域で主体的な活動を行うボランティアグループ等を支援し、連携を深めていきます。

○市の保健福祉課職員が、地域への支援や指導・助言を行うために必要な専門スキルの取得・向上に向けて取り組むとともに、保健師や社会福祉士等の専門職の配置や活用を進めます。

（３）家族支援の充実

○障がい者（児）を介護する家族の方を対象としたリフレッシュ事業やレスパイト・ケア（注：４）のための事業を実施するほか、日頃の思いや経験等を語り合い共有する場を紹介するなど、家族支援の充実を図ります。

○障がい者（児）と暮らす家族が抱える不安や悩みを受け止め、課題解決に必要な情報提供やサービス調整など、家族に寄り添った相談支援に取り組みます。

○家族の方の介護負担を軽減するとともに介護人材不足に対応するため、ITなどの先進的な技術の活用や新しい福祉機器の導入促進を図ります。

(4) 見守りの推進

○地域コミュニティを活性化させ、行政だけでは対処しきれない、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り、身近な手伝いの対応等に地域の住民同士の支えあいに取り組む地域づくりを進めます。

○架空請求や振り込め詐欺、あるいは悪質業者から高額な商品を購入させられるなど、障がい者が消費者被害に巻き込まれないための取組みを進めます。

(5) 防災対策の推進

○災害発生時や発生の恐れがある場合に、誰もが災害に関する情報等が得られるような仕組みを整えるとともに、避難誘導や避難生活を支えるために必要な体制の整備を進めます。

○二次避難所の開設・運営体制の強化とともに、発災時に障がい者（児）を支えるボランティアや専門職の確保を図ります。

(注：4) レスパイト・ケアとは、在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

元々は欧米で生まれた考え方で、日本では、1976年（昭和51年）の「心身障害児（者）短期入所事業」（ショートステイ）が始まり。

9 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

○市保健福祉課に障がい者虐待通報・届出窓口を設置しています。また、障がい者虐待防止のパンフレットを配置をして市民への周知・啓発を行っています。

○虐待防止の対応については、通報件数や対応困難事例が増えているため、関係機関との連携を充実させるとともに、市職員および事業者の対応力の向上を図る必要があります。

○障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法により、障がいを理由とする差別の解消に向け取り組む必要があります。

○成年後見制度利用支援事業については、市民成年後見人の養成研修に向け取り組む必要があります。

【施策の展開】

(1) 障がい理解の促進

○幼少期から地域や学校において、さまざまな人と出会い、触れ合いながらともに過ごす時間を通じて、障がいの捉え方や特性を理解する機会を持てるよう努めます。

○ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等を行うことにより、障がい者の生活や活動がしやすくなることを、周知・啓発するとともに、市としてもハード・ソフト両面からの取組みを進めます。

○外見からはわかりづらい発達障がいや難病、高次脳機能障がい等について、市民のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

○障がいを理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、啓発活動に取り組みます。

(3) 虐待の防止

○障がい者に対する虐待を防止するためのネットワークを強化します。

○障がい者虐待防止の取組みを引き続き市民へ周知・啓発するとともに、虐待防止に携わる関係者等を対象とした研修を継続的に実施し、障がい者虐待への対応力向上を図ります。

(4) 権利擁護の推進

○知的障がい者や精神障がい者など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談、市民成年後見人の養成を進めます。

第 4 章

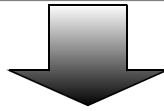
実 施 計 画

第1節 実施計画の策定にあたって

1 障がい者の自立支援の観点からの基本的考え方

【計画の基本目標】

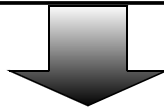
- 1 地域生活支援の充実
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活の継続に向けた支援
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 就労支援の充実
- 6 子どもの将来の自立に向けた発達支援



平成30～32年度の数値目標

(第1期～第5期共通の目標)

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中・入所中の障がい者の地域生活への移行
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等



サービス見込量(H30～H32)

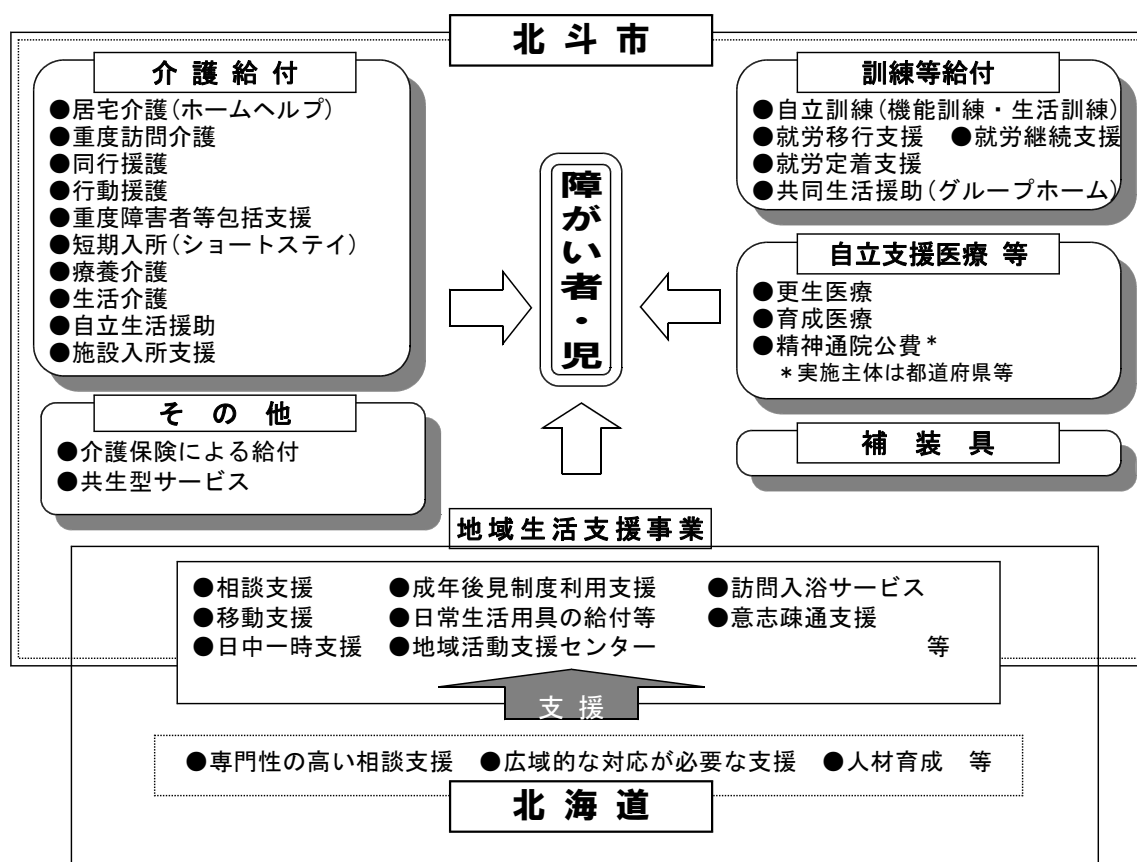
見込量確保のための方策

地域生活支援事業(H30～H32)

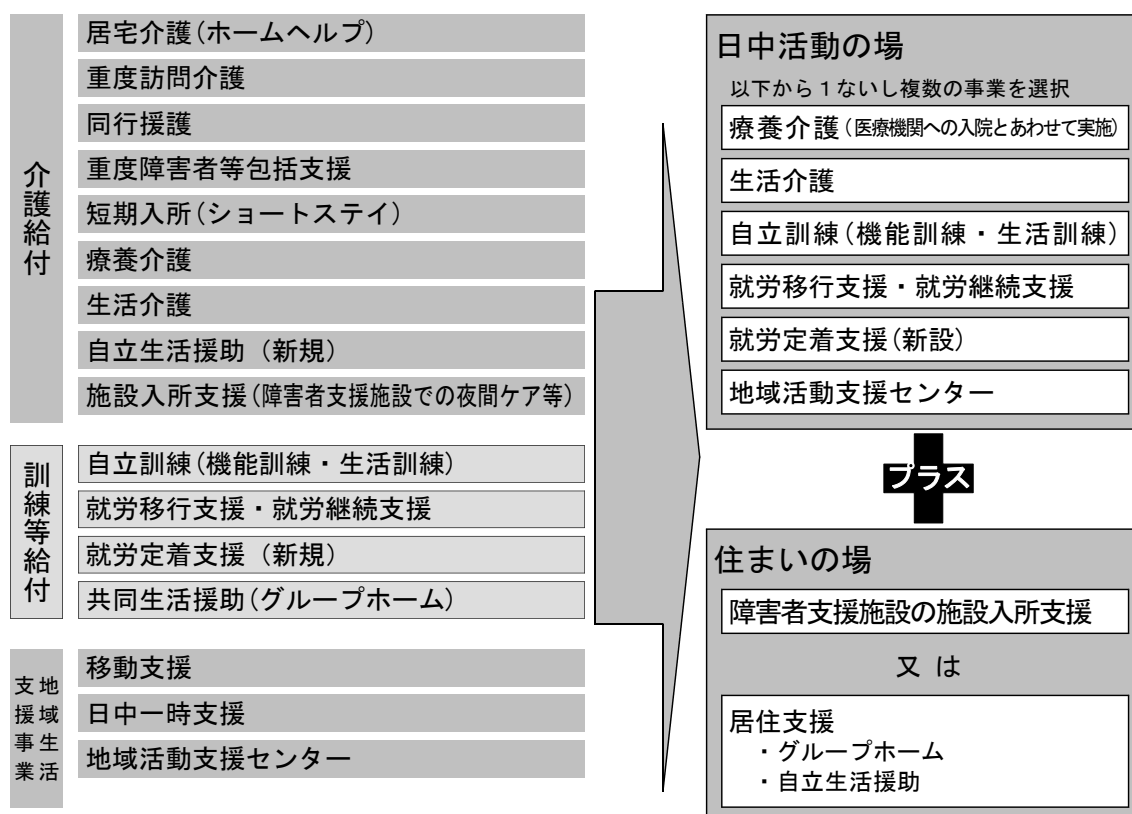
- ・地域生活を行う上で必要な支援
- ・地域の実情に合わせた任意事業

2 障害者総合支援法による支援体制

(1) 総合的な自立支援システム



(2) 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



第2節 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画 平成30～32年度の目標値の設定

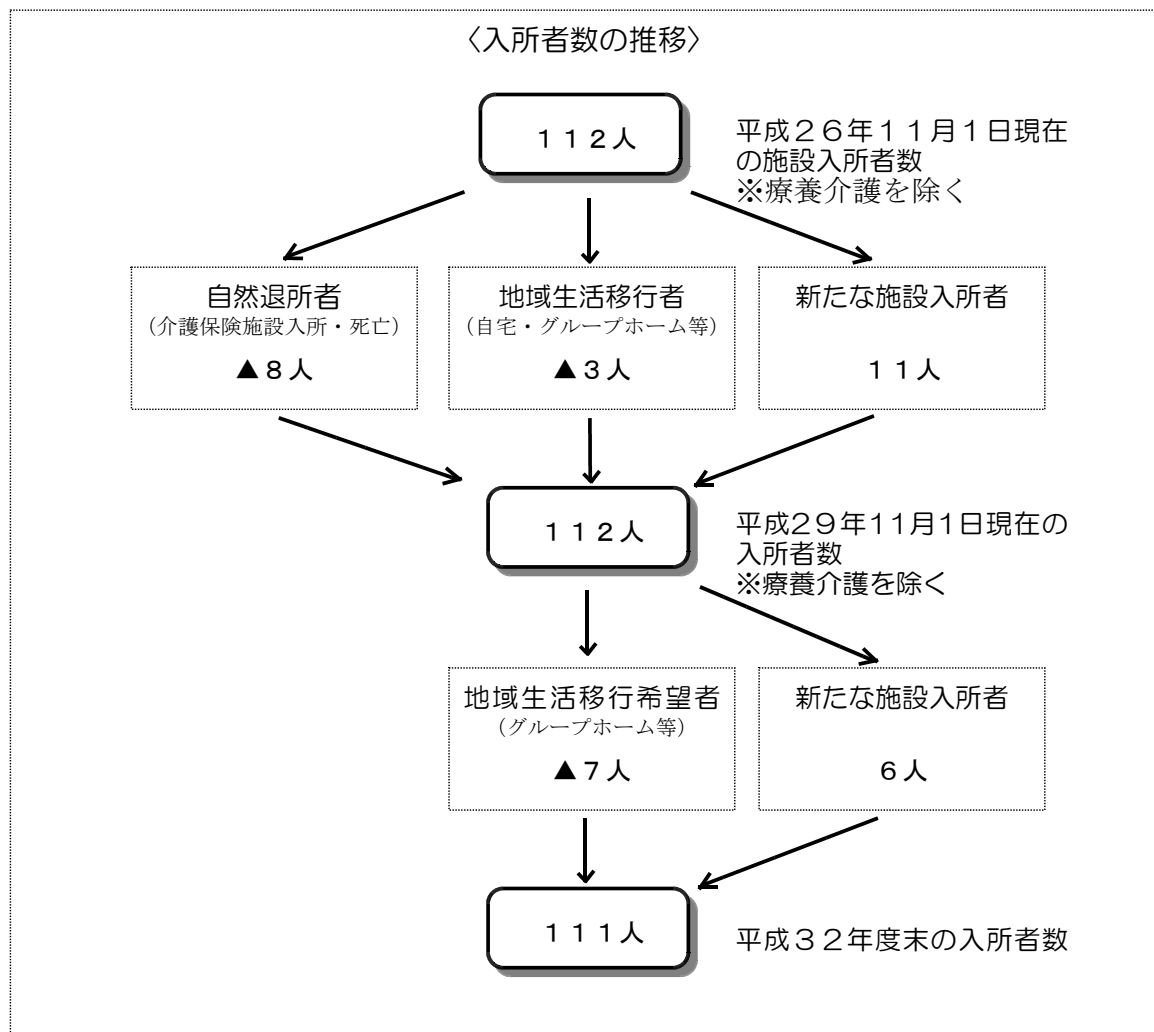
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（成果）目標

目標設定の考え方

平成32年度末までに、平成29年11月1日現在の入所施設利用者のうち、地域生活へ移行する数値目標を次のとおり設定します。この地域生活移行目標値は、法の基本的な理念である ①「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重され」②「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」するため、国が定める「基本方針」を基本としながら、地域の実情に基づき独自に平成32年度における目標数値を定めます。

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

	平成26年 11月1日	平成29年 11月1日	平成32年度末 目標値
入所者数	112人	112人	111人



施設入所者数の減少率については、平成26年11月1日時点の施設入所者数112人から死亡等による退所者が8人、地域生活へ3人が移行することとし、新たに入所した人が11人となり、平成29年11月1日時点の施設入所者数の変化はありません。

地域生活への移行が図られていない理由としては、すでに地域移行が可能な障がい者については実施済みであるため、障がいが高く常に支援が必要な人たちが多く、移行した場合の支援体制を図ることが困難な人が多く入所しているためです。

また、増加の理由については、児童福祉法の改正により障害者施設への移行がなされたことや、施設への入所を希望している人が多く、施設退所者が生じた場合でも新規に入所されるためです。

項 目		数 値	備 考
平成26年11月1日時点の入所者	(A)	112人	
平成29年11月1日現在の入所者		112人	
目標年度における入所者数	(B)	111人	平成32年度末
目 標 値	減少数	1人	(A) - (B)
	減少割合	0.9%	((A) - (B)) ÷ (A)

目標達成の方策

- 入所者に対する障害福祉サービス等の支給決定時において、サービス等利用計画により、地域生活への移行が可能と判断される入所者のグループホーム等への移行を図ります。
- 入所施設に対して、就労移行支援・就労継続支援・自立生活援助・就労定着支援等に取り組むように促し、入所者のグループホーム等の地域生活への移行を図ります。
- 地域生活へ移行する人に対して、必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、サービス等利用計画に基づき、在宅サービスの提供体制を整備するとともに、生活に関する様々な相談等の支援により、地域生活の安定を図ります。
- 生活の場を確保するため、社会福祉法人によるグループホーム等の主体的な整備を促進します。
- 一般企業等への就労が困難な障がいのある人のために、社会福祉法人が主体的に行う福祉的就労の場の整備を促進します。
- 障がいのある人の適性或地域の実情に応じた働き方が可能となるよう地域活動支援センターを含めた地域での働く場の確保に努めます。
- 地域で暮らす障がい者の就労面と生活面を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」と地域の就労移行支援事業者等との連携づくりを推進します。
- 主に知的・精神障がい者を対象に高齢化・後継者不足に悩む農業に参加してもらう取り組み「農福連携」を広げ、障がい者の就労機会を農業分野で増やし自立を手助けできる連携づくりを推進します。

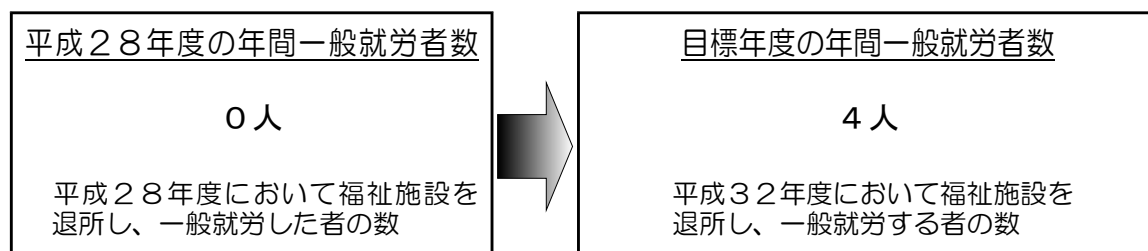
2 福祉施設から一般就労への移行目標

目標設定の考え方

平成28年度において福祉施設を退所して一般就労した人は0人となっており、平成18年度から現在までにおいても実績はありません。

今後、一般就労への移行をより一層促進していくことが必要であり、平成32年度の数値目標を4人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行



目標達成の方策

- 障害者就業・生活支援センターによる就労と生活の一体的な相談支援の実施により、ニーズや課題に応じて、就職活動や生活面の支援を行い、就職の促進に努めます。
- 公共職業安定所（ハローワーク）や北海道障害者職業センターなど労働関係機関と入所施設等関係機関の連携の強化や情報の共有化を図り、障がいのある人の雇用の促進に努めます。
- 障がいのある人や事業所に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による就職前後の支援の実施により、就職の促進及び就労の定着に努めます。
- 就労移行支援事業所での作業や企業における実習などの実施により、障がいの特性に応じた就職の促進及び就労の定着に努めます。
- 障がい者の法定雇用率の改正に対する理解とともに障がいのある人が障がいのない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障がいのある人の雇用の理解を関係機関と連携しながら促進します。
- 障がい者が安心して地域で生活することができるように、自立生活援助で障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者について、本人の意志を尊重した地域生活の支援を促進します。
- 一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じないよう就労定着支援で相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を促進します。

3 障がい児支援の提供体制の整備

目標設定の考え方

重度の障がいのある児童が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある児童が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議の場の設置を目指します。

医療的ケアが必要な児童は、多分野にまたがる支援の利用調整が必要な場合が多く、総合的かつ包括的な支援を行う必要があるため、北海道と連携しながら相談支援の体制づくりに努めます。

第5期計画の目標

項 目	単 位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	箇所	1	1	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	箇所	1	1	1
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有無	有	有	有

目標達成の方策

- 重度の障がいのある児童のサービス提供体制の充実に努めます。

第3節 障害福祉サービスにおける見込量

1 居住系サービスの必要見込量

(1) 施設入所支援

生活介護利用者または自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人に対して、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。

サービス必要見込量については、グループホーム等への入居により減少はあるものの、入所希望者（待機者）もいるため、減少幅は少ないと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
計画	施設入所支援	101人	110人	108人	106人
実績	施設入所支援	112人	113人	110人	110人
増減	施設入所支援	11人	3人	2人	4人

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	110人	108人	105人

(2) 共同生活援助

共同生活援助（グループホーム）では、就労している、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活を送るための援助を行います。

第4期計画の進捗状況は、入所施設等から地域生活への移行者が少なかったものの、生活の場として整備が進んでいることから利用者は年々増加しています。

サービス必要見込量については、今後においても入所施設等から地域生活や、障がいのある方の居住の場として年々利用者は増加していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	計画	施設数	45箇所	49箇所	50箇所	50箇所
		実人員	115人	120人	123人	125人
	実績	施設数	48箇所	49箇所	50箇所	51箇所
		実人員	117人	123人	127人	135人
	増減	施設数	3箇所	0箇所	0箇所	1箇所
		実人員	2人	3人	4人	10人

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	施設数	52箇所	53箇所	54箇所
	実人員	150人	155人	160人

(3) 自立生活援助（新規）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がいのある人が居宅における生活に向けて一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	利用人数/年	10人	12人	15人

サービス見込量確保のための方策

- 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で生活を続けたり、入所施設等から円滑に地域移行できるよう、社会福祉法人等によるグループホームの主体的な整備を促進します。
- 事業者に対して、施設入所者の地域生活への移行に積極的に取り組むよう働きかけていきます。

2 日中活動系サービスの必要見込量

(1) 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

第4期計画の実績を踏まえ、現状の見込み量を維持するものとします。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
療養介護	計 画	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
		実 人 員	7人	7人	7人
	実 績	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
		実 人 員	7人	7人	7人
	増 減	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	0人	0人	0人

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
	実 人 員	7人	7人	7人
	延 人 数	84人	84人	84人

(2) 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3以上または年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、主として昼間において障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

サービス必要見込量については、第4期計画の実績や現計画年度に新規事業所の開設も予定されていないことから、現状を維持するものとします。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
生活介護	計 画	事業所数	29事業所	36事業所	36事業所	
		実 人 員	163人	195人	198人	
		1人平均 利用日数	22日	22日	22日	
	実 績	事業所数	35事業所	36事業所	36事業所	36事業所
		実 人 員	192人	200人	201人	203人
		1人平均 利用日数	22日	22日	22日	22日
	増 減	事業所数	6事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	29人	5人	3人	3人
		1人平均 利用日数	0日	0日	0日	0日

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	事業所数	36事業所	36事業所	36事業所
	実 人 員	206人	208人	210人
	1人平均 利用日数	22日	22日	22日

(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型訓練）

機能訓練では、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス必要見込量については、有期の訓練期間の修了で退所するため、大幅な増加が見込まれないことから、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	計 画	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
		実 人 員	1人	1人	1人
		月 平 均 利 用 日 数	22日	4日	4日
	実 績	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
		実 人 員	1人	1人	1人
		月 平 均 利 用 日 数	3日	2日	1日
	増 減	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	0人	0人	0人
		月 平 均 利 用 日 数	▲19日	▲2日	▲3日

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	1人	1人	1人
	月 平 均 利 用 日 数	4日	4日	4日

ウ 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練)	計画	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
		実人員	3人	3人	3人
		月平均 利用日数	22日	66日	66日
	実績	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
		実人員	1人	1人	1人
		月平均 利用日数	22日	22日	22日
	増減	事業所数	▲1事業所	▲1事業所	▲1事業所
		実人員	▲2人	▲2人	▲2人
		月平均 利用日数	0日	▲44日	▲44日

エ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実人員	1人	1人	1人
	月平均 利用日数	22日	22日	22日

オ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 (宿泊型)	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実人員	2人	2人	2人
	月平均 利用日数	30日	30日	30日

(4) 就労移行支援

一般就労などを希望する65歳未満の人を対象として、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

サービス必要見込量については、有期の訓練期間の修了で退所するため、事業所の増加がない限り、大幅な増加が見込まれないことから、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
就労移行支援	計画	事業所数	2事業所	8事業所	8事業所
		実 人 員	6人	15人	18人
		月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日
	実績	事業所数	7事業所	8事業所	8事業所
		実 人 員	12人	10人	12人
		月 平 均 利 用 日 数	23日	22日	22日
	増減	事業所数	5事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	6人	▲5人	▲6人
		月 平 均 利 用 日 数	1日	0日	0日

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	事業所数	8事業所	8事業所	8事業所
	実 人 員	13人	14人	15人
	月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日

(5) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型の事業所は圏域にも少なく、今後、新たな事業所ができる見込みも低いと見込まれ、ほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

就労継続支援B型では、企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人、年齢や体力面で雇用されることが困難となった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス必要見込量については、少しずつ増加すると見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
就労継続支援 (A型)	計 画	事業所数	5事業所	6事業所	6事業所	6事業所
		実 人 員	10人	11人	12人	12人
		月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日	22日
	実 績	事業所数	4事業所	6事業所	6事業所	6事業所
		実 人 員	10人	11人	12人	13人
		月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日	22日
	増 減	事業所数	▲1事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	0人	2人	0人	1人
		月 平 均 利 用 日 数	0日	0日	0日	0日

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (A型)	事業所数	6事業所	6事業所	6事業所
	実 人 員	13人	14人	15人
	月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日

ウ 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
就労継続支援 (B型)	計画	事業所数	22事業所	25事業所	26事業所	
		実 人 員	68人	125人	130人	
		月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	22日	
	実績	事業所数	24事業所	25事業所	26事業所	26事業所
		実 人 員	120人	130人	135人	135人
		月 平 均 利 用 日 数	22日	22日	21日	21日
	増減	事業所数	2事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	52人	5人	5人	5人
		月 平 均 利 用 日 数	0日	0日	▲1日	▲1日

エ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援 (B型)	事業所数	26事業所	27事業所	27事業所
	実 人 員	135人	140人	145人
	月 平 均 利 用 日 数	21日	21日	21日

(6) 就労定着支援 (新規)

就労移行支援などを利用し、一般就労へ移行した障がい者が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	月 平 均 利 用 人 数	5人	5人	5人

(7) 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

サービス必要見込量については、入所施設及びグループホームでの提供になることから、施設等の増加がない限り、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

医療型の短期入所については、事業所が少ないうえ空床型であるため、給付実績はありませんでした。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
短期入所	計画	事業所数	19事業所	25事業所	26事業所	27事業所
		実人員	30人	40人	43人	45人
		月平均 利用日数	3日	7日	7日	7日
	実績	事業所数	25事業所	25事業所	26事業所	27事業所
		実人員	38人	40人	38人	39人
		月平均 利用日数	9日	7日	7日	7日
	増減	事業所数	6事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実人員	8名	0人	▲5人	▲6人
		月平均 利用日数	6日	0日	0日	0日

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	事業所数	27事業所	27事業所	27事業所
	実人員	40人	40人	40人
	月平均 利用日数	7日	7日	7日

■日中活動系サービス全体の利用者見込み

《再掲》

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	7人	7人	7人
生活介護	206人	208人	210人
自立訓練（機能訓練）	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人
就労移行支援	13人	14人	15人
就労継続支援（A型）	13人	14人	15人
就労継続支援（B型）	135人	140人	145人
就労定着支援	5人	5人	5人
短期入所	40人	40人	40人
合 計	421人	430人	439人

※「人」＝月間の利用人員

サービス見込量確保のための方策

- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型のサービス基盤整備を促進します。
- 地域生活への移行や能力の適性に応じた就労のため、自立訓練や就労継続支援、就労定着支援等の整備を促進します。また、事業所（施設）整備に当たっては、地域のニーズやバランスに配慮しながら、社会福祉法人が主体的に行う整備の支援に努めます。
- 相談支援事業所等との連携を図り、障がい者と事業所のマッチングとフォローアップをして、継続してサービスを利用できるように努めます。

3 訪問系サービスの必要見込量

(1) 居宅介護

障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。サービス提供事業所のほとんどが介護保険での事業所も兼ねており、すべての障がいに対応していない事業所や登録はしていてもサービス提供はしていない事業所もあります。

サービス必要見込量については、利用者の高齢化により介護保険への移行も想定されること、新たにサービス提供事業所が増える見込みも低いことから大幅な増加が見込まれないため、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
居宅介護	計画	事業所数	15事業所	15事業所	15事業所
		実 人 員	50人	60人	62人
		月 平 均 利 用 時 間	23時間	23時間	23時間
	実績	事業所数	14事業所	15事業所	15事業所
		実 人 員	57人	59人	56人
		月 平 均 利 用 時 間	22時間	23時間	23時間
	増減	事業所数	▲1事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	7人	1人	▲6人
		月 平 均 利 用 時 間	▲1時間	0時間	0時間

※実績事業所数については、サービス利用者と契約を結んでいる事業所数。

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	事業所数	15事業所	15事業所	15事業所
	実 人 員	60人	62人	63人
	月 平 均 利 用 時 間	23時間	23時間	23時間

(2) 重度訪問介護

重度訪問介護では、重度の肢体不自由で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。居宅介護同様、介護保険事業所との兼業の事業所が多く、サービス提供についても同様の状況です。また、1回当たりのサービス提供も長時間となるため、事業所側も人員が確保できず、サービス提供ができない等の特別な事情もあります。

第4期計画の進捗状況は、利用者の増加もなく、ほぼ横ばいとなっています。

今後のサービス必要見込量については、強度行動障害も支給対象となりましたが、事業所からのサービス提供体制が整っていないため、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
重度訪問介護	計 画	事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	
		実 人 員	4人	4人	4人	
		月 平 均 利 用 時 間	159時間	70時間	70時間	
	実 績	事業所数	3事業所	2事業所	2事業所	3事業所
		実 人 員	2人	3人	3人	3人
		月 平 均 利 用 時 間	62時間	81時間	74時間	62時間
	増 減	事業所数	0事業所	▲1事業所	▲1事業所	0事業所
		実 人 員	▲2人	▲1人	▲1人	▲1人
		月 平 均 利 用 時 間	▲97時間	11時間	4時間	▲8時間

※実績事業所数については、サービス利用者と契約を結んでいる事業所数。

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度訪問介護	事業所数	3事業所	3事業所	3事業所
	実 人 員	4人	4人	4人
	月 平 均 利 用 時 間	70時間	70時間	70時間

(3) 同行援護

同行援護では、視覚障がいによって移動に著しい困難を有する人に対して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

サービス必要見込量については、対象となる人は少ないものと想定されることから、ほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
同行援護	計画	事業所数	3事業所	3事業所
		実人員	4人	4人
		月平均 利用時間	11時間	8時間
	実績	事業所数	3事業所	3事業所
		実人員	4人	3人
		月平均 利用時間	8時間	11時間
	増減	事業所数	0事業所	0事業所
		実人員	0人	▲1人
		月平均 利用時間	▲3時間	3時間

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
同行援護	事業所数	3事業所	3事業所	3事業所
	実人員	4人	4人	4人
	月平均 利用時間	11時間	11時間	11時間

(4) 行動援護

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

第4期計画の進捗状況では、提供事業所が無いため、実績はありませんでした。

今後のサービス必要見込量については、対象となる障がい者が少ないことから利用を1人で見込んでいます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
行動援護	計画	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
		実人員	1人	1人	1人	1人
		月平均 利用時間	20時間	20時間	20時間	20時間
		延利用時間	240時間	240時間	240時間	240時間
	実績	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実人員	0人	0人	0人	0人
		月平均 利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
		延利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	増減	事業所数	▲1事業所	▲1事業所	▲1事業所	▲1事業所
		実人員	▲1人	▲1人	▲1人	▲1人
		月平均 利用時間	▲20時間	▲20時間	▲20時間	▲20時間
		延利用時間	▲240時間	▲240時間	▲240時間	▲240時間

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
行動援護	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実人員	1人	1人	1人
	月平均 利用時間	20時間	20時間	20時間
	延利用時間	240時間	240時間	240時間

(5) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、障害支援区分6で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

サービス必要見込量については、対象となる人は少ないものと想定されることから、今後の利用者数を1人で見込んでいます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
重度障害者等 包括支援	計 画	事業所数	1事業所	0事業所	1事業所	
		実 人 員	1人	0人	1人	
		月 平 均 利 用 時 間	200時間	0時間	200時間	
	実 績	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	0人	0人	0人	0人
		月 平 均 利 用 時 間	0時間	0時間	0時間	0時間
	増 減	事業所数	▲1事業所	0事業所	▲1事業所	▲1事業所
		実 人 員	▲1人	0人	▲1人	▲1人
		月 平 均 利 用 時 間	▲200時間	0時間	▲200時間	▲200時間

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者等包括支援	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	1人	1人	1人
	月 平 均 利 用 時 間	200時間	200時間	200時間
	延利用時間	2,400時間	2,400時間	2,400時間

(6) 相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者、障害福祉サービスを利用するすべての障がい児に対して、心身の状況や障害福祉サービスの利用に関する意向などを勘案し、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成など、きめこまやかなケアマネジメントを行います。

地域相談支援では、障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院をしている障がいのある人に対し、地域生活に移行するための活動に関する相談（地域移行支援）や、居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対し、緊急時における連絡体制を確保し、相談や緊急対応等の支援を行います。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
計画相談支援	計画	事業所数	10事業所	11事業所
		実人員	440人	450人
	実績	事業所数	10事業所	11事業所
		実人員	438人	444人
	増減	事業所数	0事業所	0事業所
		実人員	▲2人	▲6人
地域相談支援 (地域移行支援)	計画	事業所数	4事業所	4事業所
		実人員	6人	6人
	実績	事業所数	0事業所	0事業所
		実人員	0人	0人
	増減	事業所数	▲4事業所	▲4事業所
		実人員	▲6人	▲6人
地域相談支援 (地域定着支援)	計画	事業所数	2事業所	2事業所
		実人員	8人	8人
	実績	事業所数	0事業所	0事業所
		実人員	0人	0人
	増減	事業所数	▲2事業所	▲2事業所
		実人員	▲8人	▲8人

※計画相談支援事業所数については、サービス利用者と契約を結んでいる事業所数。

※地域相談支援事業所数については、北斗市を提供範囲とする事業所数。

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	事業所	12事業所	13事業所	14事業所
	実人員	470人	480人	490人
地域相談支援 (地域移行支援)	事業所	4事業所	4事業所	4事業所
	実人員	6人	6人	6人
地域相談支援 (地域定着支援)	事業所	4事業所	4事業所	4事業所
	実人員	4人	4人	4人

サービス見込量確保のための方策

障がいのある人が、個々のニーズや障がいの特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活することができるよう、在宅サービス提供体制の整備に努めます。

4 地域生活支援事業の必要見込量

(1) 相談支援事業

① 相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のための必要な援助を行います。

市では、相談支援専門員が配置されている障がい者生活支援センター「アシスト・ほくと」に相談支援センターとして委託し実施するほか、函館市及び七飯町との2市1町で広域設置している障がい者生活支援センター「ばすてる」（いずれも社会福祉法人侑愛会運営）に委託し、相談支援体制の充実に努めます。

また、この他に北海道から委託を受け、精神障がいに係わる専門的な相談を行っている函館地域生活支援センターと連携を図りながら、精神障がい者に対する相談支援体制の充実に努めます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
障害者相談支援事業所	計画	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
	実績	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
	増減	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業所	3事業所	3事業所	3事業所

② 地域自立支援協議会

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要不可欠です。

このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置し、地域における関係機関のネットワークの構築と相談支援体制の充実化を図ります。

市では、函館市及び七飯町との共同設置により「函館地域障害者自立支援協議会」を設置し、委託相談支援事業者の運営評価をはじめ、困難事例に関しての協議・調整、市町村障がい福祉計画の具体化に向けた協議、地域の社会資源の開発や改善に向けた提案等相談支援事業の効果的な運営に努めています。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介します。

市では、函館市との協定により、函館市が障がい者生活支援センター「ぱすてる」に委託して実施している「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」において、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

サービス必要見込量については、手話・要約筆記共に利用者が限定されることからほぼ横ばいで推移していくものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
計画	コミュニケーション支援事業				
	手話通訳	延利用件数	140件	150件	150件
	要約筆記	延利用件数	14件	10件	10件
実績	コミュニケーション支援事業				
	手話通訳	利用者数	14人	14人	14人
		延利用件数	143件	142件	144件
	要約筆記	利用者数	2人	2人	2人
		延利用件数	7件	6件	7件
増減	コミュニケーション支援事業				
	手話通訳	延利用件数	3件	▲8件	▲6件
	要約筆記	延利用件数	▲7件	▲4件	▲3件

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
コミュニケーション支援事業				
手話通訳	利用者数	14人	14人	14人
	延利用件数	150件	150件	150件
要約筆記	利用者数	2人	2人	2人
	延利用件数	10件	10件	10件

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいまたは知的障がいのある人（児童）、精神障がいのある人であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。また、難病に対しても給付対象です。

進捗状況は、排泄管理支援用具は微増、その他は横ばいで推移しています。サービス必要見込量については、これまでの実績をもとに、排泄管理支援用具は微増、その他は横ばいで見込んでいます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26 年 度	平成27 年 度	平成28 年 度	平成29 年 度 (見込み)
計 画	日常生活用具給付等事業	1,038件	1,059件	1,070件	1,088件
	介護・訓練支援用具	5件	5件	5件	5件
	自立生活支援用具	18件	17件	18件	18件
	在宅療養等支援用具	5件	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件	7件
	排泄管理支援用具	1,001件	1,020件	1,030件	1,051件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	2件	5件	5件	2件
実 績	日常生活用具給付等事業	1,036件	1,032件	1,042件	1,072件
	介護・訓練支援用具	4件	4件	5件	5件
	自立生活支援用具	10件	12件	11件	18件
	在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	5件
	情報・意思疎通支援用具	9件	7件	7件	6件
	排泄管理支援用具	1,005件	1,001件	1,012件	1,035件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	6件	6件	5件	3件
増 減	日常生活用具給付等事業	▲2件	▲27件	▲28件	▲16件
	介護・訓練支援用具	▲1件	▲1件	0件	0件
	自立生活支援用具	▲8件	▲5件	▲7件	0件
	在宅療養等支援用具	▲3件	▲3件	▲3件	0件
	情報・意思疎通支援用具	2件	0件	0件	▲1件
	排泄管理支援用具	4件	▲19件	▲18件	▲16件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	4件	1件	0件	1件

※「件」＝年間の利用件数

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付等事業	1,089件	1,099件	1,110件
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	17件	17件	18件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	1,050件	1,060件	1,070件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	5件	5件	5件

※「件」＝年間の利用件数

(4) 移動支援事業

障がいのある人（児童）であって、外出時に支援が必要な人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

サービス必要見込量については、ほぼ横ばいです。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
移動支援事業	計画	事業所数	5事業所	7事業所	7事業所	7事業所
		実人員	25人	25人	26人	27人
		月平均 利用時間	8時間	8時間	8時間	8時間
	実績	事業所数	7事業所	5事業所	5事業所	7事業所
		実人員	25人	20人	19人	23人
		月平均 利用時間	10時間	8時間	8時間	8時間
	増減	事業所数	2事業所	▲2事業所	▲2事業所	0事業所
		実人員	0人	▲5人	▲7人	▲4人
		月平均 利用時間	2時間	0時間	0時間	0時間

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	事業所数	7事業所	7事業所	8事業所
	実人員	25人	26人	27人
	月平均 利用時間	8時間	8時間	8時間

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターや近隣市町の作業所などを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

サービス必要見込量については、地域活動支援センターの利用者や事業所の増加が見込まれないこと、福祉サービスへの移行が難しい障がい者が利用している状況であるため、横ばいとしています。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
計画	地域活動支援センター事業					
	北斗市内	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
		実 人 員	18人	10人	10人	10人
	近隣市町	事業所数	5事業所	7事業所	7事業所	7事業所
		実 人 員	11人	10人	10人	10人
	実績	地域活動支援センター事業				
北斗市内		事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
		実 人 員	11人	10人	10人	10人
近隣市町		事業所数	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所
		実 人 員	10人	11人	10人	10人
増減		地域活動支援センター事業				
	北斗市内	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	▲7人	0人	0人	0人
	近隣市町	事業所数	2事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	▲1人	1人	0人	0人

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業				
北斗市内	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	10人	10人	10人
近隣市町	事業所数	7事業所	7事業所	7事業所
	実 人 員	10人	10人	10人

(6) 成年後見制度利用支援事業

成年後見開始の申立をする親族がない等の理由により、成年後見制度を利用することができない人を対象に、市が家庭裁判所に審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。今後は障がい者及び家族の高齢化により、事業の利用者が一定数見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	計画	実 人 員	2人	3人	4人
	実績	実 人 員	1人	0人	1人
	増減	実 人 員	▲1人	▲3人	▲3人

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分			平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	計画	実 人 員	4人	4人	4人

(7) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し浴槽を提供して、入浴サービスを行います。

サービス必要見込量については、今後の新たな利用を見込んで、微増としています。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
訪問入浴 サービス事業	計画	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
		実 人 員	2人	1人	2人	2人
		月 平 均 利 用 回 数	24回	12回	24回	24回
	実績	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
		実 人 員	1人	1人	1人	1人
		月 平 均 利 用 回 数	12回	12回	13回	12回
	増減	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	▲1人	0人	▲1人	▲1人
		月 平 均 利 用 回 数	▲12回	0回	▲11回	▲12回

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所
	実人員	2人	2人	2人
	月平均 利用回数	24回	24回	24回

② 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人（児童）を対象に、活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

サービス必要見込量については、利用人員、利用回数は横ばいに推移するものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
日中一時 支援事業	計画	事業所数	21事業所	21事業所	22事業所
		実人員	15人	28人	30人
		月平均 利用回数	2回	3回	3回
	実績	事業所数	20事業所	21事業所	22事業所
		実人員	27人	19人	24人
		月平均 利用回数	3回	3回	3回
	増減	事業所数	▲1事業所	0事業所	0事業所
		実人員	12人	▲9人	▲6人
		月平均 利用回数	1回	0回	0回

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	事業所数	22事業所	22事業所	22事業所
	実人員	32人	32人	32人
	月平均 利用回数	3回	3回	3回

③ 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得により社会参加が見込まれる身体障がいのある人に対して、就労等社会活動への参加を促進するため、その取得に要する費用の一部として、1件につき10万5千円を上限に助成します。

高校生の就労時の助成として今後も利用が見込まれるが、対象となる人は少ないため、利用を1人で見込んでいます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
身体障害者自動車 運転免許取得 費助成事業	計画	件数	1件	1件	1件	1件
	実績	件数	1件	0件	1件	1件
	増減	件数	0件	▲1件	0件	0件

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者自動車運転 免許取得費助成事業	件数	1件	1件	1件

④ 身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある人に対して、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部として、1件につき10万円を上限に助成します。

サービス必要見込量については、対象となる人は少ないものと見込まれることから、実績を踏まえ1人で見込んでいます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
身体障害者用自動車 改造費助成事業	計画	件数	1件	1件	1件	1件
	実績	件数	0件	0件	1件	1件
	増減	件数	▲1件	▲1件	0件	0件

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者用自動車 改造費助成事業	件数	1件	1件	1件

サービス見込量確保のための方策

- 障がいのある人の意向を尊重したサービスが提供できるよう、ケアマネジメント機能の充実を図り、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援に努めます。
- 障害者生活支援センターに設置している地域自立支援協議会の機能の充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- 障がいのある人が個々のニーズや障がいの特性、年齢段階などに応じて、必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービス提供体制の整備に努めます。
- 介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある方の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りについての体制整備努めます。
- 事業者等による新たなサービスに関する情報の提供に努め、障がいのある人の多様なニーズに応じたサービス提供の促進を図ります。
- 障がいのある人の外出を支援するため、移動支援の利用促進を図るとともに、身体障がい者用自動車の改造や運転免許の取得などの支援に努めます。
- 障がいのある人の社会参加や就労を促進するため、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進や補助犬の普及に努めます。
- 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重度障がい者のある方に対し、日常生活用具の利用の促進に努めます。
- 地域の実情に応じた、支援者の育成に努めます。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実や、市民や企業によるボランティア活動を促進するなど、インフォーマルな資源の増加・活用を計ります。
- 子ども、高齢者、障がい者を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのための多様な地域支援事業を推進します。
- 市民に対して障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業の実施に努めます。

第4節 障がい児支援における見込量

1 障害児通所支援事業の必要見込量

(1) 児童発達支援（児童発達支援センター・児童発達支援事業）

療育の必要を認められた障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

サービス必要見込量については、障がいのある児童に限定した事業ではありますが、幼少期からの療育に関する需要が高いため、微増で推移するものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
児童発達支援	計 画	事業所数	6事業所	6事業所
		実 人 員	35人	38人
		月 平 均 利 用 日 数	15日	15日
	実 績	事業所数	6事業所	6事業所
		実 人 員	30人	32人
		月 平 均 利 用 日 数	15日	15日
	増 減	事業所数	0事業所	0事業所
		実 人 員	▲5人	▲6人
		月 平 均 利 用 日 数	0日	0日

※実績 事業所数については、サービス利用者と契約を結んでいる事業所数。

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援センター 児童発達支援事業	事業所数	6事業所	6事業所
	実 人 員	40人	42人
	月 平 均 利 用 日 数	15日	15日

(2) 放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある児童を対象に、授業の終了後又は休日に施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うとともに、放課後の居場所づくりを行います。

サービス必要見込量については、事業所の増加とともに児童発達支援利用者が修学とともに利用開始する事や学齢期で発達障がいが顕著となり利用を希望する児童の増加が見込まれることから増加するものと見込まれます。

ア 第4期計画の進捗状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	
放課後等 デイサービス	計 画	事業所数	12事業所	14事業所	
		実 人 員	45人	50人	
		月 平 均 利 用 回 数	15回	15回	
	実 績	事業所数	12事業所	13事業所	14事業所
		実 人 員	47人	50人	62人
		月 平 均 利 用 回 数	16回	18回	18回
	増 減	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所
		実 人 員	2人	2人	12人
		月 平 均 利 用 回 数	1回	3回	3回

※実績事業所数については、サービス利用者と契約を結んでいる事業所数。

イ 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	事業所数	15事業所	15事業所	16事業所
	実 人 員	65人	68人	70人
	月 平 均 利 用 回 数	18回	18回	18回

(3) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童の通所・通学場所へ2週間に1回程度訪問し、障がい児や職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービスの必要見込量については、提供事業所が市内に1カ所しかないことから、ほぼ横ばいで推移すると思われま。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	3人	3人	3人
	月 平 均 利 用 回 数	2回	2回	2回

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

サービスの必要見込量については、提供事業所が1カ所しかないことから、ほぼ横ばいで推移すると思われま。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	1人	1人	1人
	月 平 均 利 用 回 数	4回	4回	4回

(5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

サービス必要見込量については、対象となる人は少ないものと見込まれることから、1人で見込んでいます。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所
	実 人 員	1人	1人	1人
	月 平 均 利 用 回 数	1回	1回	1回

(6) 障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリングなどを行います。サービス必要見込量については、対象となる人は微増と見込んでいます。

ア 第5期計画におけるサービス必要見込量

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	事業所数	7事業所	8事業所	9事業所
	利用人数	70人	80人	90人

サービス見込量確保のための方策

- サービス提供事業所が少ない中、サービス利用希望者が多く利用者のニーズにすべて応えることが困難な状況であるため、より一層相談支援事業所・提供事業所と連携し、幅広い対象者への療育が可能になるように努めます。
- 地域自立支援協議会の機能充実を図り、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- ボランティアの発掘、育成、情報提供などの充実に努め、市民や企業によるボランティア活動を促進し、インフォーマルな資源の増加・活用を図ります。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスの補完・補助機能としての日中一時支援・保育所等訪問支援の活用等を行う事により、療育を支援します。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスは需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービスの供給量の確保を支援します。
- 居宅訪問型児童発達支援は新設されるサービスであるため、利用者のニーズ把握に努め、必要に応じて児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービスの供給量の確保を支援します。

第 5 章

計 画 の 推 進

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

そのため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備を図り、身近にいる障がいのある方の障がいの程度や緊急時における支援の必要性などを、地域の方が認識できる機会の提供に努めます。

また、障がいのある方の重度化や高齢化が進む中、障がいのある方が安全・安心に地域の中で自立して生活できるように、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

さらに、精神障がいのある方の地域生活への移行を推し進めていくため、保健・医療・福祉等の関係機関による協議の場の確保を目指し、函館市、七飯町との連携や渡島圏域での対応を含め、精神障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進するための取組みを進めていくことが重要です。

広報などによる障がいへの理解を促進するための情報発信や、ポスター掲示などによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなど、障がいに関しての理解を深めていくとともに、障害者差別解消法の施行を受け、障がいのある方が必要な配慮を受けられるよう、体制整備を進めるよう努めます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々々の障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価（PDCAサイクル）を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。

(2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、障がいのある方、事業者、関係団体などによる自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、連携強化を図るとともに、市の関係部署や国、北海道、他市町村、町内会・自治会などとの連携、情報交換などにより福祉行政の推進に努めます。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉の推進に必要な財源については、障がいのある方の意向や民間福祉事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道との協議の上、適切に確保するように努めます。

また、各種施策については国の動向や中長期的な財政状況のみならず、地域の状況なども勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

資 料 編

「北斗市における障がい者福祉に関する調査」の概要

北斗市では、「北斗市障がい者福祉計画・第5期計画」「北斗市障がい児福祉計画・第1期計画」の策定の基礎資料を得るため、平成29年度に下記のアンケート調査を実施しました。

調 査 名	北斗市における障がい者福祉に関する調査																										
調査期間	平成29年10月上旬 ～ 平成29年10月27日																										
対 象 者	<p>1 在宅者等（障害者施設入所者以外の者） 平成29年8月1日現在、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の中から1,200人を無作為抽出</p> <p>《参考データ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出率：約47.5% ・抽出結果 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) 身体障害者手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">900人</td> </tr> <tr> <td>(2) 療育手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">200人</td> </tr> <tr> <td>(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：</td> <td style="text-align: right;">100人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1,200人</td> </tr> </table> 			(1) 身体障害者手帳所持者：	900人	(2) 療育手帳所持者：	200人	(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：	100人	計	1,200人																
(1) 身体障害者手帳所持者：	900人																										
(2) 療育手帳所持者：	200人																										
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者：	100人																										
計	1,200人																										
調査方法	郵送配付、郵送回収																										
回収結果	<p>調査総数： 1,200件 回 収 数： 595件 回 収 率： 49.6%</p> <p>《在宅者等障害別回収結果内訳》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">調査数</th> <th style="text-align: center;">回収数</th> <th style="text-align: center;">回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">900件</td> <td style="text-align: center;">482件</td> <td style="text-align: center;">53.6%</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">200件</td> <td style="text-align: center;">71件</td> <td style="text-align: center;">35.5%</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td> <td style="text-align: center;">100件</td> <td style="text-align: center;">35件</td> <td style="text-align: center;">35.0%</td> </tr> <tr> <td>手帳区分無回答者</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">0.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1,200件</td> <td style="text-align: center;">595件</td> <td style="text-align: center;">49.6%</td> </tr> </tbody> </table>				調査数	回収数	回収率	身体障害者手帳所持者	900件	482件	53.6%	療育手帳所持者	200件	71件	35.5%	精神障害者保健福祉手帳所持者	100件	35件	35.0%	手帳区分無回答者	—	7件	0.6%	計	1,200件	595件	49.6%
	調査数	回収数	回収率																								
身体障害者手帳所持者	900件	482件	53.6%																								
療育手帳所持者	200件	71件	35.5%																								
精神障害者保健福祉手帳所持者	100件	35件	35.0%																								
手帳区分無回答者	—	7件	0.6%																								
計	1,200件	595件	49.6%																								

北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の策定について（答申）

答 申 書

平成30年3月19日

北斗市長 池田 達雄 様

北斗市障がい者福祉計画策定委員会
委員長 坂本 徳 廣

北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」・北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」
について（答申）

平成29年7月19日付をもって諮問を受けました北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」・北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」の策定について審議した結果、諮問のとおり当該計画が適当であると決定しましたので、次のとおり答申いたします。

記

近年、障がい児・者の福祉施策は、国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備に伴い、障害者総合支援法をはじめ、障害者基本法、障害者虐待防止法、さらには、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めた障害者差別解消法が施行され、平成30年度には、障害者総合支援法・障害者雇用促進法が改正施行される予定であるなど、大きく再編されてきました。

この間の制度の再編では、障がいのある方々の権利擁護がその骨格をなし、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組まれてきました。

中でも、今回の発達障害者支援法の改正では、発達障がい者への支援は「社会的障壁」を除去するために行うものであり、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない、教育・福祉・医療・就労などが緊密に連携された支援を行うことであるとされております。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化するなか、本計画策定委員会においては、北斗市における障がい児・者の数的把握や「北斗市における障がい者福祉に関する調査」結果を踏まえ、現計画の進捗状況及び数値目標の達成状況等を評価、検証してまいりました。

また、次期計画には、北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」が盛り込まれており、乳幼児期からライフステージに応じた総合的かつ計画的で切れ目のない支援が図られるよう、施策の方向性及び事業の展開、併せて、障害福祉サービスの見込み量とその確保の方策についても検討してまいりました。

つきましては、当策定委員会の答申を踏まえ、本計画の基本理念である「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり」を目指し、障がい児・者が、生まれ育った地域で、安心して暮らすことができるよう各種施策の推進を期待いたします。

北斗市障がい者福祉計画策定委員会審議経過

- 第1回 平成29年7月19日（水）
 - (1) 正副委員長の選任について
 - (2) 計画策定の基本的な考え方について
 - (3) 北斗市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュールについて
 - (4) アンケート調査の実施について

- 第2回 平成29年12月27日（水）
 - (1) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（素案）について

- 第3回 平成30年2月22日（木）
 - (1) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（素案）について

- 第4回 平成30年3月16日（金）
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 北斗市障がい者福祉計画（第5期計画）・障がい児福祉計画（第1期計画）（案）について
 - (3) 北斗市障がい者福祉計画・第5期計画答申書（案）について

北斗市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

[平成18年11月20日制定・北斗市訓令第134号]

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「障がい者福祉計画」という。)の策定を行うため、北斗市障がい者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について、審議を行う。

- (1) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障がい者福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10名で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 学識経験者

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を各1名置くものとする。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会は、市長が招集する。

(議事)

第6条 会議の議長は、委員長があたる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、会議における審議の参考に供するために必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とし、障がい者福祉計画策定の事業が完了するまでとする。

ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

北斗市障がい者福祉計画策定委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職
委員長	坂 本 徳 廣	社会福祉法人函館緑花会理事長
副委員長	伏 見 勉	社会福祉法人北斗市社会福祉協議会会長
委員	田 畑 定 男	北斗市町会連合会長
〃	佐 直 栄 一	社会福祉法人侑愛会 障害者支援施設明生園園長
〃	清 藤 勲	北斗市身体障害者福祉協会会長
〃	千 葉 紀 子	北斗市手をつなぐ育成会副会長
〃	田 原 勝 昭	北斗市民生委員児童委員連合会会長
〃	小 林 千代子	手話サークルLの会会長
〃	大 場 公 孝	北斗市保健医療福祉問題協議会委員 社会福祉法人侑愛会理事長 ゆうあい会診療所所長
〃	高 橋 徹	北斗市校長会会長 (上磯小学校長)

用語の解説集

用語(五十音順)

●あ行

【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を医療法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、厚生労働省と文部科学省の通知で、2004年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員がたんの吸引、経管栄養、導尿補助の三つができる

●か行

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。

【ガイドヘルパー】

視覚、全身性、知的障がいによって1人での外出が困難な方が安全に出かけられるよう、移動介護サービスを提供する資格となります。障がいのある方が積極的に社会活動に参加していく上で重要である、外出時には欠かせないサービス。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。

【共同生活援助・共同生活介護】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。平成26年4月より共同生活援助(グループホーム)へ一元化された。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【居宅生活動作補助用具(住宅改修)】

障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【計画相談支援】

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。

【コミュニケーション(意思疎通)支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。

●さ行

【サービス等利用計画】

障がい者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをきめ細かく支援するため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障がい者(児)について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画。

【在宅療養等支援用具】

透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。

【施設入所支援】

障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

【児童発達支援】

未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【就労継続支援(A型＝雇用型・B型＝非雇用型)】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。

【障害者虐待防止法】

障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的として制定された法律。

【障害者差別解消法】

行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を促進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定された法律。

【障害者総合支援法】

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【障害者相談支援事業】

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。

【障害者優先調達推進法】

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品や役務を調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。

【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。

【身体障害者自動車運転免許取得費助成】

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。

【身体障害者用自動車改造費助成】

自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【成年後見制度利用支援事業】

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

【短期入所(ショートステイ)】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

●た行

【地域移行支援】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【同行援護】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス。

【特別支援学校】

学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。

●な行

【日常生活用具給付等事業】

障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

【日中一時支援事業】

活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う。

●は行

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。

【発達障害】

生まれつき脳の発達が通常と違っているために、比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応に問題が発生する障害。自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害(PDD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)、チック障害などがあります。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等を現在利用・通学中の障害のある児童(今後利用予定も含む)が、る集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。

【放課後等デイサービス】

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。

●ら行

【ライフステージ】

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。

北斗市障がい者福祉計画「第5期計画」
北斗市障がい児福祉計画「第1期計画」

平成30年3月

発行 **北海道北斗市**

編集 北斗市民生部保健福祉課福祉サービス係

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

TEL 0138-73-3111

FAX 0138-74-2510

[ホームページ] <http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/>

[E-mail] hokenhukushi@city.hokuto.hokkaido.jp